

包括外部監査の結果報告書

県税の賦課徴収事務と税外収入(主として収入未済額の多いもの)について

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

(1) 外部監査対象

県税の賦課徴収事務と税外収入(主として収入未済額の多いもの)について

(2) 外部監査対象年度

平成17年度とし、必要に応じて遡及した。

(3) 事件を選定した理由

近年、県財政が厳しい状況にあることから、県が自ら賦課徴収できる自主財源の確保がこれまで以上に重要となっている。

特に、主要な自主財源である県税については、地方分権改革により法定外目的税制度が創設されたことや三位一体改革により19年度から国(所得税)から地方(個人住民税)に税源移譲されることに伴い、これまで以上に公平かつ適正に賦課徴収を行うことが求められる。

また、県税以外の自主財源としては、使用料及び手数料、分担金及び負担金、貸付金元利収入などがある。これらの収入未済額(平成16年度決算額)を見ると、県営住宅使用料20百万円、分担金及び負担金8百万円、中央病院医業収入21百万円、貸付金元利収入320百万円となっており、これらの回収が大きな課題となっている。

以上、自主財源を充実、確保する観点から、県税並びに収入未済額の多い県営住宅使用料、中央病院医業収入について、その賦課徴収事務が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているか。また、未収入金の回収が効果をあげているかなどを検証することは、有意義であると考え、テーマとして選定した。

なお、貸付金元利収入は、16年度の包括外部監査の対象としていることから、今回は除外した。

3 外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ア 賦課及び徴収事務が適正かつ効率的に行われているか。(課税客体の適正な把握と課税漏れの防止)
- イ 徴収率向上のための方策は効果をあげているか。
- ウ 減免等の手続は適正に行われているか。
- エ 未収入金の管理は適正に行われているか。
- オ 滞納に対する手続は適正か。
- カ 税務課及び総合県税事務所の情報システムのセキュリティが確保されているか。

(2) 外部監査実施期間

平成 18 年 8 月 3 日から平成 19 年 3 月 8 日まで

(3) 外部監査従事者の資格及び氏名

包括外部監査人	公認会計士	金田 賢二
同補助者	公認会計士	松村 篤樹
同補助者	公認会計士	中川 敏裕
同補助者	公認会計士	田中 聖二

(4) 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、私は地方自治法第 252 条の 29 に規定する直接の利害関係はない。

(5) 金額単位

本報告書では、特に断りのない限り、単位未満の金額は切り捨てて表示している。このため本報告書中の表は、合計欄の数値と内訳の合計値とが一致しない場合がある。

第2 歳入決算の概要

1 一般会計歳入決算額の状況

県の平成17年度の一般会計決算額は5,398億円(前年度比4.1%減)、特別会計歳入決算額は1,698億円(前年度比1.2%増)であり、歳入決算額の合計額は7,097億円(前年度比2.9%減)となっている。

年 度	歳入決算額 (億円)		
	一 般	特 別	合 計
平成15年度	5,682	1,515	7,197
平成16年度	5,626	1,678	7,305
平成17年度	5,398	1,698	7,097

歳入構成を分析すると、県税及び諸収入等県自らの権限によって収入できる自主財源と地方交付税及び県債等いわゆる依存財源に分類され、自主財源比率は45.3%となっている。

区 分		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
自主財源		億円	%	億円	%	億円	%
	県税	1,148	20.2	1,183	21.0	1,258	23.3
	地方消費税清算金	212	3.7	233	4.2	215	4.0
	分担金及び負担金	50	0.9	48	0.9	50	0.9
	使用料及び手数料	148	2.6	148	2.6	146	2.7
	財産収入	10	0.2	11	0.2	12	0.2
	寄附金	4	0.1	3	0.1	1	0.0
	繰入金	29	0.5	142	2.5	66	1.2
	繰越金	175	3.1	200	3.6	165	3.1
	諸収入	554	9.8	572	10.2	530	9.8
	計	2,333	41.1	2,544	45.2	2,447	45.3
依存財源	地方譲与税	26	0.5	48	0.9	87	1.6
	地方特例交付金	21	0.4	33	0.6	67	1.3
	地方交付税	1,566	27.6	1,415	25.2	1,403	26.0
	交通安全対策特別交付金	5	0.1	4	0.1	4	0.1
	国庫支出金	759	13.4	649	11.5	575	10.7
	県債	969	17.1	931	16.5	812	15.1
	計	3,348	58.9	3,082	54.8	2,951	54.7
合 計		5,682	100.0	5,626	100.0	5,398	100.0

2 収入未済額及び推移

一般会計の収入未済額は 3,203 百万円(前年度比 326 百万円 9.2%減)となっている。

年 度	収入未済額(百万円)
平成 15 年度	3,587
平成 16 年度	3,529
平成 17 年度	3,203

収入未済額の主なものは、県税 2,746 百万円(構成比 85.7%)、諸収入 424 百万円(構成比 13.3%)である。

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
	百万円	百万円	百万円
県税	3,125	3,067	2,746
分担金及び負担金	7	8	8
使用料及び手数料	28	22	23
(うち県営住宅使用料)	(25)	(20)	(17)
諸収入	421	430	424
(うち延滞金)	(228)	(232)	(228)
(うち滞納繰越金)	(164)	(168)	(182)
その他	5		
計	3,587	3,529	3,203

病院事業の医業未収金のうち、患者の自己負担分は 333 百万円(うち平成 16 年度以前分 103 百万円)となっている。

年 度	医業未収金(自己負担分)(百万円)
平成 15 年度	334
平成 16 年度	306
平成 17 年度	333

第3 監査の結果

1 県税の概要

(1) 主な税目の概要

県税は、直接税である県民税、事業税及び自動車税と、間接税等である地方消費税、不動産取得税、県たばこ税、自動車取得税及び軽油引取税を主な税目として構成されている。

特に、所得をもとにして賦課する県民税と事業税が基幹税とされていることから、その税収入が景気に左右されやすく、安定性に欠けていると言われている。このため、県税の基幹税である法人事業税に、応益課税としての性格の明確化及び税収の安定的確保等を図るため、平成16年4月1日以後に開始する事業年度から、資本金の額1億円超の法人を対象に、従前の所得による課税標準の4分の1相当部分を外形基準とする外形標準課税が導入されている。

・普通税

税目	納税義務者	課税標準	税率
県民税	(個人) 富山県内に住所を有する個人	均等割・・・定額課税	1,000円
		所得割・・・前年の所得	2%、3%（平成19年度分以降は、一律4%）
	(法人) 富山県内に事務所等を有する法人等	均等割・・・定額課税	2万円～80万円
		法人税割・・・法人税額又は個別帰属法人税額	5%
	(利子割) 利子等の支払い等をする者の富山県内に所在する営業所等を通じて利子等の支払を受ける者	支払を受けるべき利子等の額	(一定税率) 5%
	(配当割) 富山県内に住所を有する個人で、特定配当等の支払を受けるもの	支払を受けるべき特定配当等の額	(一定税率) 5%（平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間に支払を受けるべきものは3%）
	(株式等譲渡所得割) 富山県内に住所を有する個人で、源泉徴収口座内における上場株式	特定株式等譲渡所得金額	(一定税率) 5%（平成16年1月1日から平成19年12月31日までの間に生じたものは3%）

	等の譲渡の対価等の支払を受けるもの		
事業税	事業を行う個人及び法人	個人・・・前年の所得	3%～5%
		法人 付加価値割 ・・・付加価値額 資本割 ・・・資本金等の額 所得割 ・・・所得及び清算所得 収入割・・・収入金額	① 外形標準課税対象法人 付加価値割 0.48% 資本割 0.2% 所得割 3.8%～7.2% ② 所得課税法人 所得割 5%～9.6% ③ 収入金課税法人 収入割 1.3%
地方消費税	(譲渡割) 課税資産の譲渡等を行った事業者 (貨物割) 課税貨物を保税地域から引き取る者	譲渡割 課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入等に係る消費税額等を控除した消費税額 貨物割 課税貨物に係る消費税額	(一定税率) 消費税額(国税)の25%(消費税率に換算すると1%)
不動産取得税	不動産の取得者	取得した不動産の価格	4%(住宅及び土地は平成21年3月31日まで3%、住宅以外の家屋は平成20年3月31日まで3.5%)
県たばこ税	卸売販売業者等	製造たばこの本数	(一定税率) 1,000本につき1,074円(旧3級品は、1,000本につき511円)
ゴルフ場利用税	ゴルフ場の利用者		1人1日につき800円
自動車税	自動車の所有者		例 自家用自動車(1,000cc超1,500cc以下) ・・・年額34,500円
鉱区税	鉱業権者	鉱区の面積	(一定税率) 例 砂鉱以外の採掘鉱区100アールごとに年額400円

固定資産税 (特例分)	大規模償却資産の所有者	市町村が課することができ る固定資産税の課税標準 となるべき額を超える 部分の金額	1.4%
----------------	-------------	--	------

・目的税

税目	納税義務者	課税標準	税率
自動車取得税	自動車の取得者	自動車の取得価額	(一定税率) 自家用(軽自動車除く)・・・5% 営業用及び軽自動車・・・3%
軽油引取税	現実の納入を伴う軽油の引取りを行う者等	軽油の数量	(一定税率) 1klにつき32,100円
狩猟税	狩猟者の登録を受ける者		(一定税率) 5,500円～16,500円

(注) 上表の税率は、一定税率と記されているものを除いて、標準税率である。

(2) 三位一体改革

個人住民税は、三位一体改革に伴う所得税からの税源移譲により、平成19年度課税分から制度が大きく変更される。

基本的な考え方としては、三位一体改革の一環としての国庫補助負担金改革の結果を受け、所得税から個人住民税への恒久措置として、概ね3兆円の本格的な税源移譲を行い、その際、個々の納税者の税負担が極力変わらないよう配慮しつつ、所得税及び個人住民税の役割分担の明確化を図っている。具体的には、個人住民税所得割の税率を5%、10%、13%の3区分から一律10%にフラット化する(都道府県:4%、市町村:6%)等が行われる。

(3) 県税の賦課徴収に関する規定の形式

地方税法では、

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

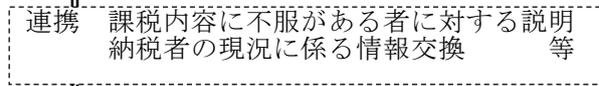
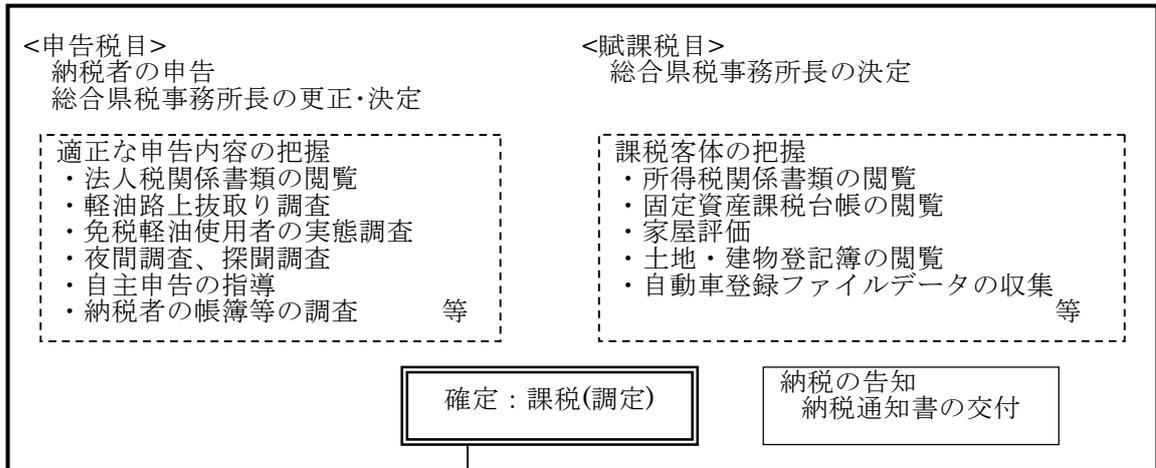
2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

と規定されており、これに基づき、県では、富山県税条例、富山県税条例施行規則、富山県税事務取扱規程等を定めて、県税の賦課徴収等が行われている。

(4) 県税の賦課徴収事務の流れ

① 事務の流れ (課税標準及び税額の確定手続)

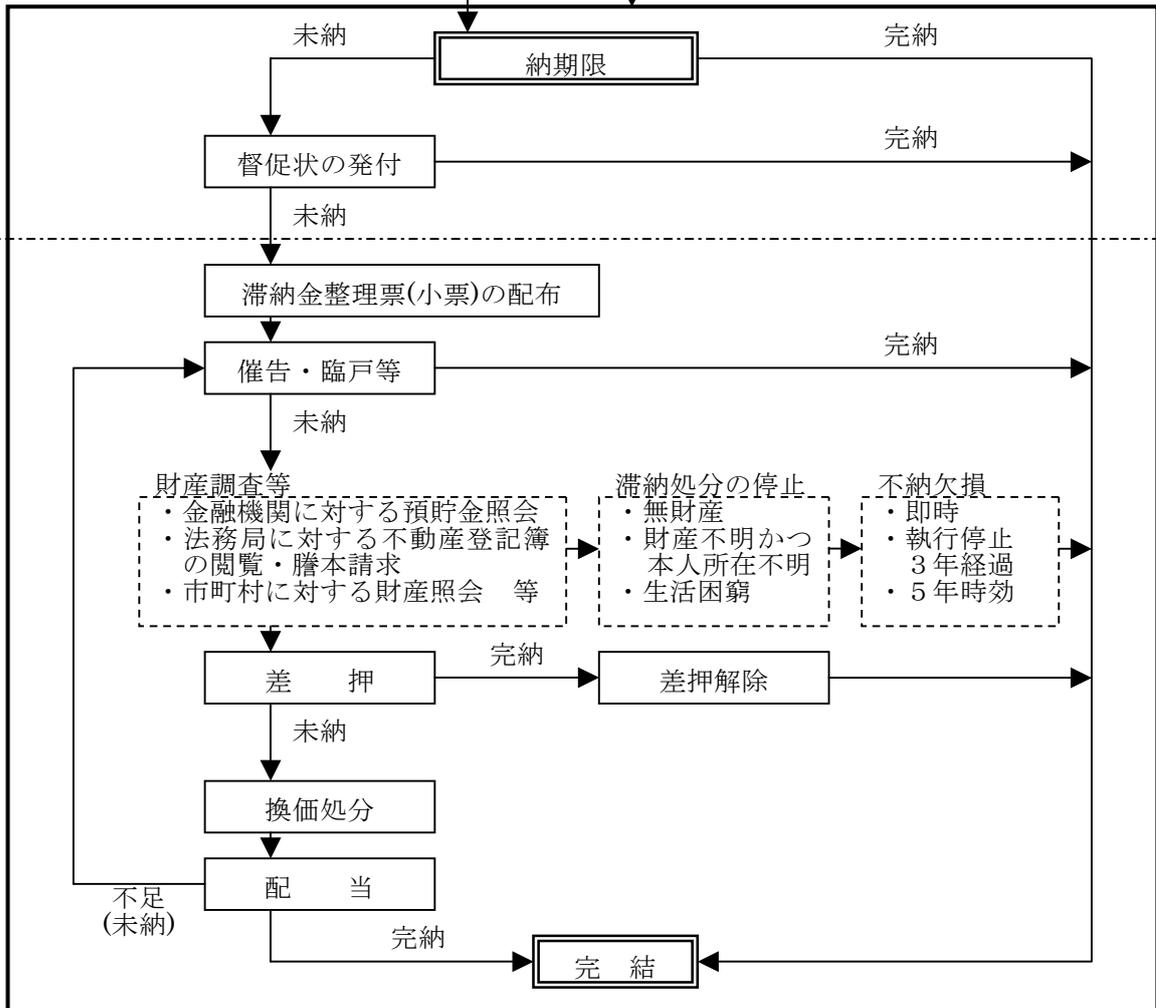
課税第一課・課税第二課・自動車税センター



② 徴収の流れ (税の納付及び徴収手続)

企画管理課

納税課



(5) 県税収入額の推移等

県税収入額については、バブル崩壊後の長引く景気低迷の影響から、低い水準で推移していたが、近年の景気回復を反映して、平成15年度以降は増加傾向にある。しかし、平成8年度を100とした指数で見ると、平成17年度では96.6とまだ低い水準にある。なかでも基幹税である法人事業税は、景気の影響を強く受け、収入額はピーク時(平成3年度:559億円)の約6割の水準となっている。

<県税収入額(現年課税・滞納繰越分計)の推移>

(単位:億円、不納欠損は百万円 四捨五入、%)

税目	年度										
	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H17 不納 欠損
法人県民税	82	80	64	61	64	61	53	62	62	70	6
個人県民税	220	243	203	207	197	195	187	176	178	190	82
県民税利子割	46	41	28	31	109	108	35	23	25	16	
法人事業税	415	391	311	281	276	268	223	257	273	331	9
地方消費税		73	211	212	224	198	208	201	216	208	
不動産取得税	65	73	61	54	46	51	41	42	37	36	61
自動車税	173	180	183	186	188	190	189	186	184	189	52
軽油引取税	164	159	151	146	131	127	126	122	128	140	26
その他	138	116	106	100	93	89	80	79	81	79	25
総額	1,303	1,356	1,318	1,278	1,328	1,287	1,142	1,148	1,184	1,259	261
対前年度比	102.8	104.1	97.2	97.0	103.9	96.9	88.7	100.5	103.1	106.3	
指数(H8=100)	100.0	104.1	101.2	98.1	101.9	98.8	87.6	88.1	90.9	96.6	

<主要税目別の収入率(現年課税・滞納繰越分計)の推移>

(単位:%)

税目	年度										
	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	
総額	97.6	97.6	97.5	97.4	97.5	97.6	97.2	97.2	97.3	97.7	
法人県民税	99.6	99.5	99.4	99.3	99.1	99.2	99.1	99.2	99.2	99.4	
個人県民税	95.8	96.0	95.4	95.1	94.8	94.5	94.1	93.4	93.2	93.4	
法人事業税	99.8	99.8	99.6	99.6	99.3	99.6	99.6	99.7	99.7	99.8	
地方消費税	—	—	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
不動産取得税	93.2	92.9	91.3	91.5	90.1	92.5	90.7	92.1	91.6	92.3	
自動車税	97.4	97.3	97.0	96.9	96.8	96.8	96.6	96.4	96.3	96.4	
軽油引取税	94.5	94.7	94.7	95.0	95.2	95.2	94.7	94.9	94.6	96.5	

(6) 水と緑の森づくり税

県では、平成 19 年度より森林をすべての県民の財産として、県民全体で支え、森林環境を保全及び森林の公益的機能を持続的に発揮させるために、森林を守り育て、次の世代に引き継いでいくための財源として水と緑の森づくり税が導入される。課税は、個人及び法人等の県民税の均等割の税率に加算され(県民税均等割に一定額を上乗せされる。)、税額は、個人が年間 500 円。法人は資本金等の額に応じて、年間 1,000 円～40,000 円(均等割額の 5%)である。課税期間は 5 年で、5 年経過した時点で見直しされることとなっている。

2 県税の賦課徴収事務

県税の賦課事務及び徴収事務に関して、合規性のほか、効率性、経済性、有効性の観点から監査を実施した。

合規性においては、地方税法や条例などに定められた賦課及び徴収の手続に従い、適正にこれらの事務が実施されているかどうかを検証した。

また、効率性・経済性・有効性に関しては、県税の賦課事務及び徴収事務が、所与の目標を達成しているかどうか、またこれらの事務に係る業務システムが無駄を省き、費用対効果を勘案して合理的に実施されているかを検証した。

法令等を遵守し業務を有効かつ効率的に実施するには、次の要件を満たす必要があると考えられる。真実性(納税義務を負うか否かの適正な判定)、網羅性(課税客体を漏れなく把握すること)、正確性(課税標準と税額の正しい計算)、滞納整理の適切性(滞納が生じた場合の原因、納税資力、納税意思の的確な把握に基づく適切な滞納処分の実施)、適時性(個々の事務作業が遅延なく実施されること)、費用対効果からみた有効性(支出する費用と得られる効果のバランスがとれていること)といった 6 点が挙げられる。

監査の要点として前述の 6 点があるが、これらの要点を達成していくには、県税の組織や業務プロセスにおいて、次の項目が適切に整備・運用されていることが必要である。

① 業務阻害要因の把握とその対応策

業務を適切に進める際の障害要因ないしリスク要因を明らかにし、これらへの対応策を業務プロセスの中にデザインする。

② 統制活動

業務の進捗及び遂行状況をタイミング良く明瞭にして、所定の基準と乖離している場合に、必要な修正行動をおこす。

③ 有効な情報と伝達網

業務に係る必要情報や効果測定に係る有効な情報の整備、これらを適時に

伝達できる伝達網の整備並びにモニタリング(監視)のための情報の整備を図る。

④ IT化

適正な意思決定や是正活動を行っていくうえで良質・有効な情報を創出し、これを組織内にしかるべく伝達できるITが整備されねばならない。また、IT化に適切に対応し、これを維持する必要がある。

⑤ モニタリング(監視)体制

これは、所定の業務プロセスに従って、業務が適切に行われているかを監視する仕組みである。

⑥ 組織文化や価値観

これは、業務に対する組織の風土やスタッフの意識である。意識や組織風土が異なることにより法令遵守や業務の品質に差異が生じてくる。これらは目に見えにくいものであるが、非常に重要なファクターである。

県税の外部監査においては、上記の業務上の要件とそれを達成していくためのコントロールに係る諸制度の整備・運用状況を検証していく。

[賦課事務の流れ]

賦課事務については、課税に係るデータを処理して調定額を確定する業務や、調定額の確定後のデータの変更処理までのプロセスに関して、データの真実性(納税義務を負うか否かの判定は適正か)、網羅性(課税客体の捕捉漏れがないか)、正確性(課税標準と税額計算は正しいか)という観点から監査を行っている。

データの正確性が損なわれることにより、税額の違算が生じ、個人・法人の財産に直接的影響を与えることになる。更には公平性を害することにもなる。課税データの正確性に対する要求レベルは高いと判断される。なお、県税に係る業務は、税務電算システムで処理されている。

(1) 個人県民税

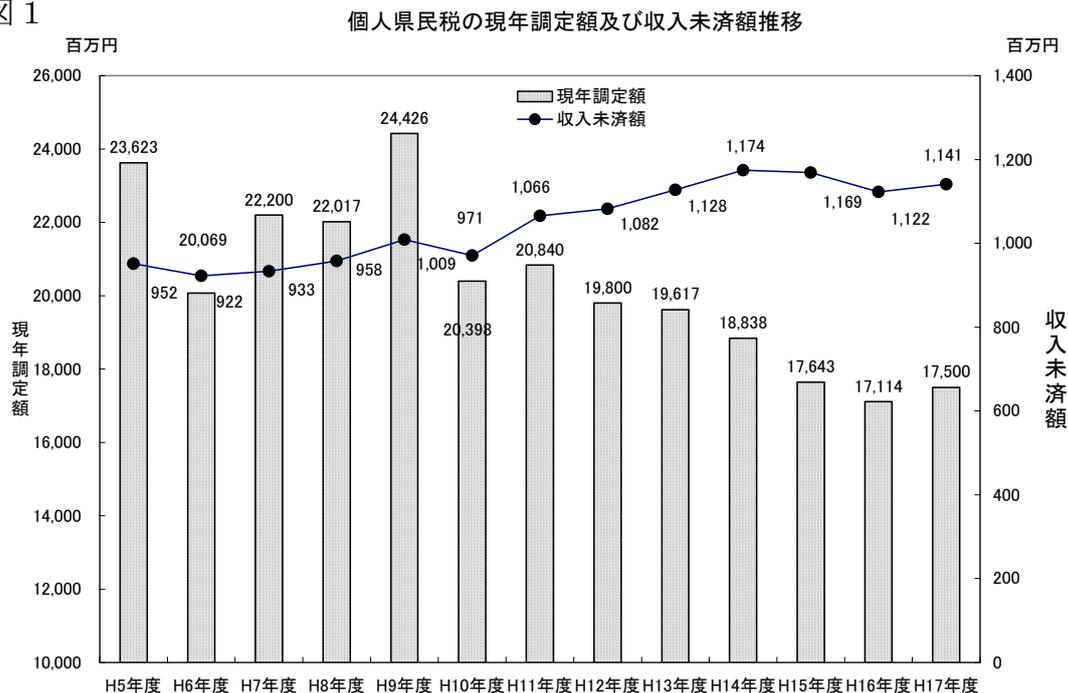
ア 概要

個人県民税に関しては、その課税客体の捕捉、課税標準の計算、税金の徴収は、個人市町村民税とともに、各市町村において行われている(地方税法第41条)。

賦課及び徴収の主体は、自主調査権(地方税法第315条)をもつ市町村である。市町村が賦課及び徴収事務を行っているため、県は、法定の徴収取扱費を支払っている。

個人県民税の収入未済額は、図1からも明らかなように近年滞納額が増加傾向にある。

図 1



平成 19 年度から三位一体改革による国から地方への税源移譲により、個人住民税の収入に占める割合は高くなる。仮に、現在と同様の割合による滞納が発生すれば、その金額的な影響はかなり大きいものと判断される。その意味では、県と市町村が有効的かつ効率的な賦課及び徴収事務を行っていく責務があると言える。

イ 監査手続

課税事務手続の適正さを監査するため、市町村から提出された報告書の内容を検証した。

ウ 監査の結果

個人県民税の課税客体・課税標準の把握及び徴収は、市町村が行う。すなわち、市町村は、国税である所得税の申告、県民税・市町村民税申告をもとに賦課徴収を行っており、県は徴収実績に応じて法定の徴収取扱費を支払う。このため、実態として県においては、直接間接の支援以外に特別の施策が実施されている状況にはない。

(2) 法人県民税

ア 概要

法人住民税は、地域社会の費用について、その構成員である法人にも個人と同様広く負担を求めるために課される税である。

法人住民税とは、法人等に対して課する県民税、市町村民税を総称したものであり、県民税は均等割、法人税割及び利子割によって、市町村民税は均等割及び法人税割によって、それぞれ構成されている。

法人県民税の徴収は、申告納付の方法による。したがって、法人は、その納付すべき法人県民税の課税標準額及び税額を申告し、その申告した税額を納付することとなる。

イ 監査手続

法人県民税のうち、法人税割については課税標準が法人税額であり、県税が主体的役割を果たすケースは少ない。したがって、関係書類を閲覧し、任意に抽出したものについて、以下の手続を実施した。

均等割については、課税事務の適正性、課税の公平性の観点から、課税対象法人が網羅的に把握されているか否かについて、関係機関(法務局、国税局、税務署、市町村等)との連携、法人名簿、法人登記事項調査表、事務所等移転報告書等のチェック状況について確認した。

分割法人については、分割に関する明細書と申告に基づく従業員数等について検証した。

また、減免措置の処理が適正かを検証するために、減免申請書を確認するとともに、課税除外等の処理の妥当性を検証するために、法人の除外決議書等を確認した。

ウ 監査の結果

未届法人とは、県内に事務所、事業所、寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で、県に開設届の提出のない法人をいう。法人の異動状況の把握方法については、法人からの法人設立等申告書、法人の事業等変更申告書、法人の廃止届及び法務局からの法人登記状況により税システムへ入力している。

また、NTT情報開発㈱が「タウンページ」のデータ(事業所名、住所、電話番号等)を提供するサービスを開始したことから、このデータと県(市町村)保有の法人データの照合を行うことにより、短時間で効率的に未届法人を把握することができるようになった。

なお、このサービスは、電話の閉鎖、移転、新設等の情報が定期的に提供されることから、法人の休業の実態や所在把握等に対しても有効である。

県では、平成 17 年度からNTTより購入した電話帳データにより税務データとの不一致法人を抜き出し、未届法人の調査を行い、法人設立等申告書の申告の遡及を実施している。調査結果は、次のとおりである。

<平成 17 年度未届法人調査結果>

N T T データと県の法人データとの照合後の調査対象件数・・・565 件

[第一段階]

法人県民税等に関する調査票を送付するための事前調査の段階で調査終了と判断したものと、調査票送付後に調査終了と判断したもの・・・303 件
調査票送付後に設立届のあったもの・・・15 件

[第二段階]

調査票の回答結果により、県内に事業所があると思われるところに設立届の依頼をした件数・・・49 件
この中で、設立届のあった件数・・・35 件
回答により、調査終了とした件数・・・5 件
回答がなく、不明なもの(継続調査対象)・・・9 件

[第三段階]

富山市役所と総合県税事務所との合同調査件数・・・127 件
(第一段階で、調査票が会社に届いていると思われるのに回答がなかったものと、回答により調査が必要だと判断したものの中で、所在地が富山市のもの)
この中で、設立届のあった件数・・・7 件
調査終了とした件数・・・107 件
継続調査とした件数・・・13 件

[第四段階]

富山市以外の市町村に調査を依頼した件数・・・71 件
(第一段階で、調査票が会社に届いていると思われるのに回答がなかったものと、回答により調査が必要だと判断したものの中で、所在地が富山市以外のもの)
この中で、継続調査とした件数・・・26 件
調査終了とした件数・・・45 件

[最終結果]

設立届のあった件数・・・57 件
継続調査とした件数・・・48 件
調査終了とした件数・・・460 件

上記結果からもわかるように、未届法人に対する実態把握が大幅に増加した。

なお、不申告法人に対しては、税システムから出力される「不申告法人一覧表」により申告の慫慂を行っている。今後とも、賦課の公平性の見地から、未届法人及び不申告法人については、N T T データベースの活用等により対象把握に努め、関係機関と連携し、適切な申告指導を続けることは有効な方法である。

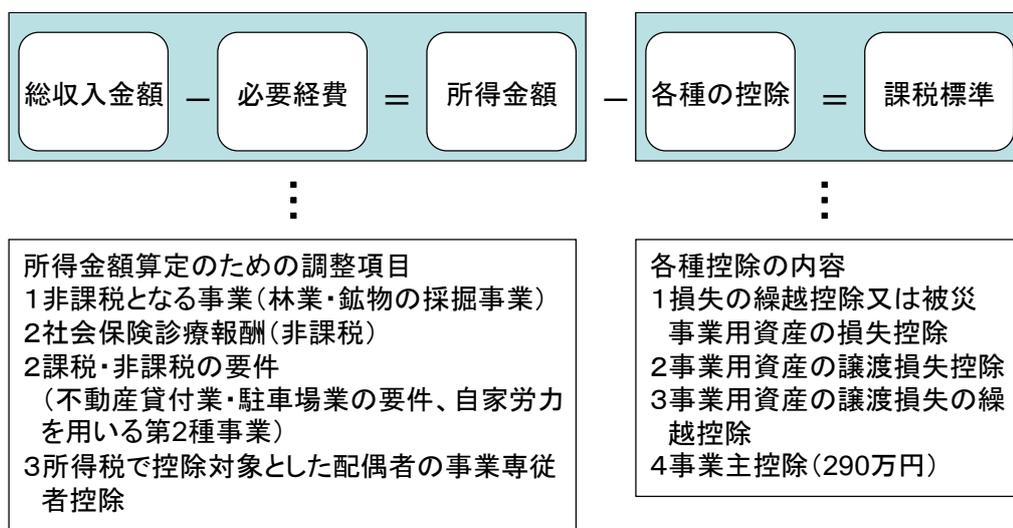
(3) 個人事業税

ア 概要

個人事業税は、都道府県が税額を計算し、これを納税通知書で納税者に通知することにより課税する賦課課税方式の税である。なお、所得等の事項について、一定の納税義務者に申告をさせることとしているが、この申告は、課税資料でありその者の個人事業税が自動的に確定するものではない。

所得税の確定申告書又は都道府県民税の申告書が提出されている場合には、その申告書が提出されたものとみなされる。

総合県税事務所では、課税客体を捕捉するために、国税から個人の所得税に関するデータを受け取る。このデータの内容は、不動産所得と事業所得がある納税者のデータである。しかし、所得税の課税標準と個人事業税の課税標準は異なり（非課税の範囲、事業用資産の譲渡損失の控除、青色申告控除の除外等）、所得税のデータはそのまま使えない。そこで、データをもとに個人事業税の「調査書兼入力票」を作成し、これをもとに必要な修正を行って事業税の課税標準を算定する。



上に示されるように課税非課税の区分、各種控除額を把握するために、所得税の申告書、青色決算書・収支内訳書の情報が必要である。また、課税の対象となる業種（第1種から第3種までの事業がある）か否か、更に開業・廃業の状況についても申告書や青色決算書・収支内訳書の内容から判断することになる。

そのため、不動産所得及び事業所得から各種の控除項目を控除した金額が、事業主控除額(290万円)を超える申告書及び青色決算書・収支内訳書を税務署においてコピーしている。

国税局から入手するデータから事業主控除額 290 万円以上の所得（青色

申告控除前所得)をもつ個人を抽出することにより、基本的に課税客体は完全に網羅できることとなる。ただし、所得税の申告がなされていない納税者は把握できない。

税務署でのコピーによる情報の収集は、県内の各税務署に出向いて申告期間中から始め3月中に完了する。これは、申告期間終了後資料を閲覧する場合、既に申告書と青色決算書(収支内訳書)が別編纂となり作業が煩雑になるためである。

他に県民税の申告書の閲覧も可能であるが、これは行われていない。少なくとも確定申告書を提出する義務がなく、県民税の申告書のみで済ませることができる納税者においては個人事業税の課税はないと判断されるからである。

[個人事業税の調定のプロセス]

国税より入手した所得データは、電算処理により「調査書兼入力票」として出力される。他方で収集した所得情報により、調査書兼入力票を手書きにより適正なものに修正していく。修正された調査書兼入力票は、外部委託によりバッチ処理により入力処理される。

なお、この内容(賦課登録データ)は、事業税の課税項目の整合性チェックが行われる。エラー内容は、「賦課一括登録エラーリスト」で出力され、内容を検討のうえエラー訂正処理により行われる。そして、訂正された内容は、「賦課情報一覧表」として出力され、これとエラーリストが照合される。これにより、エラー内容は適切に訂正されたことが確認できる。この一連の処理は、「賦課情報一覧処理」と呼ばれ、7月13日までの間、3回に分けて実施される。この後、7月20日に調定処理が行われる。

イ 監査手続

賦課情報一覧処理により、エラーデータが適切に修正される手続の妥当性を、賦課一括登録エラーリストと訂正後のデータ(賦課情報一覧表)を照合することにより確認した。

課税標準額の訂正について、訂正記録が出力され、第三者ないし責任者により検証されているかどうかについて、検討した。

納税通知書の発送管理について、8月の発送実績に関する記録を吟味し、件数管理の妥当性を検証した。

課税の公平性の見地から、個人事業税の課税漏れがないか否かについて、確定申告書未提出者の捕捉方法、所得税の納税義務はないが個人事業税の納税義務があるケースの捕捉方法について確認した。また、他県の住民が富山県に事業所を有するケースについては、個人事業税賦課資料等通知書

で手続の妥当性を検討した。更に、個人事業主が富山県を含む2以上の県にまたがって事業を行っているケースについての個人の課税標準額の算定方法について、報告実績を基に確認した。

更に、税務署での転記、転写作業の概要及び効率性について検証するとともに、関係書類を閲覧し、個人事業税の課税対象業種等の認定の適正性について確認した。また、課税標準額の算定にあたって、控除等及び税率区分の妥当性について確認した。

ウ 監査の結果

調定処理が行われるまでの間、オンライン処理において係の担当者が登録データにアクセスすることが可能であり、また訂正することができる。ただし、仮に課税データが訂正された場合、その記録をチェックする仕組みはない。

納税通知書の発送管理は、発送すべき件数と実際の発送件数を照合しており、適切に実施されていると認められる。

エ 意見

課税情報の正確性

賦課情報一覧処理におけるエラーデータの修正は、適切に実施されていると判断される。しかし、適切にチェックを受けた課税情報は、その後チェックを受けず、また承認プロセスもないまま訂正が可能である。ただし、調定後8月1日に納税通知書や口座振替の通知書が出力された後、調定額を修正する場合、変更明細が出力され、変更内容が検証される。

調定額の確定までには、エラーデータの修正の必要から、オンライン処理により任意に課税データが修正できることは、事務効率を高める点からは必要である。

賦課情報一覧処理が完了した後調定処理までの間、課税データの変更処理があった場合は、その変更内容について確認を受けるようにすべきである。

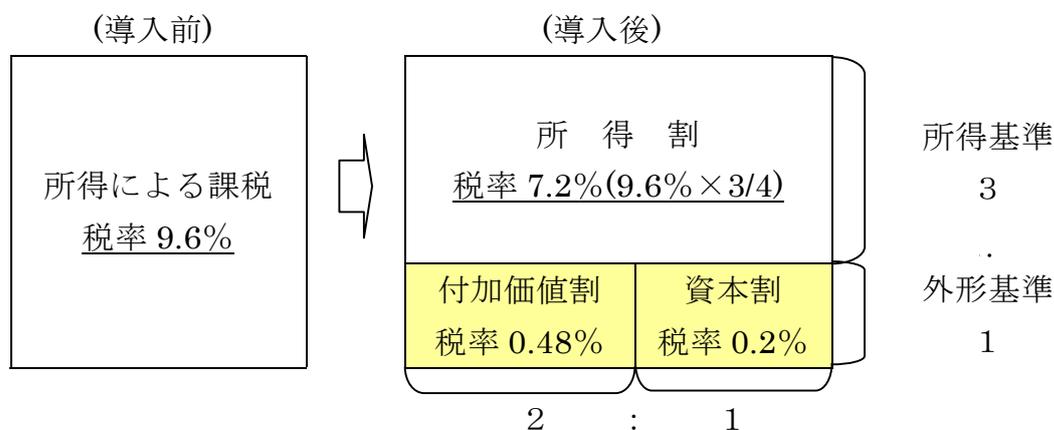
(4) 法人事業税

ア 概要

法人事業税は、法人の行う事業を課税対象として、県内に事務所又は事業所を設けてその事業を行う法人に課する県税である。

法人事業税については、税負担の公平性の確保、応益課税としての税の性格の明確化、税収の安定的確保等の観点から、平成16年4月1日以後

に開始する事業年度から、資本金の額 1 億円超の法人を対象として、下図のような従前の所得による課税標準の 4 分の 1 相当部分を外形基準とする外形標準課税が導入されている。



イ 監査手続

法人事業税については、外形標準課税の適用を受ける法人と、それ以外の法人に区分されるが、それ以外の法人については国税に提出される確定申告と連動していることから、県が主体的役割を果たすことは少ない。

したがって、今回は平成 16 年度に適用された外形標準課税についてスポットを当てて、調査方法の妥当性等を検証した。

県は、外形標準課税導入後間もないことから、その内容について十分理解されているかを主眼点として申告指導という面に重点を置いて調査を実施している。外形対象法人 1,600 社のうち県内本店の 240 社を、平成 17～20 年度上期までに机上調査を含めて概ね一巡する方針である。

外形標準課税の調査を行う時には事前に法人税申告書類等必要な書類を提出してもらい、申告内容に間違いが多い報酬給与額（労働者派遣の適用誤り等）を重点的に書類審査を実施し、調査に臨んでいる。

調査は、「外形標準課税チェックリスト」に基づき、確認事項に漏れがないように実施している。

外形標準課税に係る調査実績（17 年度）

調査件数	調査人員	調査実績(主な内容)
計 37 法人	延べ人数 125 人・51 日	申告過少 20 件
・資本金 1 億円強の法人	外形担当 116 人・51 日	申告過大 10 件
32 法人	その他 9 人・9 日	是認 10 件
・解散等の法人 5 法人	実人員	
修正申告件数 20 件	外形担当 3 人	
更正の請求件数 10 件	その他 8 人	
是認件数 10 件		

主要な調査先について調査結果である「外形標準課税対象法人調査復命

書」を閲覧し、調査内容及び指摘事項の妥当性を検討した。また、特に申告内容に間違いが多い報酬給与額については、任意に抽出した調査先について「労働者派遣を受けた法人」対象の妥当性を、調査内訳書から人件費計上額の妥当性を検証した。

また、外形標準課税以外については、以下の監査を実施した。

自主調査を要する法人(電気、ガス供給業等)について、収入金額に関する計算書を入手し、課税分所得金額等の妥当性を検証した。

医療法人について、税の賦課が法令等に準拠して行われているかを検討するために、添付資料(「医療法人にかかる所得金額の計算書」、「損益計算書」及び「貸借対照表」)の確認及び計算の正確性を検証した。

課税免除については、免除申請時の添付書類に基づき妥当性を検証した。

ウ 監査の結果

外形標準課税に係る調査書類について内容等を確認したが、特に問題と思われる事例は見られなかった。また、調査方法についても特に問題はなかった。

調査結果のうち誤りの額が大きいのは、資本割のうち特定子会社の株式等に関する控除額誤り1件のみであり、その他は人件費、特に労働者派遣の適用誤りが多かった。

(5) 不動産取得税

ア 概要

不動産取得税は、土地及び建物の新規取得及び権利の移転時(売買等)に際して課税される。

課税客体の把握は、次のように行われる。

(ア) 原始取得(新築建物、干拓による土地の造成等)

基本的には市町村に提出される建築確認により把握される。ただし、10㎡以下の新增築及び改築については、建築確認は不要であり、この部分は別途現地パトロールにより把握することになる。また、建築確認の出ていない違法建築についても同様である。

外観で変化が生じない内部の改装は発見が困難であり、また、現在ではパトロールのみに頼っており、基本的にはすべてを発見することの困難性はある。

(イ) 承継取得(売買、交換、贈与等)

不動産の所有権の移転については、基本的に不動産登記簿上、所有権の移転登記が行われる。県では、毎月法務局で登記申請書を閲覧し、所

有権の移転内容を把握することで課税客体を把握する。なお、閲覧業務は業務委託契約により外部に委託しており、一法務局当たり1名の調査員を割り当てている。調査員は、登記事務の精通者（法務局のOBや土地改良換地士）により行われている。

従前は、中間省略登記が事実上可能であり、この場合でも不動産の権利の移転があり課税対象となっていた。しかし、平成17年3月から改正不動産登記法が施行され、登記申請者と契約書の内容が一致しない場合には登記の受付が行われないこととなった。これにより中間省略登記は基本的にはできなくなった。

例えば、A→B→Cという所有権移転が生じた場合、譲渡代金の決済は、AとB、BとCで個々に行われる。したがって、譲渡契約書もBとCの間で交わされる。よって、登記申請者がAとCであっても登記原因証書である契約書の当事者はBとCであり、相違が生じるため移転登記はできないこととなる。

(ウ) 課税標準

不動産取得税の課税標準は、固定資産課税台帳の固定資産の評価額である。土地については、市町村において固定資産評価基準に基づいて算出されている。一方、新築の建物については、富山県の場合、非木造建物及び延床面積が500㎡以上の建物の場合は、総合県税事務所において評価を行い、500㎡未満の場合には各市町村で評価を実施する。評価額は、直接税額に影響する。したがって、その基準の明瞭性と評価の客観性が維持されなければならない。

なお、新築建物の場合には、評価の基準は、総務大臣が定める固定資産評価基準及び修正基準により行われる。

総合県税事務所においては、建物評価に係る建築物の知識、査定技能の習得をOJTにより行っている。

(エ) 調定業務

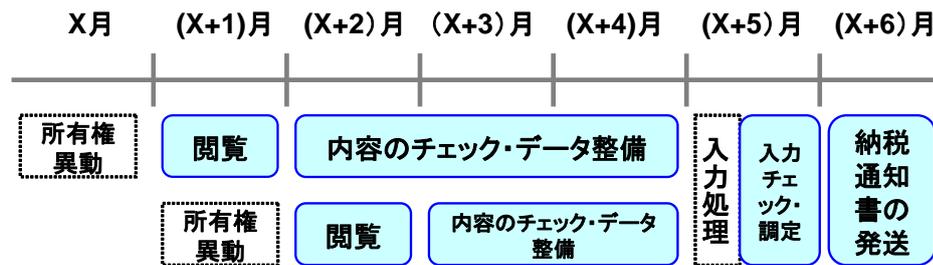
調定の業務プロセスは、次のように行われる。

不動産取得税においては、一括課税処理するものと随時処理するものがある。一括課税処理については、課税標準に係る各種の資料をバッチ処理(外部委託)することにより課税情報のデータが作成される。課税に係る資料としては、不動産取得税申告書、市町村からの価格決定通知書、承継取得調査書、県評価分調査書である。入力された情報は、総合県税事務所でプルーフリストにより入力エラーの照合が行われる。エラー内容の訂正は、総合県税事務所の担当者によってオンライン処理により行われる。

また、物件追加変更がある場合には、総合県税事務所において課税データをオンライン処理により修正する。

なお、随時調定する必要があるときに、その都度オンラインにより調定のための入力が行われる。入力データの内容については入力エラーチェックが行われる。

課税データが入力され修正されるスケジュールは、承継取得の場合においては次のとおりである。



(注)入力処理は外部委託されている

所有権の異動内容は、翌月に登記申請書を閲覧することにより把握される。閲覧データは、内容の吟味や課税処理のために必要な整理が行われる。例えば、複数の筆数からなる一団の土地を複数の所有者から取得する場合、課税は個々の筆（土地）単位ではなく、集約して行う必要がある。このためのデータの整理が行われる。

新築・増改築に係る課税データは市町村（ただし非木造及び延床面積500㎡以上のものは総合県税事務所での評価）から価格決定通知書が送付されてくる。入力は外部委託され、入力チェック後調定が行われる。なお、総合県税事務所での評価されるものは、そのままオンライン処理により入力される。

入力内容の照合においては、プルーフリストが出力され、総合県税事務所において入力原始データと照合される。訂正入力された内容は、再度プルーフリストにより照合が行われる。入力チェック後、その月の末日に調定処理が行われる。

調定処理が行われた後において、課税データが修正されるとその内容は、「賦課後減額等処理簿」に出力される。賦課後の減額等処理には、土地取得後3年以内の住宅取得に伴う軽減措置や非課税扱いによる税額の変更がある。これらは、その根拠となる不動産申告書、減額の承認書と照合が行われる。

たとえ、調定後未承認の変更が行われても賦課後減額等処理簿により内容が判明することになる。

イ 監査手続

不動産取得税の課税客体は、基本的には網羅的に把握することができる制度となっていると認められる。ただし、市町村からの建築確認情報及び委託による法務局登記情報の入手において、手作業が介入しており課税客体の漏れがないことをどのように確認しているのか、質問により検証した。

また、調定額の確定に至るまでの業務プロセスにおいて、入力内容や変更内容のチェック過程、課税標準の変更手続を、入力チェックリスト（プルーフリスト）を任意に抽出し、入力・変更に係る証憑書類と照合を行い、適正にチェックや承認が行われているかどうかについて検証した。

また、関係書類を閲覧し、任意に抽出したものについて以下の手続を実施した。

原始取得分については、不動産取得税家屋評価調書及び家屋評価積算表の内容を確認するとともに、「県税評価対象家屋調」によりトラブル等の有無を確認した。

また、学校法人、宗教法人、社会福祉法人等に対する用途非課税及び低開発地域等に対する減免措置の処理の妥当性、裁判事例等について検証した。

承継取得については、網羅性の把握のため法務局の所有権移転登記資料の確認を実施するとともに、未登記承継分の把握方法を確認した。

ウ 監査の結果

法務局において、不動産の所有権移転内容を登記申請書より転記する作業が行われている。1 法務局に対して登記事務に熟知した調査員 1 名を割当てている。この段階で異動物件の捕捉漏れや課税標準（固定資産税評価額）の把握に誤謬が生じると、課税の脱漏や誤ったデータにより課税が行われることになる。この場合には、納税者が異常に気づいて申出る以外に有効な発見方法はない。

本来であれば転記の誤謬がないかどうかチェックすることが適当である。現在は、1 名の委託者により作業が行われており、誤謬が発見しにくいというリスクがある。2 名にすることも一つの案であるが、県財政が逼迫している環境下においては、難しい面もある。

現在の事務処理においては、転記による漏れや誤謬のリスクが存在する。

エ 意見

課税情報の効率性

法務局は、市町村に対して固定資産税の課税情報のために必要な情報を

紙ベースで提供している。現在、登記簿上の異動情報を電子データにより市町村に提供することが検討されている。この情報を県においても入手できれば、総合県税事務所においても法務局調査、入力・チェック作業の事務はなくなる。ただし、市町村に提供される電子データには、課税にあたり必要となる固定資産税評価額の情報は含まれていない。このため、固定資産税評価額については、改めて市町村で閲覧する事務が残る。

しかし、承継取得の情報について転記による漏れのリスクは回避できる。また、入力作業の多くが軽減できる可能性も高い。今後の課題として法務局より承継取得の異動情報をデータで入手することを検討することが望まれる。

(6) 自動車税及び自動車取得税

ア 概要

自動車取得税は、新車購入時及び中古車購入時に課税が発生する。新車購入時の登録及び中古車の購入時の登録において、自動車取得税の納付がないと登録ができない。このため自動車取得税においては、課税客体は漏れなく把握ができ、また滞納の発生する余地がない。

ただし、中古車が販売ディーラーを経由せず売り手と買い手の間で相対売買がなされた場合において、購入者が取得の登録手続をとらない場合、自動車取得税の課税を行うことができない。この場合には、旧の所有者がそのまま所有者として台帳に登録がされたままになっている。

このような登録未実施の場合には、現在の制度ではその捕捉を行うことはできない。仮に捕捉するとした場合、個別の車両について台帳登録者と実際の所有者との確認を行うことになり、そのためのコストを勘案すると実行可能性はない。

こうした限定は付くが、自動車取得税は、100%課税が実施され納税されていると言える。

自動車税は賦課税であり、賦課日（毎年4月1日）の登録者に対して課税を行うことになる。抹消登録の手続がとられない限り、全車両について登録がなされており、課税客体の捕捉漏れが生じる可能性は基本的には皆無である。仮に、登録されている車両が廃車あるいは売却されていても賦課日に登録されている名義者に対して課税を行うことができる。

イ 監査手続

自動車税及び自動車取得税は、賦課日における登録名義人に対して課税が行われる。登録車両の申告内容が正確に維持される必要がある。網羅性

及び完全性(正確性)に関して、入力証憑及びエラーリストの閲覧と照合、業務プロセスの分析によりデータが正しく維持されているかどうかを任意に抽出し、検証した。

また、関係書類を閲覧し、任意に抽出したものについて以下の手続を実施した。

自動車税については、学校法人等への課税免除、身体障害者等への減免が適正に行われているか検証した。

自動車取得税については、課税事務が適正に行われているか、自動車取得税申告書の内容(税率、税額)に誤りがないか確認するとともに、身体障害者減免制度については、申請書の内容及び添付資料の有無について確認した。

ウ 監査の結果

新規に登録される場合(新車又はナンバープレートのついていない中古車)、手続的には、申告書用紙を自動車税センターに提出して「経由印」を受けないと、ナンバープレートが入手できず、申告漏れが生じることはあり得ない。申告書はOCRシステムで読み込みし、エラーリストによりチェックされる。

移転登録、変更登録の場合にも、富山運輸支局での登録を経て自動車税センターに申告書が提出される。同運輸支局での登録データと自動車税センターで処理される申告データは照合されて、合致すれば登録データと申告データを統合したデータ(登録車両データ)が作成される。この時点で、登録データと申告データにおいて車両ナンバーが不一致の場合、申告漏れといった事象も予想されるが、不一致のデータがあれば、エラーリストとして出力され、エラー内容が確認される。

確認されたエラー内容は修正され、二つのデータは合致することになるため、申告データの漏れは生じ得ない。

申告データは、入力月の翌月7営業日において調定が行われる。調定後は、申告データの修正は行えない。システムのにも自動車税センターでは、変更は不可能である。この点に関して問題はない。

減免処理については、申請書と減免処理した処理一覧リストにより照合される。月1回、自動車税・自動車取得税身体障害者等減免決定何が作成され、決裁を受ける。ここでは、決定何いの内容が減免申請書と照合されている。また、減免の決定書[はがき]が自動発行されるが、これと自動車税・自動車取得税身体障害者等減免決定書発布一覧及び申請書と照合されている。減免の決定後、データを変更することはできない。

基本的には、調定内容は、網羅性・完全性を満たす形で処理されている。ただし、申告内容の調定前において、任意にデータを変更するオペレーションは可能であり、この内容がチェックされないと、そのまま誤謬を含んだデータとなる。なお、システム上は、登録車両の変更履歴は必要に応じて画面照会することは可能である。

(7) 軽油引取税

ア 概要

軽油の流通経路は、図2に示すとおりである。課税客体は、元売業者又は特約業者からの軽油引取りで、当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものである。通常、販売業者において現実の納入を伴う引取りが生じており、販売業者が納税義務者となる。また、元売業者から直接引取りを行った需要家も納税業者となる。

課税の形態は、納税義務者から特別徴収義務者が軽油引取税を徴収し、これを申告納入する。特別徴収義務者は、元売業者又は特約業者その他徴収の便宜を有する者で都道府県の条例により指定されたものである。特別徴収義務者は、納入申告書を翌月の末までに提出し、納入金をその都道府県に納入しなければならない。

課税標準は、軽油の現実の納入を伴う軽油の数量から法定欠減量を控除した数量である。法定欠減量は、特約業者から引取る場合は引取り軽油の1%、元売業者から引取る場合は当該軽油の0.3%である。

また、軽油の引取りについては、元売業者、特約業者及び軽油製造業者等は、図3に示すような報告の義務がある。この結果、各都道府県では、元売業者と特約業者との間の確実に軽油の現実の引取りの内容を明瞭に把握できる。

軽油引取税に関しては、不正軽油の問題がある。不正軽油とは、製造の承認を受けずに重油と灯油を混合するなどして密造された軽油であり、軽油引取税の課税を逃れるものである。地方税法においては、不正軽油について罰則規定が設けられている。

不正軽油製造の用に供されることを知りながら原材料等を供給した罰則、製造等の承認を受ける義務等の罪、不正軽油の譲受の罪（不正軽油の保管、運搬、販売・購入）がある。

不正軽油については、県内の業者が販売している場合、県が課税を行うことができる。また、不正軽油を取り締まることにより、正規の軽油取引が増量することが期待され、これにより課税額は増加する。

県では、公平な課税と納税という観点から、不正軽油対策を実施してお

り、近年の主な課題は次のとおりである。

	重点項目	内 容
1	軽油採取調査の計画的な実施	見本品の採取及び路上採取を計画的に実施し、不正軽油の流通を阻止する。疑いのある需要家に対して定期的な監視、購入停止措置を強く要請する。
2	課税調査の強化	不正軽油を発見した場合は、帳簿調査により不正行為の状況を把握し適正な課税処分を行う。
3	計画的な帳簿調査、免税軽油使用者調査の実施	特別徴収義務者等の帳簿調査を計画的に実施し、申告数量等の検証に努める。免税軽油使用者の用途外使用の調査等を計画的に実施する。
4	不正軽油撲滅宣言事業所との協力体制	積極的に不正軽油撲滅宣言事業所の登録を促進するとともに、登録事業所へ情報提供を行い、また情報提供につき協力依頼を行う。

重点は、不正軽油の撲滅と帳簿調査の強化（申告数量の検証）である。このほど、重油と灯油を混ぜた不正軽油を購入し続けた県内の運輸会社に対し、地方税法に基づく県内初の犯則調査を実施し、同法の不正軽油等譲り受け罪で、告発している。

図2 軽油の一般的な流通形態

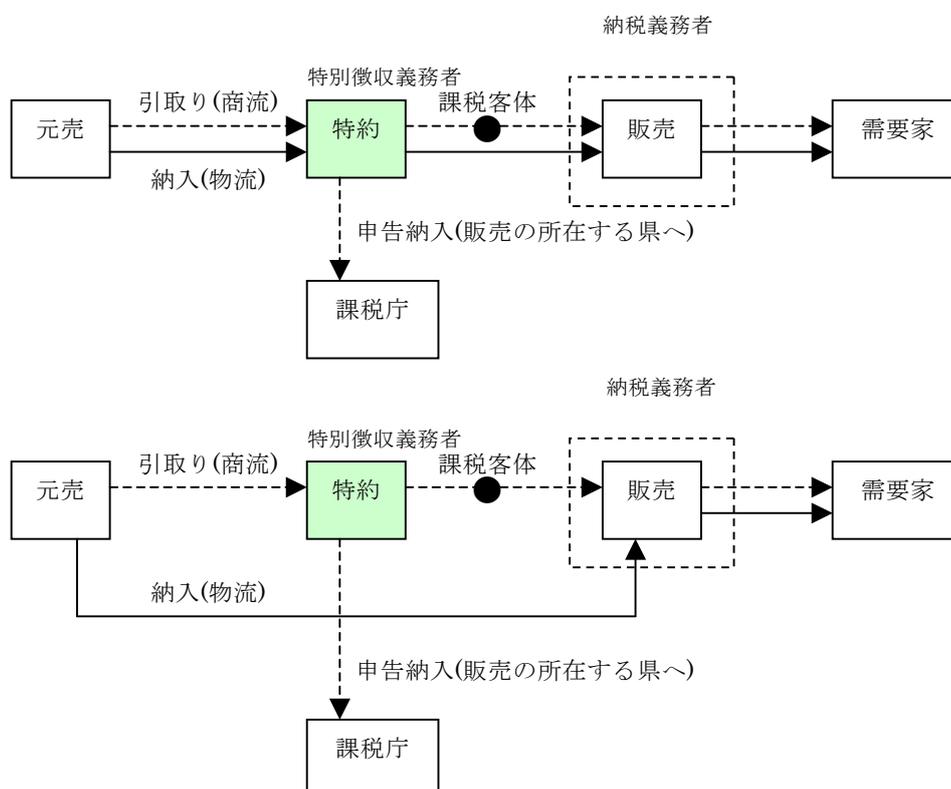
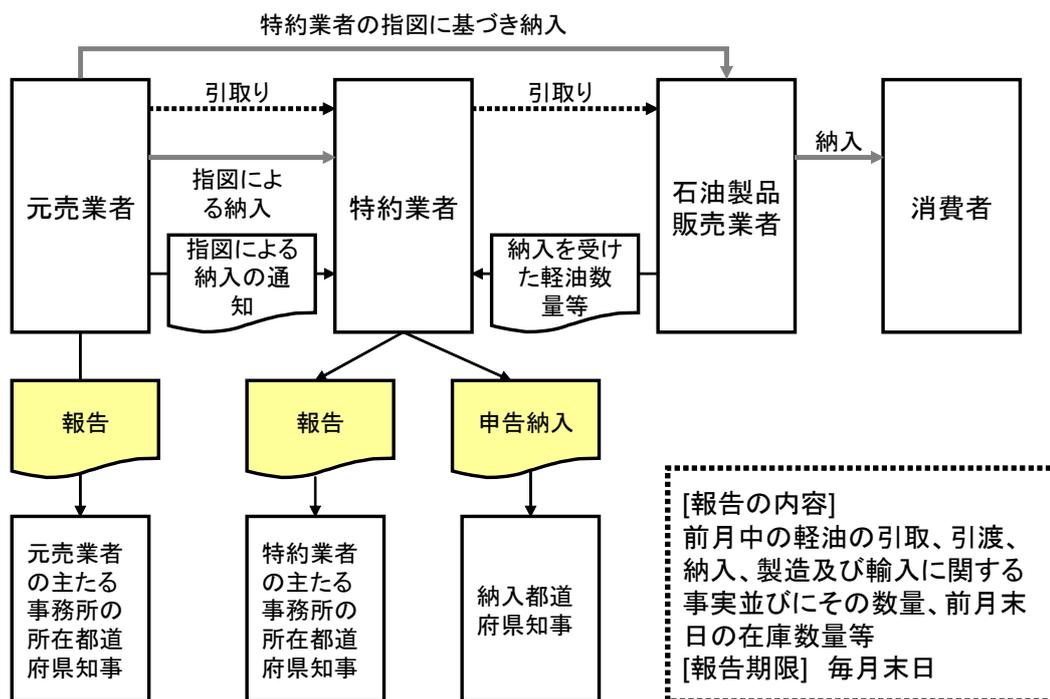


図3 軽油引取に係る報告義務等



平成16年度及び平成17年度の現年課税分における不正軽油対策による増額の状況は図4のとおりである。現年課税分の調定額の増加率は全国平均を上回る。

図4 不正軽油対策による軽油引取税対前年度増率（現年課税分）

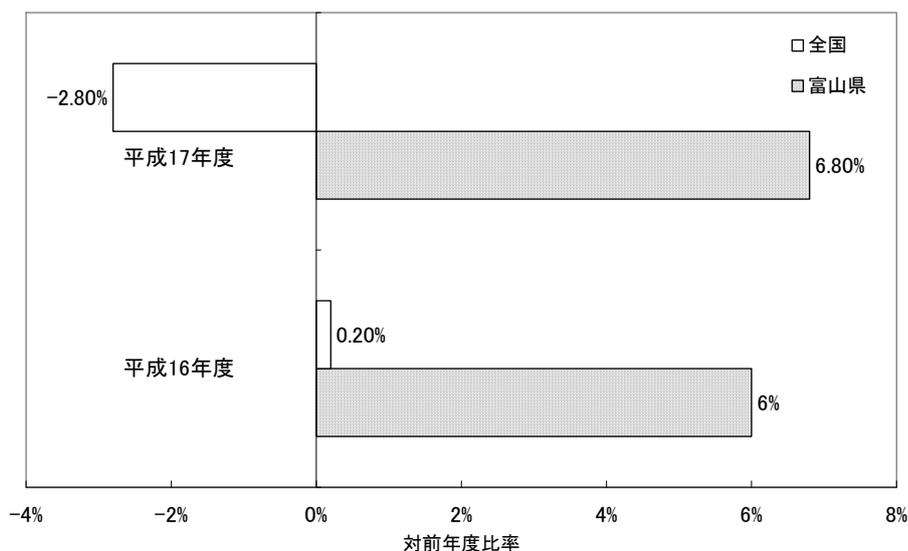
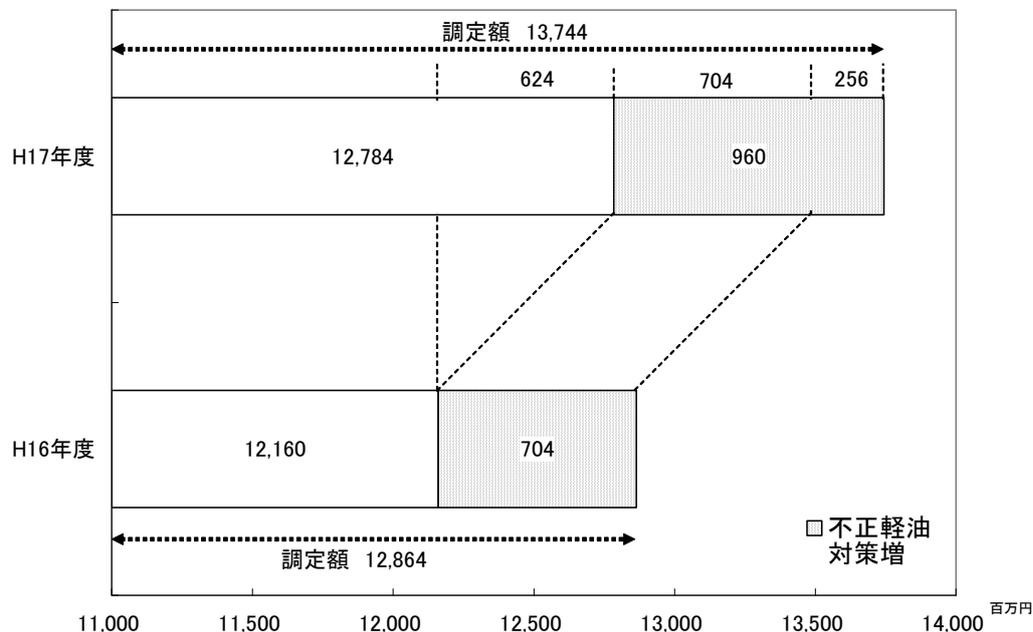


図5における不正軽油対策増は、不正軽油を取り締まることにより正規の軽油が使用された（正規の軽油に代わった）増量分（推定値）である。調定額に占める割合は、5%を超えている。平成17年度は、不正軽油対策

による推定増加額は960百万円であり、これは前年比256百万円の増加である（36%増）。不正軽油対策が効果を奏している様子が見える。

図5 不正軽油対策による軽油引取税（現年課税分）増加分



軽油引取税の事務処理は次のとおりである。

元売業者、特約業者から受払数量の報告書・各種明細書が提出される。これらのデータはコンピュータ処理により県内での軽油取引に係る業者間の受払数量の整合性が検証される。例えば、県内の特約業者Aが県外の元売業者Bから軽油を購入した場合、Aの受入数量とBの払出数量の合致が確認される。

業者コードの相違や元売業者が外部に預けている油槽所から出庫される場合には、受入記録と払出記録が不突合となる。例えば、元受業者XがYから賃借している油槽所から出庫する場合、受入れる特約業者側では当該賃貸油槽所のY業者からの受入となり、Xの払出記録と合致しない。

この元売業者や特約業者が提出する受払数量の報告書は、その不一致について明細を出力し、毎月チェックされる。不一致内容はすべて検証され相違がないことが確認される。

ところで、軽油引取税の課税は、特約業者が販売業者や需要家に払出した際に生じる。したがって、図3の元売業者と特約業者の間の受払数量が合致しているだけでは、適正な申告が行われていることの保証にはならない。特別徴収義務者である特約業者が、販売業者や消費者に販売した数量（これに対して課税が生じる）を適正に検証できる場合に課税の網羅性が確認できる。

このためには、特約業者での調査を行い、課税対象の数量を検証する必要がある。総合県税事務所では特約業者において帳簿の調査を実施する際に、インタンクの実際数量も検数することにより受払記録の正確性が検証できる。仮に受払記録に誤謬がある場合は、更正し課税を行う。

現在、滞納額として計上されている金額は平成 17 年度末で 479 百万円あるが、これは大部分が業者間の与信を考慮した徴収猶予によるものである。したがって実質的な延滞はない。徴収の猶予を受けるためには特別徴収義務者は、事前に猶予を受ける金額の明細を添付してその申請を行う。猶予期間は最長 2 ヶ月である。

例えば、10 月に販売した軽油の引取税は、翌月の 11 月末日が納付期日であるが、最長 2 ヶ月後の翌年 1 月末日まで徴収猶予を受けることができる。2 ヶ月の猶予を受ける場合、軽油代金を支払う販売業者からの決済が翌年 1 月以降でなければならない。仮に 12 月末日までに決済がなされている場合、猶予期間は 1 ヶ月となる。

イ 監査手続

課税客体（軽油の引取り）を確実に把握できているかどうかについて任意に抽出した特別徴収義務者の申告書と元売業者、特約業者等の報告書とを照合吟味することにより検証した。

特別徴収義務者に対する徴収猶予の期間が、適正に定められているかどうかについて検証した。

特別徴収義務者である特約業者の調査において、インタンクの実在軽油量を検査し、受け払い記録の正確性を確認しているかどうかについて、任意に抽出し、検証した。

ウ 監査の結果

[指摘事項]

(ア) 徴収の猶予

現在の猶予申請の添付明細書では、軽油の売買代金の決済が 2 ヶ月以上なのかどうか明瞭でない。例えば、本来の納付期限である 11 月末日における与信額は記載されているが、翌月の 12 月における与信額は明らかでない。12 月末日において与信が与えられておれば、初めて 2 ヶ月の猶予が認められる。

徴収の猶予を認める場合、納入期限の翌月及び翌々月の取引先別の与信額を明瞭に記載した資料により審査を行うことが適切である。

(イ) 申告確認調査

総合県税事務所は、特約業者から年1回、軽油の实地棚卸量と帳簿在庫量の照合結果の報告を受けている。一部の報告内容について聞き取りしたが、帳簿在庫が实地棚卸量を下回るケース（在庫過剰）が比較的多く見受けられた。この報告を検証することにより、申告の量の妥当性を推測することはできる。ただし、特約業者において、内部管理制度として受払管理を適切に行っているということが前提である。

申告数量については、直接特約業者のインタンクの在庫量を実際に検数し、受払記録の残高と照合することにより正確性が維持されているかどうかを検証できる。県の調査要綱においても、調査に際してインタンク内の数量の検査を指示している。ここ3年間の申告確認調査は、以下のとおりであるが、インタンクの現物数量の検査は行われていない。

平成15年度 5件、平成16年度 9件、平成17年度 0件

業者の内部管理制度の把握、改善の指導及びけん制の意味を含めて、実数量を測定し帳簿数量と照合を行う手続は是非実施すべきと考える。

なお、狩猟税、ゴルフ場利用税、県たばこ税、鉦区税、地方消費税、県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割について監査を行ったが特に指摘事項はない。県固定資産税(固定資産の特例)については、富山県において現状では発生していないことから、監査は実施しなかった。

(8) 県税の徴収事務

ア 概要

納税額の入金処理は、納税者が税金を総合県税事務所又は金融機関で納付する場合、図6のようなプロセスを経る。総合県税事務所では収納する場合には、入金内容をチェックのうえ払込金融機関に預け入れられる。

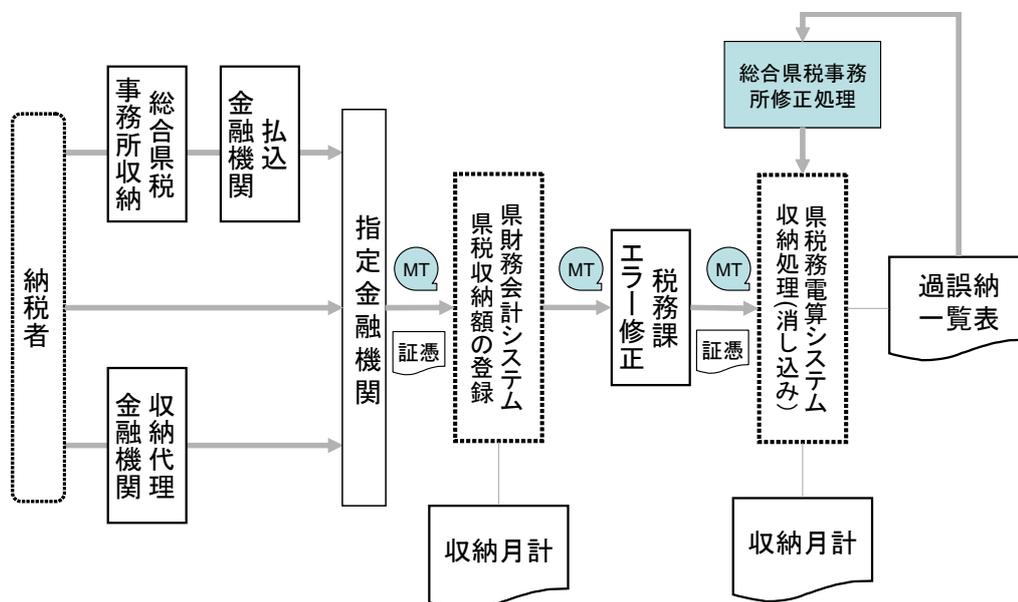
指定金融機関において収納額が取りまとめられ、県の口座に入金される。収納データは日々県に報告される。県においては、収納データは一般会計の財務会計システムにおいて処理され、県税収納データが作成され、これをもって税務電算システムにおいて各納税者の収納消し込みを行う。

収納額は、証憑書類である領収済通知書により検証される。

財務会計システムでの収納額と税務電算システムで処理した収納額は、毎月その一致が確認される。また、入金額において過誤納分が発生している場合は、その内容は過誤納一覧表で出力され、総合県税事務所において修正される。

口座振替については、指定金融機関に収納され、上記と同様の手続により処理される。

図6 入金処理のプロセス



イ 監査手続

図6をもとに、各業務での入金額のチェック手続を質問、証憑書類の閲覧及びこれらの照合により検証し、入金処理が適正に行われていることを確認した。

ウ 監査の結果

適正に処理されていた。18年度から導入された自動車税のコンビニ納付についても、収納額はコンビニ本部、収納代行会社を經由して指定金融機関に入金されるが、コンビニ各店舗での取扱内容と入金内容が照合され、適正に処理されていた。

3 県税の滞納対策

(1) 滞納整理業務

ア 概要

(ア) 収入未済額の状況

県税の収入未済額の推移は、図7のとおりである。平成11年度をピークにその後は、減少傾向が続いている。なお、収入未済額の税目別の内訳は、図8のとおりである。傾向からみると、個人県民税と自動車税の

収入未済額が増加傾向にある。この2つの合計額は、平成8年度は1,394百万円であったが、平成17年度には1,799百万円に増加している。

他の税目は、基本的には減少している。なお、軽油引取税に関しては、業者間における軽油の売買代金の与信期間の関係から認められている徴収の猶予であり、実施的な滞納ではない。

図 7

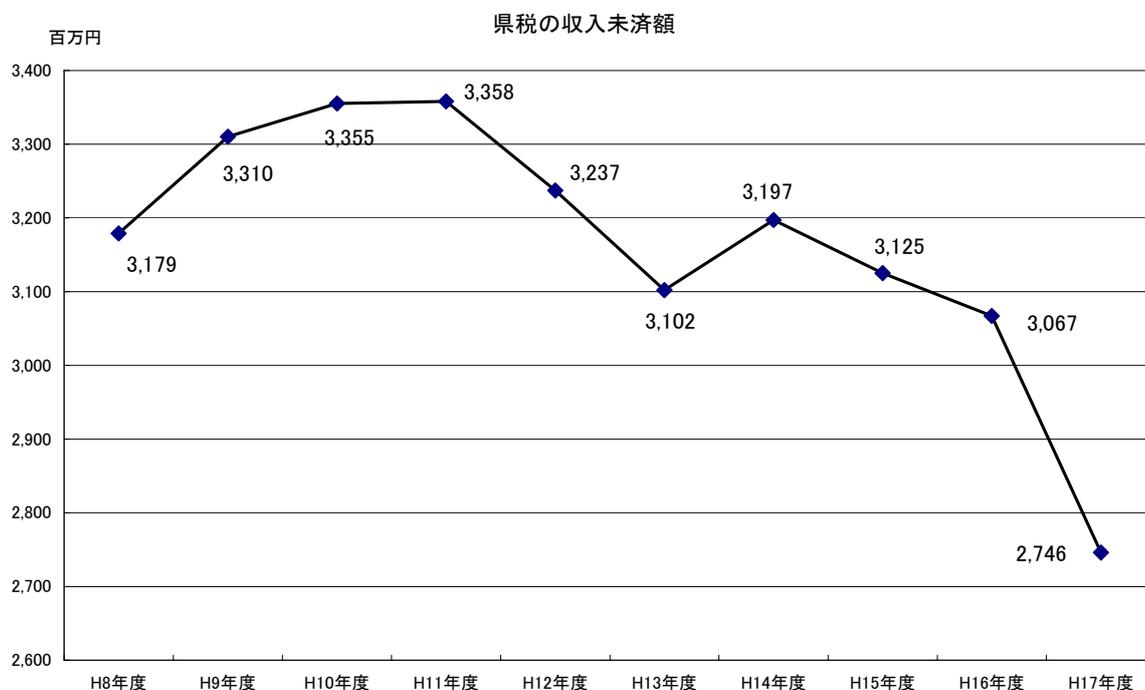
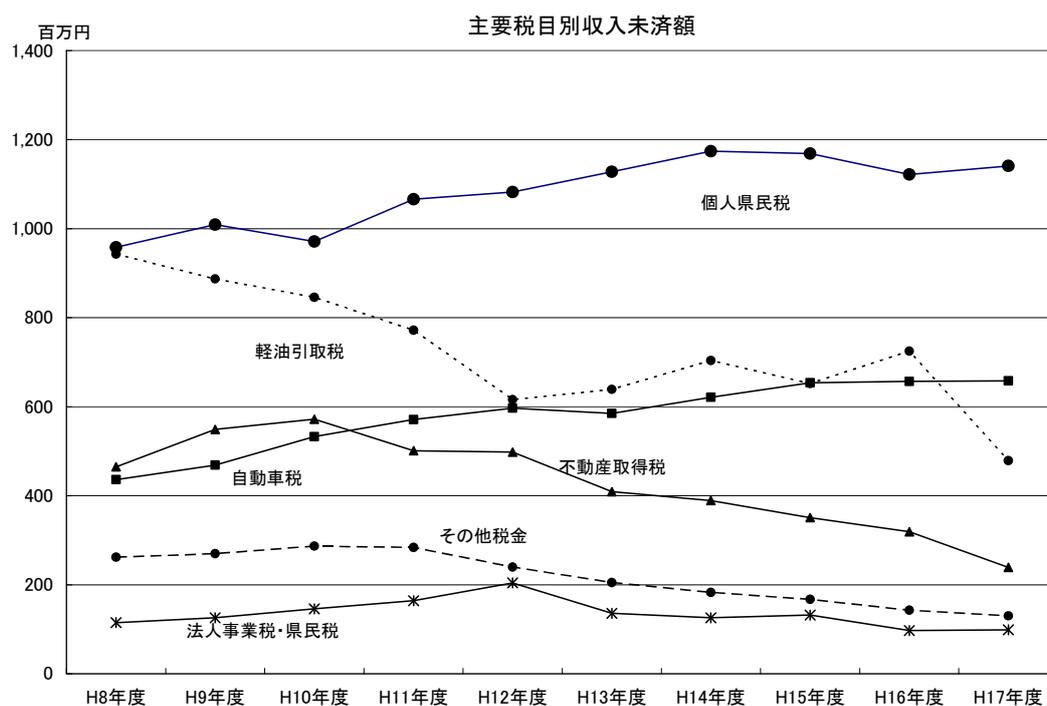


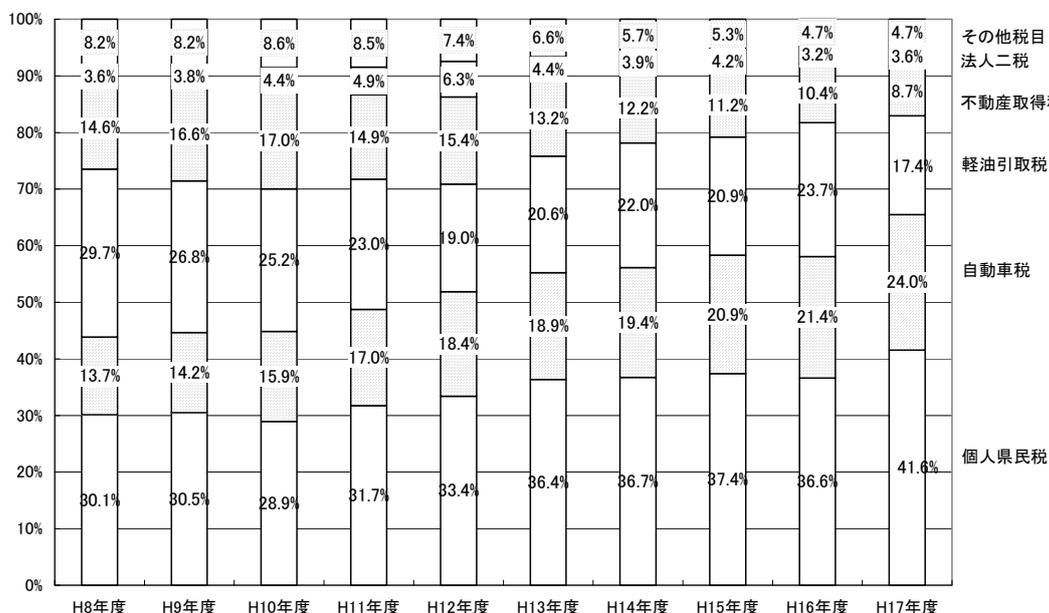
図 8



収入未済額の税目別の構成比を見ると、個人県民税及び自動車税の割合が徐々に増加していることがうかがえる(図9)。平成8年度では43.8%であったが、平成17年度には65.6%まで増加している。

図9

主要税目別収入未済額構成比率



(イ) 滞納対策

a 滞納に対する基本方針

平成14年度から平成18年度までの税務行政の運営に関する方針をみていく。県税の滞納に対する方針は、最近大きく変化している。

平成14年度において滞納も増加傾向にあることが指摘されており、この滞納の増加傾向は、平成18年度まで一貫して認識されている。滞納が増加傾向にあるが、徴収事務の基本方針は、平成17年度までは自主納税を推進するものであった。

経営管理部長名で発出された平成17年度の税務行政の運営について(通知)では、「…滞納額の累積を防止するため、積極的に夜間及び休日の催告・臨戸を実施し実態把握に努め、的確かつ迅速な滞納整理を進めるとともに、自主納税を推進するため、口座振替納税の普及に努めること。」と記載されている。

5年前の平成14年度でも同様の趣旨が記載されており、自主納税の推進が継続されている。しかし、平成17年度には滞納額の大きさは看過できない状態と認識されており、平成17年10月には「滞納整理推進要綱」を策定し、次の方針を定めている。

- ① 徴税事務を計画的・組織的に処理するため、機能分担制を確立する。

- ② 早期かつ適切な処理を推進するため、定期的な進行管理を実施する。
- ③ 公平の確保の観点から、滞納処分を原則とした厳正で的確な滞納整理を行う。
- ④ 自主納税の必要性を周知徹底し、納税意欲の向上に努める。

平成18年度では、自主納税から、滞納処分を原則とした滞納整理を行うことをはっきり明示している。背景には、個人県民税・自動車税等の滞納額の増加、三位一体改革による税源移譲に伴う税収入の確保対策があると思われる。滞納額の抑制は、県財政面にとり、これまで以上に大きな課題となっている。

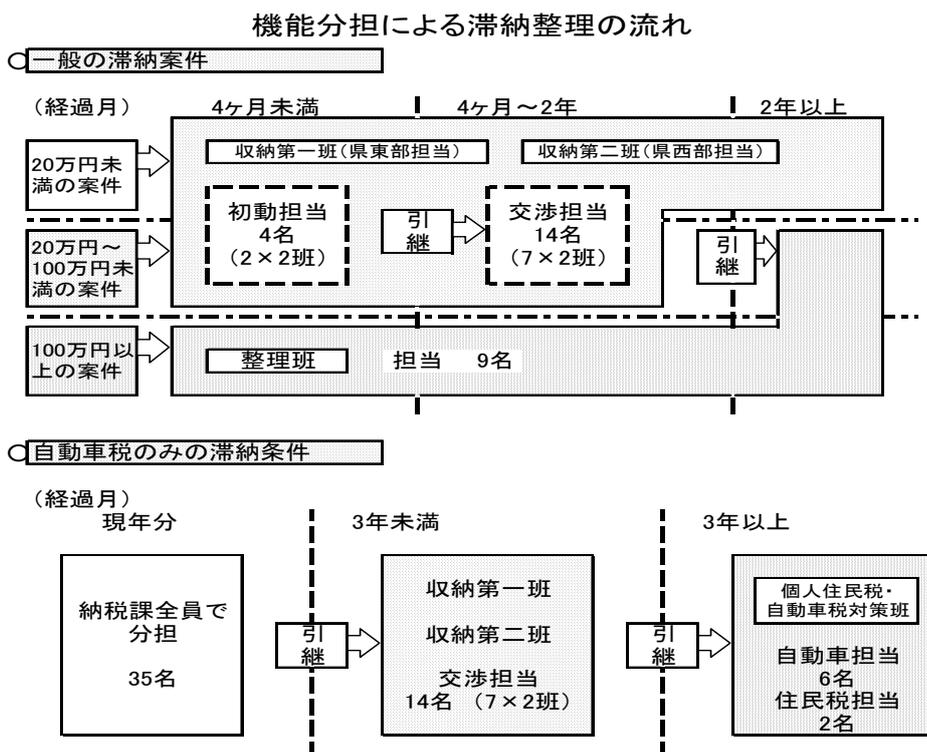
b 滞納整理事務体制

県税行政については、平成17年10月1日よりそれまで4県税事務所であったが、これを一つの総合県税事務所に統合した。従来の高岡、魚津、砺波県税事務所は相談室として納税者へのサービスを行うことになった。

これに伴い、納税課も一本化され、徴収事務の方法も変わった(図10)。

従来の納税課は、収納班と整理班に区分されて業務が行われていた。新組織では、納税課は、収納第一班、収納第二班、整理班、個人住民税・自動車税対策班により構成されている。新たに個人住民税・自動車税対策班が新設され、また、滞納対策の分担も滞納金額と滞納期間により区分している。

図 10



基本的な考え方は、大口の滞納、期間が経過しているものについて、納税促進の交渉技術、滞納処分に係る専門的知識やノウハウを集積した整理班や個人住民税・自動車税対策班に専任させることにより、収納の効率を高めることにある。更には専門的に扱うことにより滞納対策の技能とノウハウを集積することが可能となり、効率性に寄与することになる。

c 滞納防止と納税証明

県では、滞納の未然防止や滞納整理の促進に有効な手段として、県に提出される以下の申請等に、県税に未納がないことを証する納税証明書の添付を義務付けている。

添付書類の名称等	申請期間等	担当課
1 入札参加資格に関するもの		
①建設工事の競争入札参加資格審査申請	2年ごと	土木部管理課
②建設工事の測量等競争入札参加資格審査申請	〃	〃
③物品の競争入札参加資格審査申請	3年ごと	出納事務局会計課
④清掃及び施設保守管理等業務入札参加資格申請	2年ごと	経営管理部管財課
2 融資の審査に関するもの		
①小規模企業等設備導入資金貸付申込	申込ごと	商工労働部経営支援課
②各種県単融資貸付申込	〃	〃
③中小企業環境施設整備資金貸付申請	〃	生活環境文化部環境政策課
3 その他法令等で定められているもの		
①建設業許可申請	5年ごと	土木部管理課
②建設業事業年度終了の届出	毎事業年度	〃
③指定管理者申請	申請時	所管各課
④県営住宅入居申請	〃	土木部建築住宅課

イ 監査手続

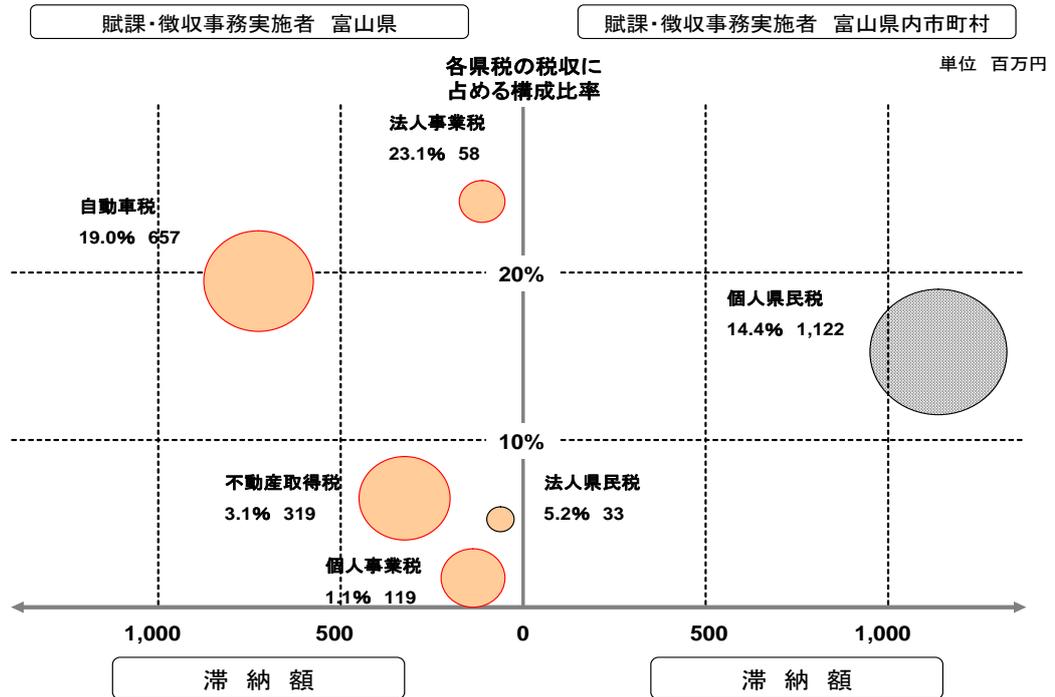
他の税目の収入未済額の納税促進も大切であるが、金額的にもウェイトが高くなっている個人県民税及び自動車税の滞納額を減らすことが効果も大きい。これらの滞納への取り組みが重点課題であると認識される。

平成17年度の滞納残高について、徴収事務者別（県・市町村）に金額と税収入額に対する割合の状況をみると、図11のとおりである。

法人事業税は、税収に占める割合は高いが、滞納額は非常に少ない。他方、市町村が徴収する個人県民税は、税収に占めるウェイト（14.4%）も高く滞納額が著しく多い。なお、軽油引取税における滞納額は、前述のと

おり徴収猶予額であり、実質は滞納しているものではないと判断して、図 11 からは除いている。

図 11

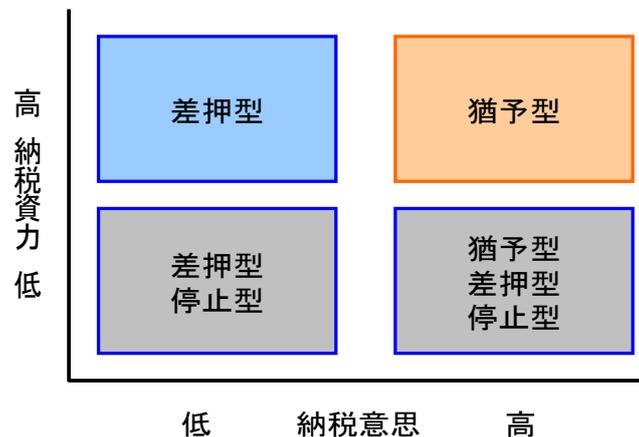


監査手続としては、徴収に係る業務プロセスの分析、質問、関連資料の閲覧を行い、滞納税額の徴収が適切に進められているかどうかを検証した。

ウ 監査の結果

滞納については、納税者の納税意思と納税資力より図 12 のようにその内容を区分することができる。資力があるにもかかわらず滞納する悪質なケースを除けば、基本的には納税に当てる資金に不足が生じることが滞納の基本的な原因であると考えられる。一般論であるが、納税者の意識として納税支出の対価性が低いため（例えばある支出をして特定の経済的価値を取得するという対価性が感じにくい）、納税が劣位になって滞納が生じる可能性は否定できない。

図 12

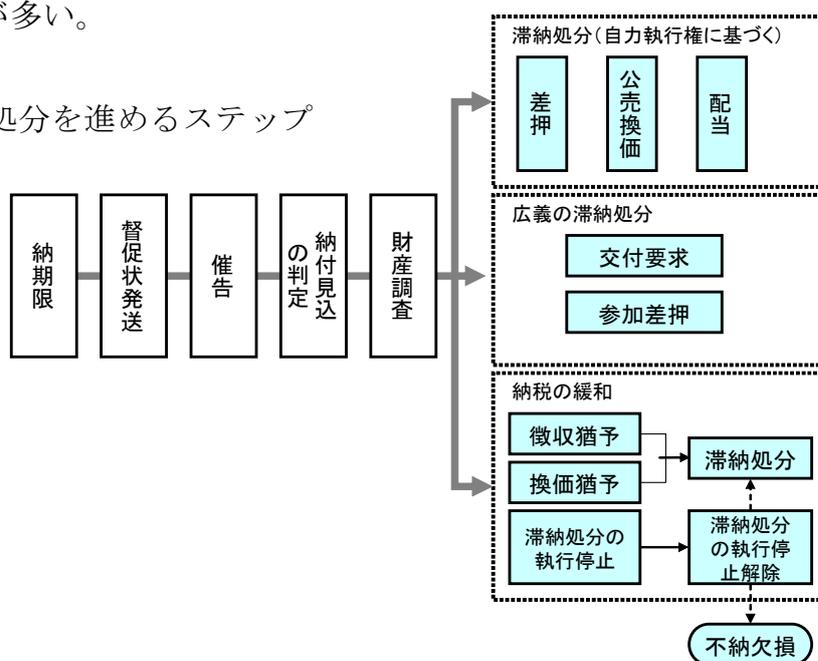


納税資力について、どのような状態にある場合に徴収不能と判断し、執行停止を行うかという問題がある。図 12 において、納税資力が高いと判断される場合には、納税意思の高低により、対応策として猶予型及び差押型が選択される。

しかし、納税資力が低い場合には、その度合いの判断が一律にはできず、納税意思の高さと低さを判断して徴収猶予、差押、執行停止の処分を選択することになる。

滞納処分を進めるステップは図 13 のようなものである。従来、自主納税の促進という基本方針があった。この場合には、財産調査により滞納者の預金差押が可能な場合には、差押により滞納額の回収が図れた。しかし、預金残高がなく、また本人の給料収入や事業所得が判明しない場合（所得税申告がない、市町村において給料所得が未申告）、本人の収入の状態や納税の姿勢が確認できず、差押も執行停止の判断もできないままになるケースが多い。

図 13 滞納処分を進めるステップ



エ 意見

標準的作業手順に従った滞納処分の実施

滞納整理については、その件数も多く管理者は、個々の案件がどのように進捗しているのか把握しきれない部分もあり、また各担当者においても自主納税促進の方針のもと徴収猶予・差押・執行停止の判断が延び延びになる可能性もあった。今後は、滞納処分を積極的に進める方針であり、標準的な作業手順に従った実効性のある体制を確立し、速やかに対応してい

く必要があると思われる。

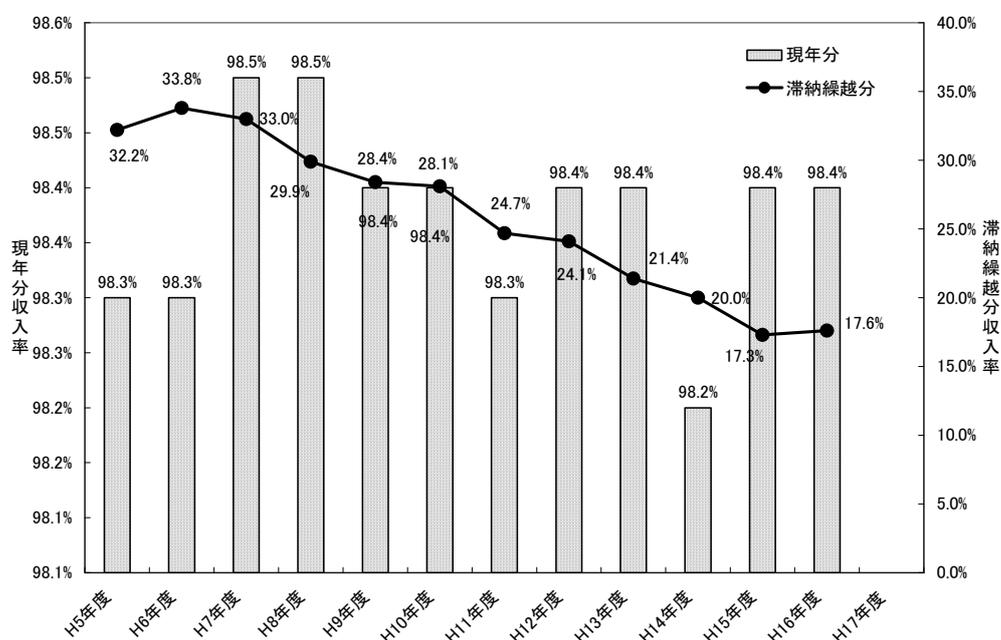
この場合、滞納金額が僅少なものと大きい場合では、実効性のある手段も異なるとと思われる。例えば、金額が僅少なものであれば、差押えを実施する姿勢を示すことで多くの場合、他県の例からも納税が進むと思われる。

(2) 個人県民税

ア 概要

個人県民税の現年分の収入率と滞納繰越分の収入率は、図 14 のとおりである。現年分の収入率は 98% 台半ばであるが、滞納繰越分の収入率は悪化している様子が見える。

図 14 個人県民税 収入率(現年分及び滞納繰越分)



県は、滞納対応策として「富山県・市町村民税個人住民税徴収確保方針」に基づき、市町村との共同催告・共同臨戸の実施、職員の研修によるノウハウの向上に努めてきている。

また、平成 18 年 8 月から、地方税法第 48 条に基づく徴取引継の導入（県が市町村から滞納整理を引継ぐ）を実施したところである。

各市町村の現年分収入率は、平成 15 年度では 98% を割るところはなかった。平成 16 年度は、富山市等において市町村合併があり集計が変則的となっているが、おおむね平成 15 年度と変化はない。他方、平成 15 年度及び平成 16 年度の滞納繰越額の収入率は、図 15 のとおりであり、市町村によりバラツキがある。したがって、滞納対策において県が関与することは有効性において十分に意味のあることである。

平成 18 年度における県の個人住民税徴収対策に係る計画は次のとおりである。

■ 間接支援

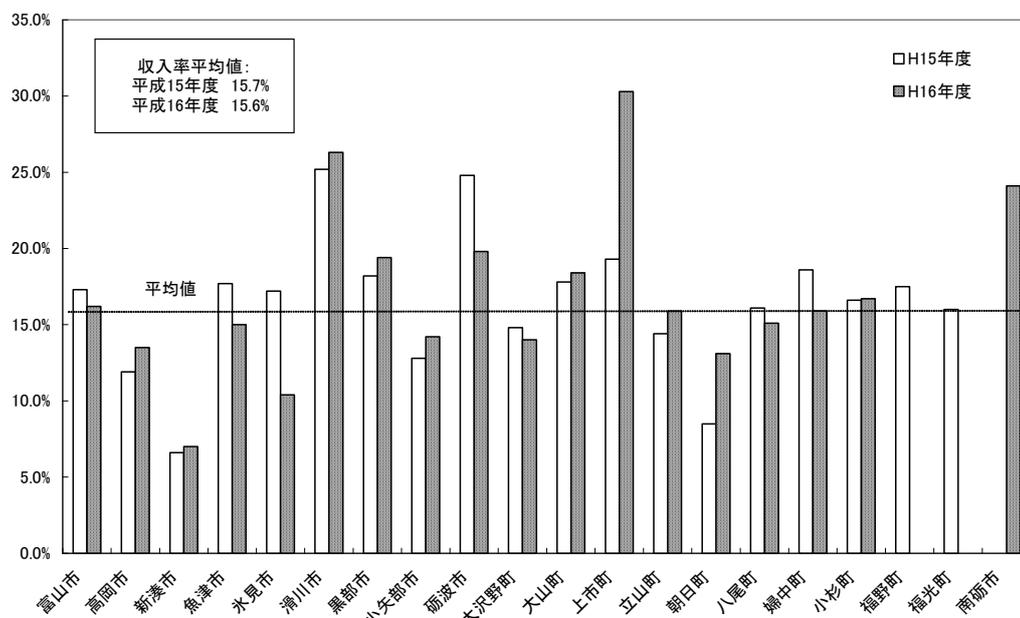
- ・ 市町村職員徴収事務研修・・・この中にはロールプレイング研修による徴収技術の習得を含む。
- ・ 情報交換会・・・県・市町村の連携強化のために事案を持ち寄る。
- ・ 共同催告・共同臨戸・・・連名による文書での催告、共同による臨戸催告。
- ・ ⑧不動産の共同公売・・・合同の公売。

■ 直接支援

- ・ ⑧地方税法第 48 条の規定に基づく直接徴収の引継ぎ。

図 15

市町村別滞納繰越額の収入率



(注) 福野町、福光町は、平成 16 年 11 月、南砺市に合併

イ 監査手続

地方税法第 48 条に基づく市町村長への直接・間接支援の状況は有効かを検証した。

ウ 監査の結果

滞納税金の徴収率実績において、各市町村にはバラツキが生じている。また、個人県民税の滞納額は県税において最も大きなものとなっている。しかし、徴収事務の権限は市町村にあり、県は地方税法上賦課徴収に係る

権限は、直接徴収を引継ぐだけである。滞納税金の徴収実績が悪い市町村に対して、賦課徴収事務を是正すべき権限はないのである。直接徴収を引継ぐとしても大口かつ徴収が困難となっている事案に限定され、また県税事務所において振り当てることができるマンパワーも限られており限界がある。

個人県民税の滞納額は最も大きい、県はその徴収事務を行う権限がないという立場にある。今後、三位一体改革の税源移譲において、こうした状況が継続すると滞納税額は更に増加していくことが予想される。この点は、徴収ないし是正権限がないなかで市町村の徴収実績が県の財政面に直接影響するという問題を看過できないものとする。

税源移譲により個人県民税や個人市町村民税の地方自治体財政に与える影響をみれば、県と市町村が徴収事務の効率化に一体的に取り組むべき状況にあると判断される。こうした中で県は、直接徴収のほか間接支援に乗り出している。

直接間接の支援は、最近緒についたばかりである。地方税法第 48 条の規程に基づく個人住民税の滞納整理実施要領も最近（平成 18 年 8 月 21 日から施行）制定された。3 市町においては、県税に徴収が引継がれた事案（7 件）についてその大半が自主的に納税されている。県は、平成 18 年度より滞納処分を原則とする方針に変更しており、直接徴収の方向は効果を生んでいると判断される。

エ 意見

三位一体改革による税源移譲

一般会計歳入決算額に占める県税収入額の割合は、近年は 20%前後である。しかし、三位一体改革によって税源移譲が行われると県税の収入額は増加し、23%程度に推移することが予想される。

特に最近の傾向として個人県民税の調定額に対する収入未済額の比率は増加傾向にあり、したがって収入未済残高も増加している。税源移譲により調定額が増加し、現状の収入未済比率に変化がないとすれば、更に収入未済額が増加することになる。こうした状況は、県の一般会計歳入額に大きな影響を与える。

県の個人県民税及び個人市町村民税の税源移譲の額は次のとおりと試算されている（図 16）。個人県民税の増加額は約 180 億円である。平成 17 年度の税込額に対する滞納額の比率は 6.5%である。仮にこの滞納率で推移する場合、早晚約 24 億円の収入未済額（税込額 37,000 百万円×6.5%）になることになる（現在よりも約 12 億円増加）。

図 16

個人住民税10%比例税率による富山県の税額試算

(単位 百万円)

	現行税率	10%比例税率	差引(増加)
個人県民税	19,238	37,178	17,939
個人市町村民税	43,997	55,767	11,769
合計	63,236	92,945	30,709

平成16年度の税収入をベースに試算したものである。
 現行の個人県民税と個人市町村民税の合計税率は、5%、10%、13%の累進税率である。
 比例税率10%のうち、4%は個人県民税、6%は個人市町村民税である。

今後、収入率を向上させることが、県の歳入財源確保のために、また税負担の公平性の観点から重要な課題と認識されている。また、財源が厳しいなか徴収費の面でも有効かつ効率的な徴収活動が求められることになる。

賦課事務においては、課税対象が漏れることなく把握され（網羅性）、正確な課税標準の計算（完全性）が行われることがポイントであるが、徴収事務においては、不納欠損となるリスクを事前に押さえ、適時に的確な徴収活動を実施することがコントロールポイントである。リスク分析と徴収行動の適時性・有効性・効率性が一層重要となる。

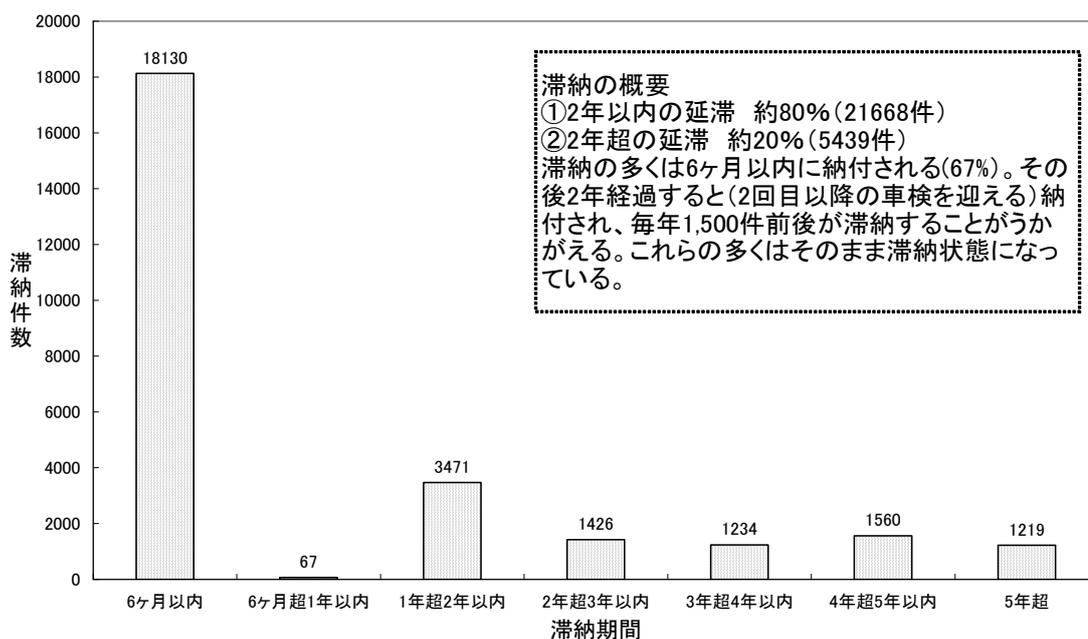
(3) 自動車税

ア 概要

自動車税に関しては、既にみたように滞納額は徐々に増加しており、いかに増大する滞納額を徴収するかという課題がある。自動車税の滞納件数は大量であり、金額は比較的僅少である。徴収コストを勘案すれば、速やかに短時間での対応をとることが肝要である。

車検時に自動車税の未納付があると車検を完了できず、車検を受ける車両についてはこの時点で滞納を阻止することができる。監査実施中（9月）の滞納の経過期間別の状況は、図 17 のとおりである。

図 17 自動車税の滞納期間別の滞納状況



滞納の多くは、納付期限後 6 ヶ月以内に納付されており、2 回目の有効車検期間が切れる 2 年目までには多くは納付されている。問題は、2 年以上経過している場合である。滞納となるものが 1,500 件程度発生するものと推測される (2 年超から 3 年以内の滞納 約 1,500 件)。これらは、当然に 2 回目以降の車検を終えていないためその車両には搭乗することはできず、その車両は放置ないし輸出業者に売却されているものと推定される。

台帳上は名義人として登録されているため、納税義務者になる。滞納者は、次の車検を受けず滞納となっている車両をいわば乗り捨てているといえる。

このような状態では、乗り捨てとなる車検前に差押えを実行し、徴収を図ることが重要である。車検直前に乗り捨てられるあるいは処分された場合、その後ますます納税意識が遠のく。

イ 監査手続

最も滞納件数が多く、また県が直接徴収する税目では滞納金額の最も多い自動車税について、個々の滞納事例を調査し、滞納処分が適切に実施されているかどうかについて検証した。

また、自動車税の滞納対策に関しては、滞納リスクに対する対応策、滞納整理業務の統制活動及び IT 化について、滞納事例に対してとられている業務活動、管理活動においてとられている行動、IT 化への対応を、関連資料の確認と質問により検証した。

ウ 監査の結果

滞納事例について、一部抽出し、内容と総合県税事務所の対応を検証した。事例の内容と対応は次のとおりである。

- ・預金残高は、5 千円程度ありこれを差し押さえる。年収額は、申告がないため不明である。執行停止処分とした。
- ・生活口座であり、差押は行わず分納誓約を取り交わす。
- ・平成 16 年 2 月に死亡し、相続人を原戸籍により探す。相続の放棄の有無も確認している。
- ・預金調査により残高があることが判明した。差押予告を通知したところ本人より納税があった。
- ・預金残高を差押える。それ以降の残高の回収ができず、滞納処分の執行停止となっている。
- ・相続が開始されており、相続人の調査を行う。
- ・預金残高があり、差押えの予告を平成 17 年 8 月に出す。しかし、その後差押えは実施されていない。
- ・会社は実質消滅しており、支払ができる財産もない。社長の所在がわからず車両の状況について確認することができない。車両は、台帳に登録されたままである。
- ・差押える財産がなく、夜間の電話催告を行う。収入や生活状況が不明であり、手をこまねいた状態である。
- ・平成 13 年に納付の誓約書を取り交わすが、納付がない。金融機関・市町村の財産調査は実施済みである。

[指摘事項]

(ア) 状況把握と実効性のある手続

以上の事例からは、差押え財産がない又は預金残高がない場合でも収入状況や生活振りが明らかでないため、次の手続である給料の差押え（勤務先調査を要する）及び車両の差押えが実行可能かどうか、あいまいなままになっている様子が見えてくる。納税者が、出頭してきて状況が明確になることも期待しにくいのが実情である。

滞納処分を決定するには、滞納者の収入状況と生活実情、車両の保有状況と換価価値、納税に対する誠実性、差押対象車両の生活必需品としての重要度（通勤や業務上の利用、家族の利用状況）等により判断することになるが、これらの情報の一部は総合県税事務所で入手が可能なものもあるが、本人に確認をしなければ十分に収集できないものもある。

現状では、日中は本人と連絡がとれず、夜間の電話ないし臨戸による接触となるが、これらは就業時間外に行うこととなるため頻度に限度がある。

また本人が不在ということもあり十分に本人の生活の実情を把握しにくいのが実態である。

滞納者1人に対する夜間の連絡は、年に1回ないし2回、夜間や休日の臨戸は年に1回程度しか実施できていない(不在であればまったく接触ができない)。

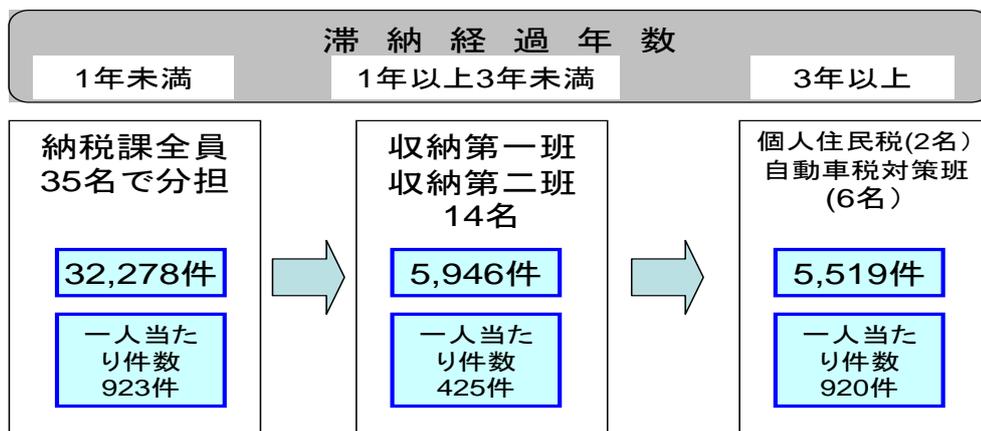
納税義務者が状況を明らかにしない場合、総合県税事務所での滞納整理は進まない。給料の差押の予告、あるいは車両のタイヤロックの予告により本人と面談の機会を作り出すことが必要である。そのうえで差押(所有者の駐車場所で車輪を動かなくする)を実施するかどうかを具体的に検討することが必要である。実効性のある手続を、速やかに採用すべきと考えられる。

(イ) スピーディな業務処理の必要性

自主納税の方針を転換し、滞納処分の執行を行うという方針のもとで、順次組織の統合、業務プロセスの改正、必要な制度の導入、必要な情報のIT化等の改善を進めてきている。

ところで、納税課の組織は既に述べたが、自動車税に限定して担当職員1人当たりの事務量を平成18年6月末時点でみると、次のとおりである。

自動車税滞納件数(平成18年6月末時点)



現状では、3年以上の滞納については、専任担当者1人当たり処理件数は900件を超える。これらの件数を順次処理していく場合に、1年という単位でどれだけの件数が処理できるかという課題がある。

3年以上の滞納は、毎年平均的に1,500件程度発生すると推測されるが、1人平均250件(1,500÷6人)の担当となる。1件当たりの平均的な処理時間を仮に10時間とすると年間での処理件数は一人180件程度となる。

これに現年度分を加えるとマンパワーの不足も予想される。

滞納整理に対する方針の変更に伴い、人手不足が予想されるなかでは、組織、業務プロセス、職務権限の見直し、業務をスピーディに行う新しい仕事の仕方を導入しなければならない。さもないと、基本方針と組織が不整合となり効果が生み出せなくなる。少額の滞納でありタイヤロックを実施して差押、分納、執行停止を速やかに行うという形態に変えていく必要がある。

スピードのない仕事の仕方では、マンパワーの不足による業務の堆積が生じることにもなりかねないし、時効となってしまう可能性もある。ただし、時効が成立するのは、ほとんどが執行停止が可能な状態であり、回収できない状態のものと推測される。

(ウ) タイヤロック

タイヤロックとは、車輪にわか状のロックをかけ走行を不能とし、納税を促すものである。納税が行われない場合、ほぼ1週間程度で差押えが実施され、官公庁オークションでのネット公売にかける。タイヤロックに際しては、運輸支局で差押の登録が行われる。

茨城県の平成18年11月の自動車差し押さえ強化月間に実施した滞納整理の結果によると、再三の納税催告に従わない悪質滞納者250人を対象に、所有自動車に対するタイヤロックの装着予告書を送付したところ、約9割にあたる222人が滞納額の全額又は一部を自主的に納付した。

強化月間中の最終的な徴収額は、対象滞納額4,367万円の約44%に相当する1,920万6,000円。納税誓約書の提出分を含めると、徴収額は2,214万9,000円に達し、対象額の51%の徴収に成功した。

事前予告書のみで自主納付した222人のうち、全額納付したのは77人。予告書を送付しても反応がなかった滞納者28人に対しては、担当職員が直接自宅を訪問。このうちタイヤロック装着を告知した段階で納税に応じたのが23人、最終的にタイヤロック装着まで踏み切ったのは5人だったが、いずれも納税誓約書分を含めると全員が全額納付に応じた。

茨城県は「従来納税交渉に応じなかった滞納者からも納付があるなど、顕著な納税促進効果が認められた」とし、引続き積極的な差し押さえを実施する方針である。

預金残高が少なく差押えができない場合、勤務先調査を行い、差押えのために給料照会を実施する旨の通知を行う。この際に納税が行われる場合もあるが、一方で調査しても家族構成から差押できないこともある。給料の差押え以外に、生命保険の差押えもあり得る。

県では、19年度からタイヤロックを実施することを決定している。滞納

が生じてから車検前までの早期の対応は、徴収コストと滞納額の削減に効果があると推測される。なお、現在使用している車について、自動車税を滞納している場合で、その車しか所有していない場合には、生活上の必要性を判断し（納税資力が無い場合）、生活上必要であれば差押はしない。また、執行停止も行わない。ただし、これは自動車税だけで他の税目では執行停止を行う。

エ 意見

滞納業務の進捗管理の必要性

少額かつ大量処理の滞納整理であり、行政コストを考えると1件当たりの処理時間を短くし迅速な処理が求められる。長引けばそれだけ税務行政コストの増加にもつながる。標準的な作業スケジュール、各業務段階で行うべき行動や収集しておくべき情報を明確化しておき、一定の作業手順に従って業務を迅速に進めることが重要と判断される。

そのためには、作業の進捗管理を行うIT化されたシステムが必要である。平成18年度から県税の滞納整理のための支援システムが稼働している。これにより現在までの進捗状況が明瞭となる。

標準的なスケジュールと実際の進捗状況との対比により、滞納整理の業務が遅延している案件を明示する機能が求められる。現在の支援システムでは、個々に納税者単位の作業の状況を出し、進捗状況を管理することになる。スケジュールと実施すべき作業の関係から、例えば次のような行動に係る遅延情報を集計することが迅速性と適時性から有効と考えられる。こうした情報は、標準からの遅れ部分を示し、修正行動を促すものである。

- (i) 市町村への財産等の調査の完了状況（督促状発送後一定日数経過後）
- (ii) 納税意思の確認（面談）と判断（市町村への財産調査完了後一定日数経過後）
- (iii) 金融機関への預金照会の完了の状況
- (iv) 納税資力と納税意思の確認による差押の要否の判断の完了状況
- (v) 差押対象の案件について執行完了の状況

現在、要綱に従い、進捗管理が行われている。県の処理基準の目安は、図18のとおりである。担当者、班長、課長レベルでのそれぞれの目標を設定し、これに従って進捗管理を行うこととなる。滞納発生後一定の経過時点において一定の作業が完了しているかどうか、また所定の判断が終わっているかを管理しなければならない。

図 18 滞納に対する業務分担及び処理基準

担当		業務内容	処理基準
収納各班	初動担当	新規滞納の早期処理を目指し、滞納発生後概ね3ヶ月の間に基礎的な調査、納税交渉を行う。	督促状発送後 60日以内 所在連絡先の調査 70日以内 電話催促(連絡がとれない場合は、80日以内に臨戸) 80日以内 文書催告 90日以内 市町村での財産調査
	交渉担当	初動担当では完結しない滞納案件を引継ぎ、基礎的調査に加え、綿密な財産調査に基づく効果的な納税交渉、差押を行う。	引継ぎ後 10日以内 交渉開始 30日以内 実情調査(銀行への財産調査含む) 50日以内 文書催告(差押警告) 70日以内 文書催告(差押予告) 90日以内 処分執行
整理班		高額、悪質、膠着滞納案件につき積極的に差押、公売を実施する。	
特別対策班		個人県民税及び自動車税について、専断的に滞納整理を行う。	

そのためには、所定の作業が完了していない案件をコンピュータ処理により明示し、管理していくこと（日常的なモニタリング）が有効である。また、滞納業務について監査、点検が行われる場合においてもこうした情報が整備される必要がある。さもなければ、効率的な監査ないしモニタリングは実施できない。

今後、日常の進捗管理により有効な支援システムの整備が望まれる。

4 徴収費の分析

ア 概要

県税に係る徴収においては、公平性、有効性及び効率性のバランスが必要である。有効性とは、行政活動が課税客体を発生時に漏れなく把握し（適時性・網羅性）、課税標準を正確に算定し（正確性）、延滞のない納税（不納の最小化）を実現することに寄与している状況である。この有効性に寄与するとしても、県税の徴収費用をできうる限り少なくてすむ方法で実施しなければならず、効率性が求められる。

有効性と効率性は、トレードオフの関係にあると推測される。その意味では、費用対効果を考慮した行政施策の実施とそのコストの有意性を考える必要がある。

公平性は、課税体系そのものと徴収や納税免除に関する部分に分けることができるが、ここでは、徴収及び納税免除に関する部分を検討する。これは、納税額が発生しても納付ができない状態が生じた場合に、いかに公平に徴収し、また納税の免除を行うかという徴収事務の課題である。

公平性は、有効性や効率性とも関連する。公平性を実現する有効な施策が実施されなければならないし、また有効性のある施策であっても、公平性を実現するためにどこまで徴収コストをかけるかという課題（効率性）もある。

現在、県税行政の公平性、有効性、効率性を測る目標指標があるかといえば、公平性・有効性に関しては必ずしも設定されていないようである。これらを定性的・定量的に測定することの難しさはある。

しかし、公平性に関しては、徴収事務に関して、だれでも納得のいく規範・基準に従って判断、意思決定することが要件であると考えられる。公平性の実現には、規範や基準の整備はもとより、徴収事務の各局面で行われる意思決定について、その根拠となる適正な情報が整備・共有されることが必要と考えられる。

有効性に関しては、実施している各種の施策がその目的を合理的に達成できるものであるかどうか、また有効と思われる施策が検討されているかどうか、という点が焦点となる。

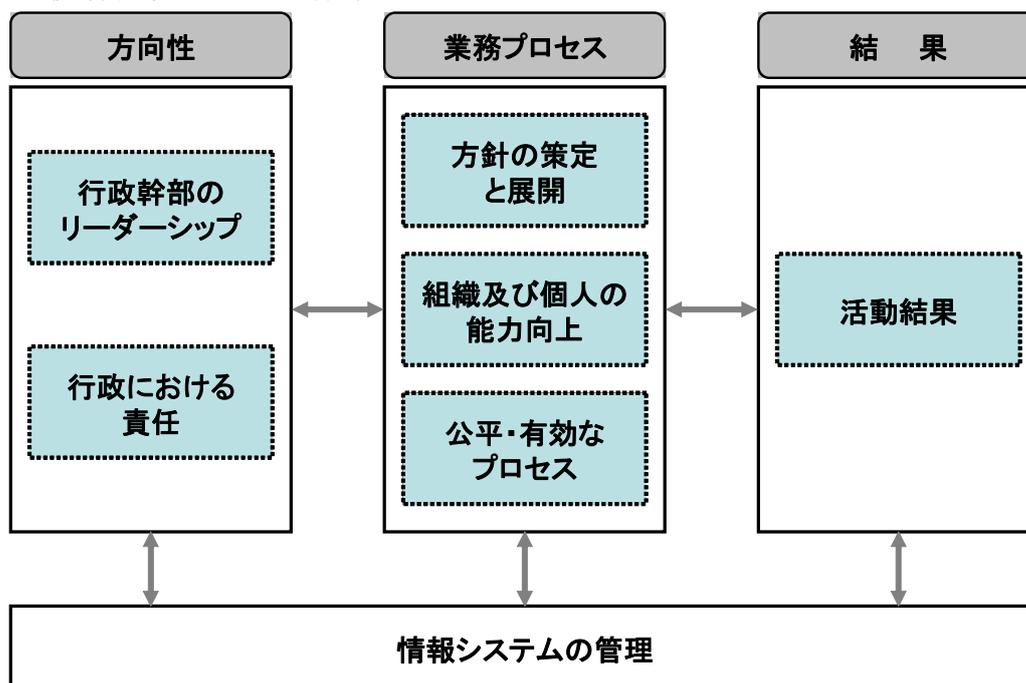
効率性については、県税の行政コストと効果の関係を測定することが必要となる。測定した結果は、目標とする基準と比較されなければならない。都道府県民税は、47 都道府県が地方税法のもと実施している行政であり、行政の内容は基本的には同質である。この点からは、他の都道府県の指標を参考として目標基準を設定する、あるいは比較を通じて富山県の状況を判断することが可能となる。

他の都道府県とは異なる施策が実施されている場合は、独自にその成果を公平性も勘案して測定することになる。

更に、県民の県税行政に対する信頼性という問題がある。県民の信頼性の程度は、現在測定はされていない。ここでは、公平性、有効性及び効率性が適切にバランスよく達成されている場合には、県民の信頼も高いものと想定している。

県税行政においては、公平性・有効性・効率性を追求して成果をあげることが普遍的な目標であると思われる。そのためには、行政幹部のリーダーシップのもと方針を明確にし、これを実現できるように組織や業務プロセスを絶え間なく改革し、その結果を測定しフィードバックする必要がある。また、こうした行政の執行において適切な情報がタイムリーに伝達できる情報システムを構築する必要がある（図 19）。

図 19 税務行政プロセス体系



徴収費は、活動結果の一つの項目として分析されることになる。どのような方針や業務プロセス並びに情報システムが構築されているかにより影響される。有効性や効率性という観点からは、行政の成果との関連で検討を行う必要がある。また、同質の業務を行う他の都道府県の活動結果は、「都道府県税徴収状況等資料」（以下「徴収状況資料」という。）で公開されており、ここで取り上げられている指標をもとに比較を行うことが有意義である。

県税の徴収費は、本庁の税務課、総合県税事務所、自動車税センター及び3箇所の相談室において発生している費用である。費用は、徴収状況資料では、図20のように分類されて徴収費が集計されている。

また、同資料では税目別の徴収状況に関するデータ（調定額、収入額、差押徴収額、欠損処分額等）も記載されている。これらを基にして過去の推移、他都道府県との比較を行い、富山県の県税に係る活動結果の分析を行う。

図 20

区分		摘要	
徴収費	人件費	職員給	(基本給)
		諸手当	時間外勤務手当、税務手当、期末・勤勉手当等
		その他の人件費	共済組合負担金(社会保険事業主負担分)等
	旅費		
	需用費	需用費	印刷、用紙、消耗品等購入代
		通信運搬費	電話、郵送料等
		備品費	備品購入代
		その他	
	徴収取扱費	道府県税の徴収取扱費	道府県民税分、地方消費税分
		納税貯蓄組合補助金	
		特別徴収義務者に対する交付金等	ゴルフ場利用税、軽油引取税の特別徴収義務者への交付
		その他	

イ 監査手続

徴収費の分析においては、つぎの観点から徴収費の分析を行い、富山県の徴収費の発生状況を明確にして今後の課題を探ることとする。

- i 他の都道府県の諸指標と比較分析し、富山県の徴収費の相対的な位置付けを明らかにする。
- ii 税目ごとに課別の徴収費を活動基準ベースにより集計し、各税目の徴収費の発生状況を明瞭にする。

ウ 監査の結果

富山県の徴収費について東京都を除く他の道府県と比較してみる。比較した項目は、職員1人当たりの件数(現年分と滞納繰越分の収入に係る件数)、1件当たりの徴収費(ただし、人件費、旅費、需用費の合計額であり、徴収取扱費は除いている)、1件当たりの人件費及び1件当たりの需用費である。なお、道府県間において職員1人当たり人件費水準に差異があるため、これを富山県の水準で調整を行っている。

富山県の各項目の状況は、図21のとおりである。

図 21

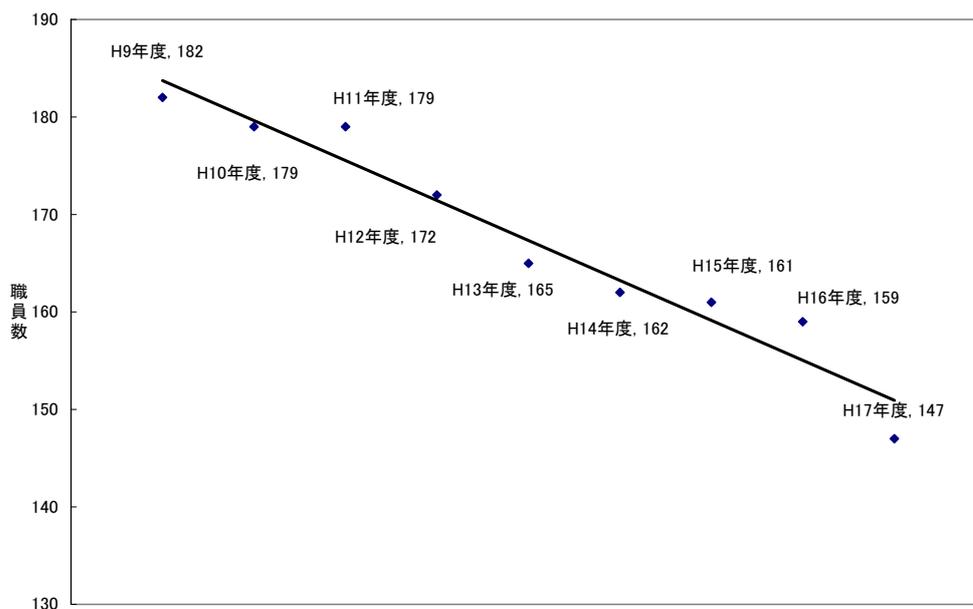
項目	平成15年度	平成16年度	平成17年度
職員数(人)	161	159	147
件数(収入分)(千件)	759.8	762.1	766.6
徴収費(百万円)	1,891.0	1,719.4	1,764.0

項目	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
人件費（百万円）	1,411.4	1,344.1	1,309.7
人件費の割合（％）	74.6	78.1	74.2
徴収費対税収入比率（％）	2.45	2.16	2.01
職員 1 人当たり件数（件）	4,720	4,794	5,215
1 件当たり徴収費（千円）	2.49	2.26	2.30
1 件当たり人件費（千円）	1.86	1.78	1.71
1 件当たり需用費（千円）	0.62	0.47	0.59

職員数は、税務電算システムの導入、平成 17 年 10 月の 4 県税事務所の統廃合等により一貫して減少傾向にある。平成 9 年度から平成 17 年度までの職員数（除く臨時職員）の推移は、図 22 のとおりである。

図 22

県税従事職員数(除く臨時職員)



職員数の減少に対応して、徴収費対税収入比率の割合も逡減している。これは、人件費が徴収費のうち約 75%前後を占めており、人員の減少は徴収費の減少に即応しているためである。

平成 15 年度から平成 17 年度の 3 年間について、(i) 1 人当たり件数、(ii) 1 人当たり件数と徴収費対税収入比率の関連、(iii) 1 件当たり徴収費と徴収費対税収入比率の関連、を他の道府県と比較してみると、図 23 から図 25 のようになる。

なお、徴収費は、人件費、旅費、需用費の合計として徴収取扱費は含めて

おらず、東京都は規模の面でも大きく異なり比較対象には含めてはいない。また、1件当たりの徴収費は、職員1人当たりの人件費に相違があるため、富山県を基準として他道府県の人件費を調整している。

この比較からつぎの点が読み取れる。

- ① 職員一人当たりの取扱件数は、比較的上位にあり、平成17年度では、1人当たりの件数は5,000件を超え(5,215件)、上位3以内にある。
- ② 徴収額税収入比率の割合は、富山県では順次低減し、効率性が向上していることがうかがえる。平成17年度では、2.01%となったが、全国的にみるとまだ1.5%から2.0%の県も多く、今後の改善の余地がある。なお、図24から読み取れるように1人当たり件数と徴収費対税収入比率は、負の相関関係にあり、後者が低減すれば前者が増加する関係にある。
- ③ 1件当たりの徴収費は、富山県はここ3事業年度逡減している。平成17年度では、2.5千円未満の県は、11県であり、富山県(2.3千円)も含まれる。1件当たり徴収費と徴収費対税収入比率の関係は、相関関係にあることが読み取れる。
- ④ 徴収費を人件費と需用費に区分した場合、1件当たりの調整後人件費は、図26のとおりであり、1件当たりの需用費は、図27のとおりである。富山県の収入件数は750千件強であり、1,000千件未満の他県との比較では、1件当たり人件費は低い方に位置する。平成17年度では最も低い(1.71千円)。1件当たり需用費に関しては、1,000千件未満の他県との比較では、平成16年度は、低い方に位置するが、平成17年度は、県税事務所統合に係る税務電算システム改修費用等の一時的な経費が発生しているため、中間に位置する。

また、税務電算システムにおけるシステム開発費用については、無形固定資産として資産計上されることはなく、全額が導入時に費用処理され、また毎年同額規模で発生するものではない点より、年度によりバラツキが生じるものである。他道府県との比較においてはこうした費用や他の設備がどの程度生じているかを把握しないと厳密な意味での確な比較はできない。

図 23 職員 1 人当たり件数

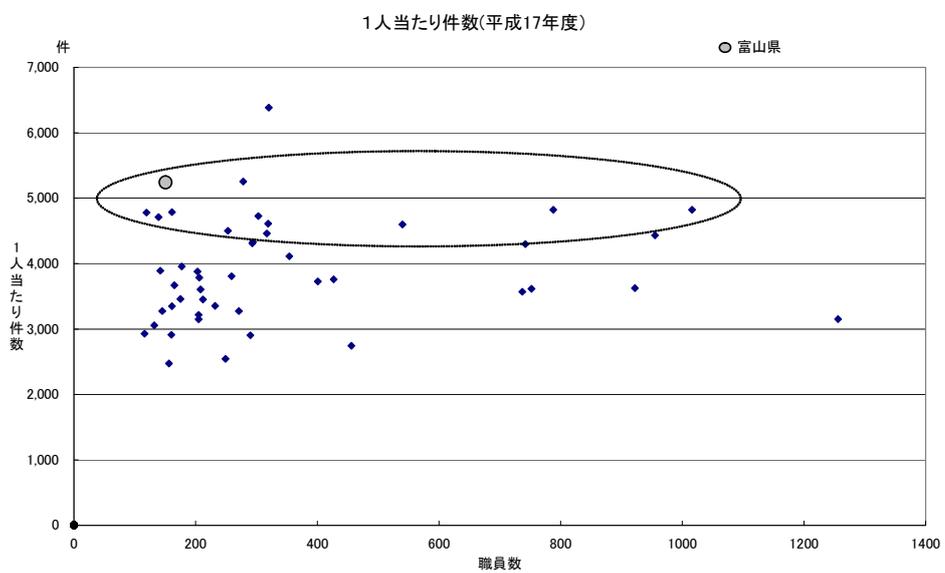
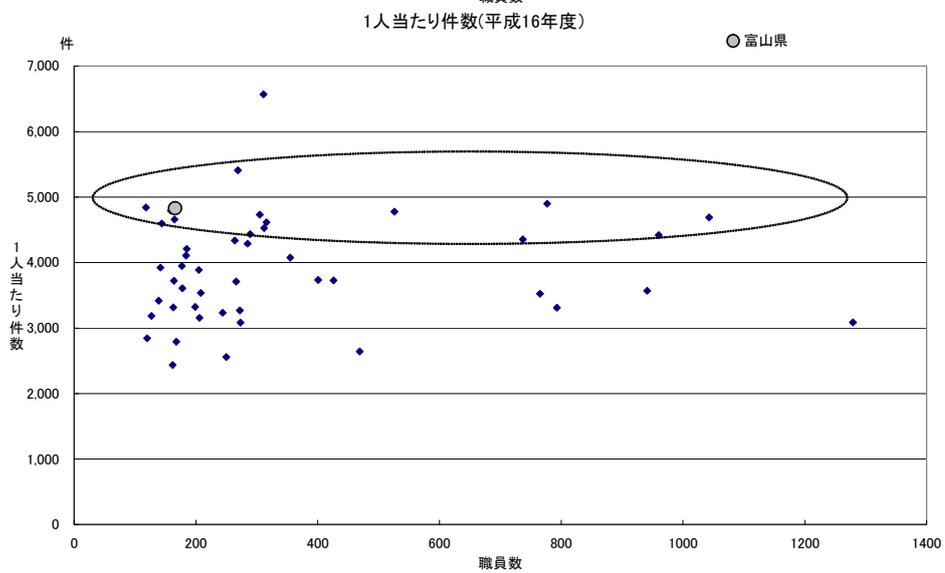
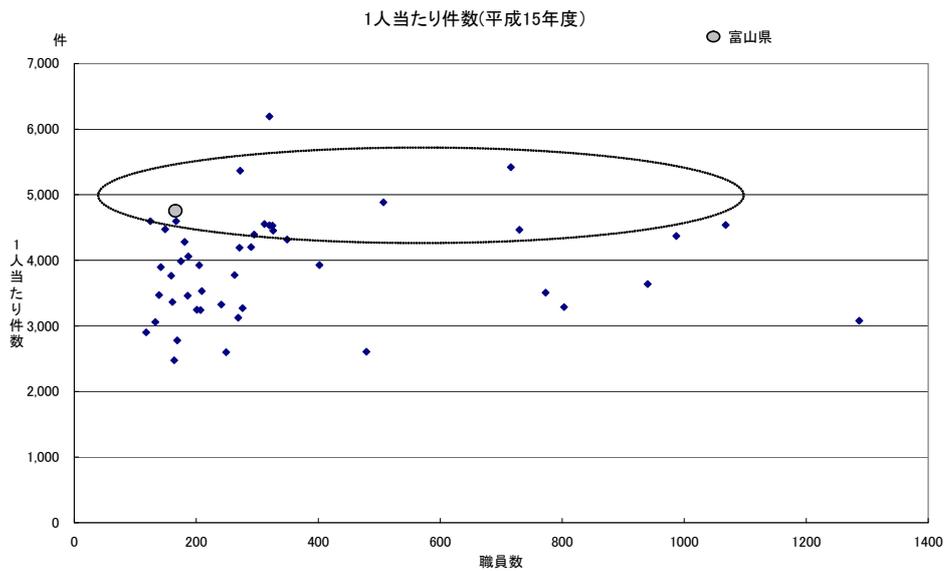


図 24 徴収費対税収入比率と職員 1 人当たり件数

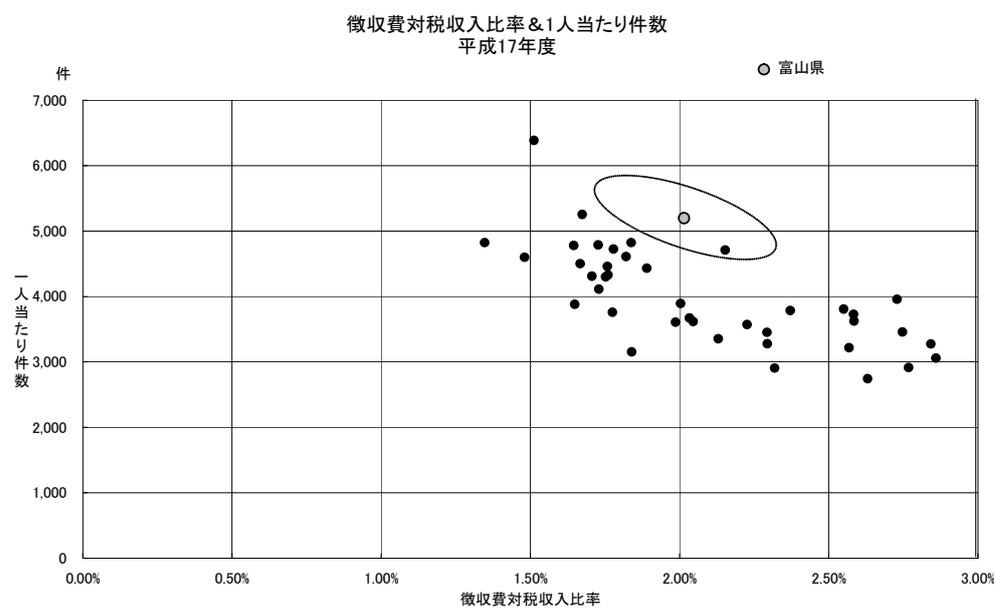
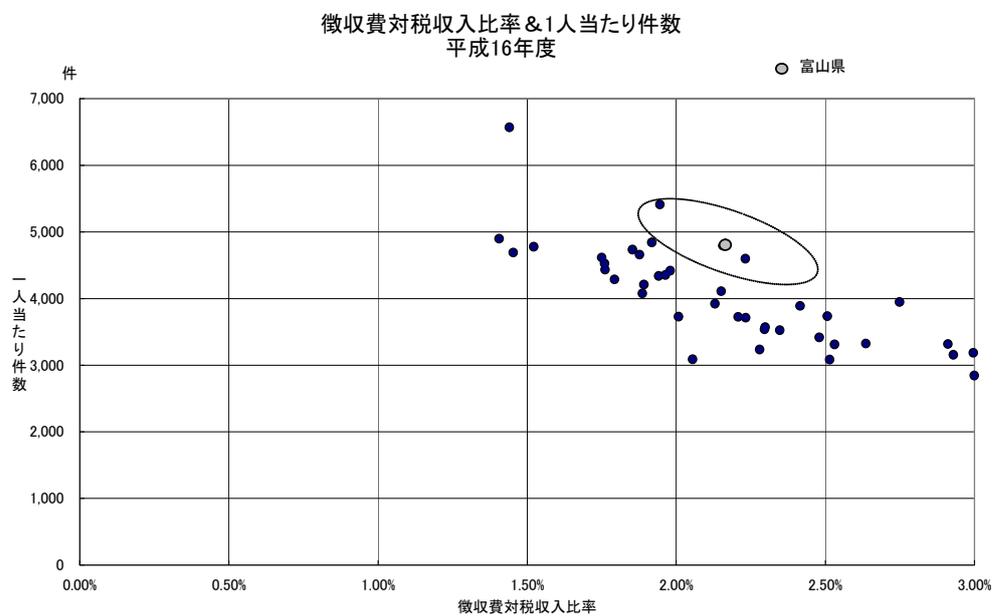
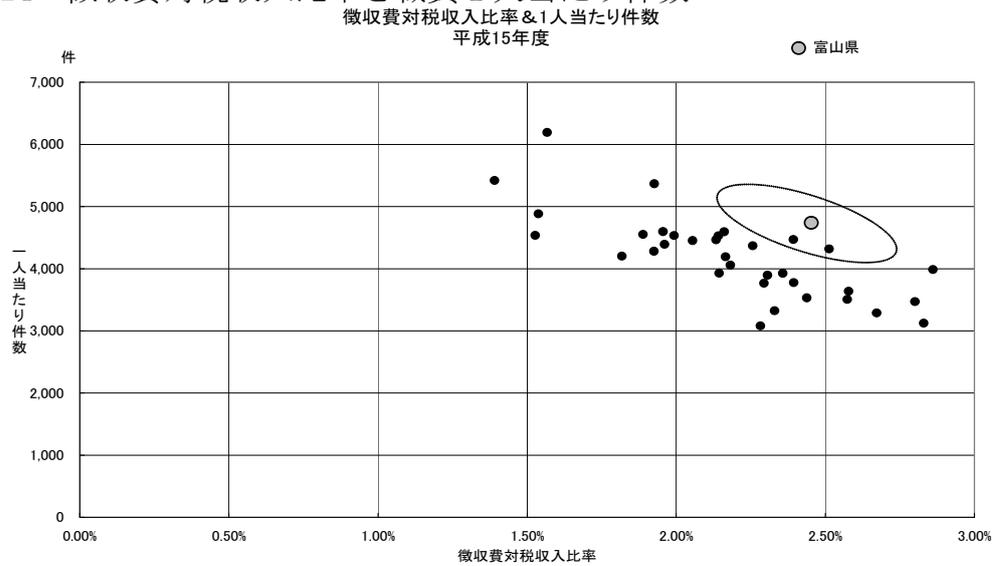


図 25 1 件当たり徴収費と徴収費対税収入比率

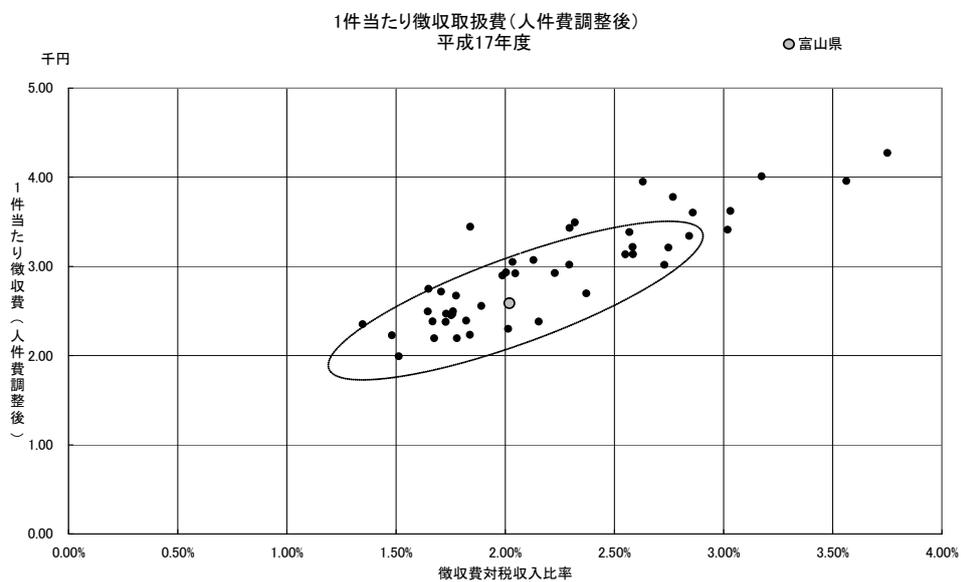
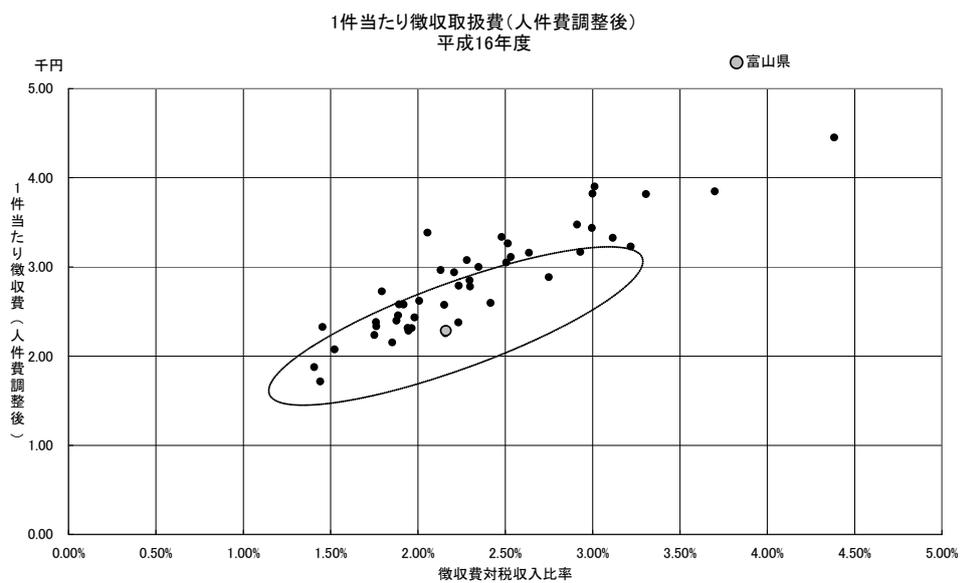
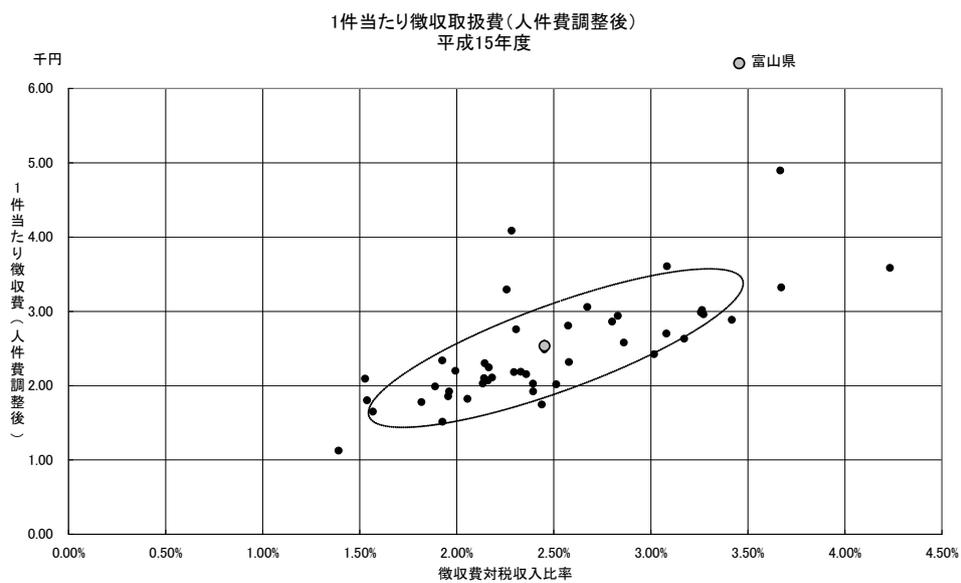


図 26 1 件当たり調整後人件費

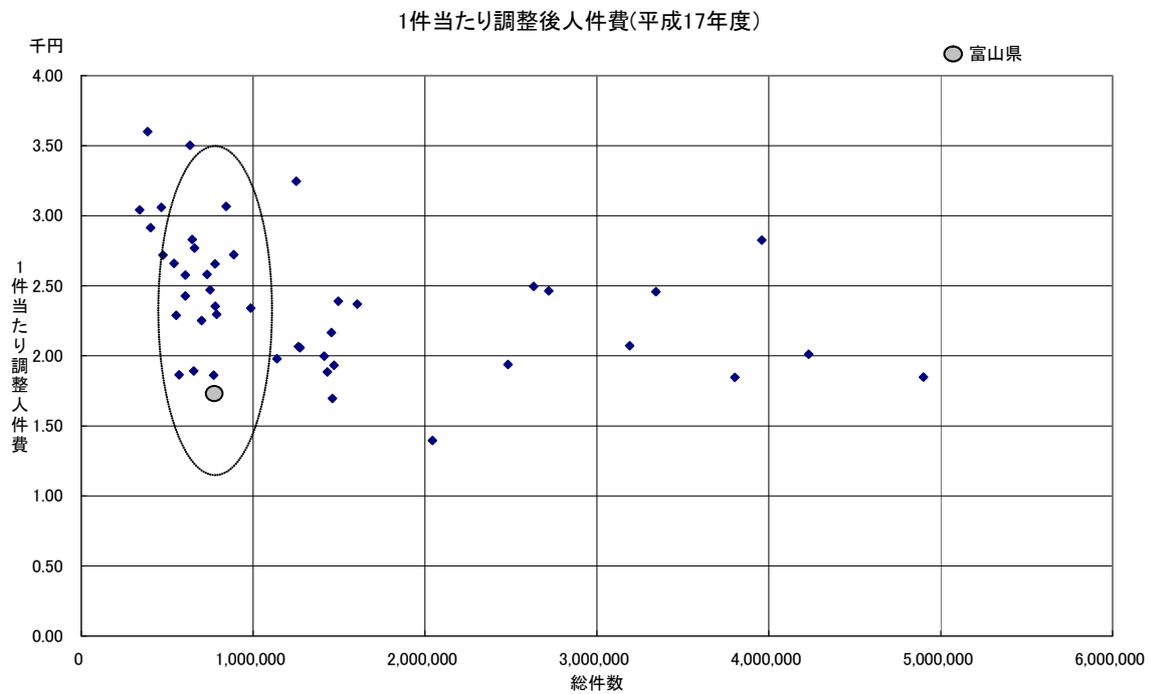
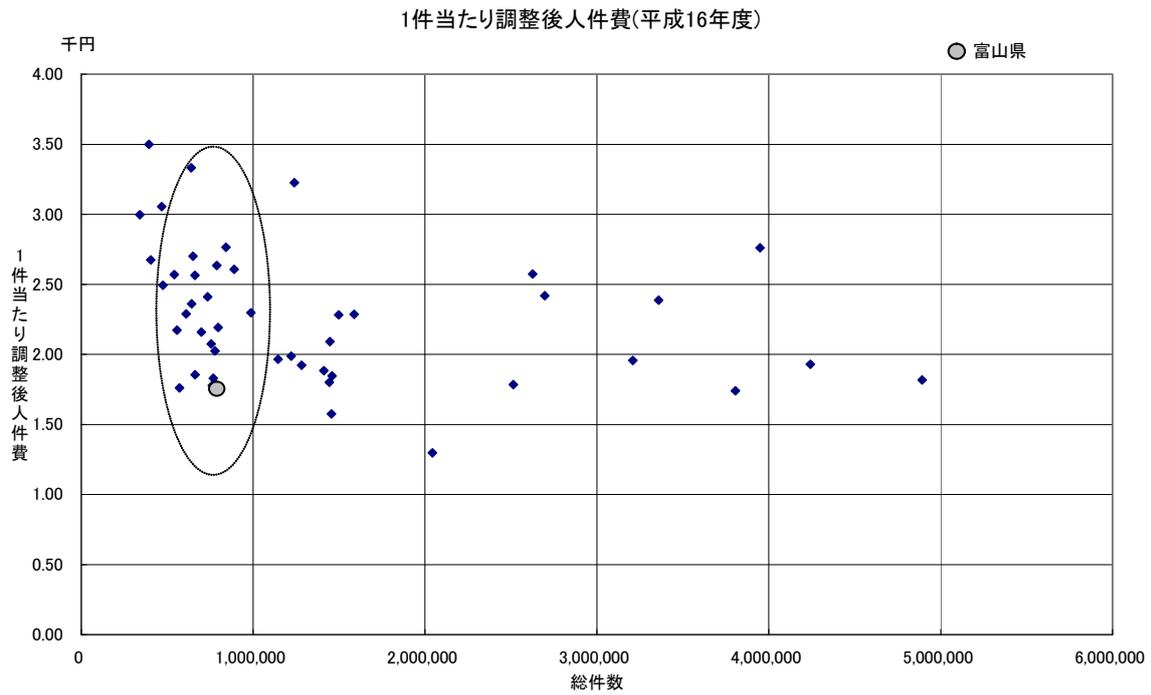
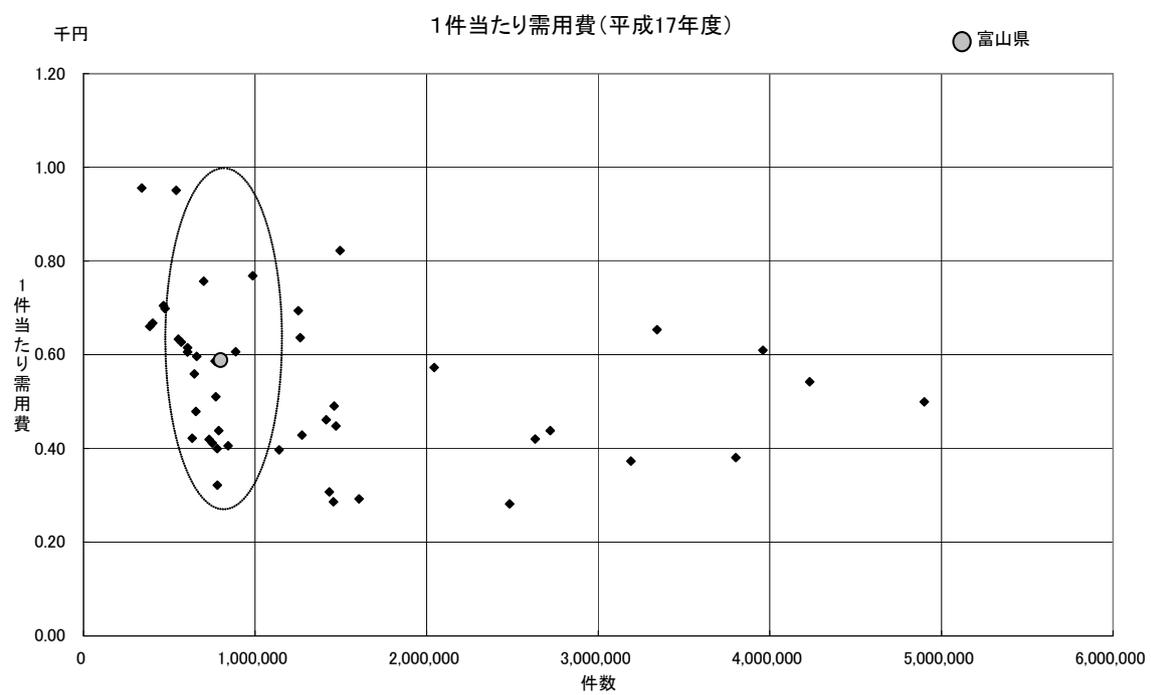
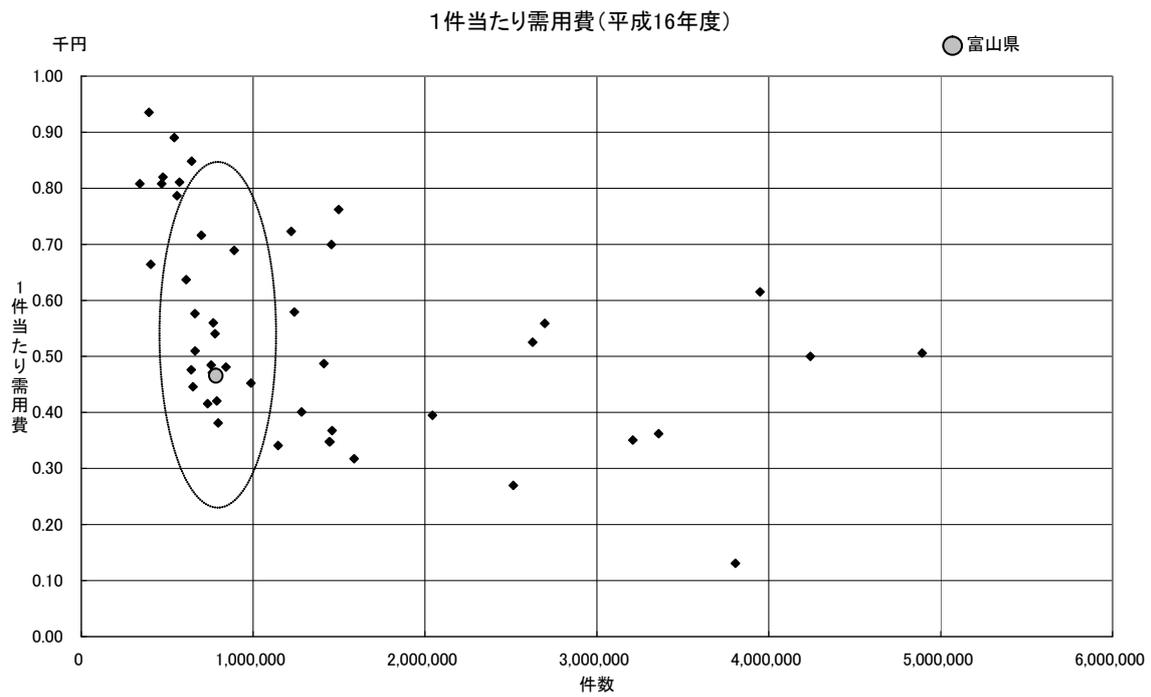


図 27 1 件当たり需用費



[富山県の徴収費の税目別集計]

富山県の徴収費について、税目別に集計を試みた。税目別の集計に際しては、活動基準ベースで集計することとした。この活動基準ベースの集計は、つぎのステップで計算した。

Step1 人件費を課税課、納税課及び共通費(企画管理部門)に区分する。課税課に所属する職員が、普段どのような税目に対してどの程度業務に従事しているかを把握し、業務従事量に基づき人件費を配賦する。納税課の人件費は、滞納件数により各税目に配賦する。なお、管理部門の共通人件費は、課税課の各税目別人件費により按分する。

Step2 需用費については、委託費及びリース料とその他の需用費に区分する。委託費及びリース料については、税目別に直課できるものと共通費に区分し、共通費部分は、合理的な配賦基準により各税目に配賦を行う。

Step3 旅費、その他需用費は、課税課の各税目別の課税課の従事割合により按分する。

Step4 個人県民税及び地方消費税に係る徴収取扱費は、各税目に直課する。

以上の過程を経て試算した平成16年度及び17年度の税目別の徴収費並びに税目別の徴収費対収入比率は、図28のとおりである。

試算値の算定過程における想定事項について述べる。滞納が生じた場合、各税目別の滞納対応において1件当たりに消費する時間は、基本的に差異は生じないという前提である。したがって、納税課の人件費は滞納件数で按分計算を行っている。

[指摘事項]

- ①不動産取得税、個人事業税においては、徴収費対収入比率が10%前後である。全税目の平均的な同比率は2%程度であり、2つの税目においてかなり高い傾向が示されている。不動産取得税においては、県税での新築建物の評価に係る時間が含まれる。また、個人事業税では、主に相対的に1件当たりの平均税収入額が小さいため、同比率が高くなるものと推測される。
- ②納税課の人件費は、その4分の3が自動車税の滞納整理に費やされている。自動車税の滞納件数を速やかに処理できる場合、削減の効果が高い。例えば、有効車検期間内であっても納税意思がない場合には差押えを行う姿勢を明瞭に示すこと等により自主的な納税を促す体制が必要である。
- ③税目別の徴収費については、他県と比較できるデータがないため、徴収費の削減余地について明確なことは言えない。また、公平性にも配慮しなければならないが、徴収費対収入比率が高い不動産取得税、個人事業税について徴収費の削減の余地を検討してみることが考えられる。

図 28

税目別徴収費

平成16年度

(単位 千円)

税目	人件費 (課税課)	共通人件 費	納税課	旅費	委託費・ リース料	その他需 用費	徴収取扱 費	交付金	合計
不動産取得 税	204,553	118,862	12,177	1,721	24,928	55,743		特別徴 収義務 者に対す る交付金 であり事 務コスト に含めな いで計算	417,984
自動車税& 取得税	149,693	86,984	258,298	1,260	56,875	40,794			593,904
法人事業税	79,099	45,963	3,645	666	126,360	21,556			277,289
軽油引取税	81,651	47,446	2,074	687	34,244	22,251			188,353
個人事業税	43,802	25,453	30,087	369	24,158	11,937			135,805
法人県民税	34,021	19,769	17,949	286	44,300	9,271			125,597
個人県民税	18,712	10,873	0	157	0	5,099	1,269,477		1,304,318
その他	27,217	15,815	21,039	229	18,074	7,417	82,125	171,917	
合計	638,748	371,164	345,269	5,375	328,940	174,068	1,351,602	0	3,215,167

(注)個人県民税と地方消費税については、納税課の費用を配賦していない。

税目別徴収費対収入比率

平成16年度

税目	収入額 (千円)	1件当たり 収入額 (千円)	1件当たり の徴収費用 (千円)	徴収費対収 入比率(%)
不動産取得税	3,680,099	254	28.8	11.4%
自動車税&取得税	22,450,240	35	0.9	2.6%
法人事業税	27,347,670	1,628	16.5	1.0%
軽油引取税	12,791,651	4,495	66.2	1.5%
個人事業税	1,278,449	70	7.4	10.6%
法人県民税	6,205,309	133	2.7	2.0%
個人県民税	17,044,964	32	2.4	7.7%
その他	5,975,411	359	10.3	2.9%
合計	96,773,793	75	2.5	3.3%

税目別徴収費

平成17年度

(単位 千円)

税目	人件費 (課税課)	共通人件 費	納税課	旅費	委託費・ リース料	その他需 用費	徴収取扱 費	交付金	合計
不動産取得 税	179,718	88,593	13,527	1,346	26,061	29,799		特別徴 収義務 者に対す る交付金 であり事 務コスト に含めな いで計算	339,044
自動車税& 取得税	150,425	74,153	288,119	1,127	128,202	24,942			666,968
法人事業税	88,305	43,531	4,048	662	58,097	14,642			209,284
軽油引取税	90,761	44,741	1,339	680	31,908	15,049			184,479
個人事業税	44,063	21,721	32,442	330	25,841	7,306			131,703
法人県民税	32,975	16,255	17,899	247	55,997	5,468			128,841
個人県民税	14,873	7,332	0	111	0	2,466	1,264,031		1,288,813
その他	31,460	15,509	7,919	236	18,640	5,216	77,359	156,339	
合計	632,581	311,835	365,293	4,739	344,746	104,887	1,341,390	0	3,105,471

(注)個人県民税と地方消費税については、納税課の費用を配賦していない。

税目別徴収費対収入比率

平成17年度

税目	収入額 (千円)	1件当たり 収入額 (千円)	1件当たり の徴収費用 (千円)	徴収費対収 入比率(%)
不動産取得税	3,600,914	259	24.3	9.4%
自動車税&取得税	22,879,389	36	1.0	2.9%
法人事業税	33,108,826	1,468	9.3	0.6%
軽油引取税	13,284,432	4,651	64.6	1.4%
個人事業税	1,316,897	71	7.1	10.0%
法人県民税	6,954,644	147	2.7	1.9%
個人県民税	17,398,487	32	2.4	7.4%
その他	6,499,103	389	9.4	2.4%
合計	105,042,692	81	2.4	3.0%

5 情報システムのセキュリティ

ア 概要

(ア) 税務電算システムの概要

現在稼働中の税務電算システムは、旧システムを更新して平成 16 年 4 月から導入されたものである。このシステムの導入により、①税務事務の合理化・効率化、②納税者サービスの向上、③税収の確保などを一層進めるものであり、システムの設計・運用における基本方針は、次のとおりである。

- (i) 情報処理の一元化・・・納税者基本情報と収納情報の一元化
- (ii) リアルタイム処理機能の充実・・・課税・収納情報の確実な連携、端末機の機能性向上、記憶媒体の大容量化
- (iii) ペーパーレス化の推進・・・データの画面確認機能の充実
- (iv) 統計処理の充実・・・任意な統計資料等の作成機能(EUC)の充実
- (v) 信頼性・安全性・・・セキュリティ対応、ネットワーク機器障害対策の充実
- (vi) 柔軟なシステム・・・拡張性と柔軟性に優れシステム改修が容易

現在のシステムは、端末パソコンとクライアント・サーバからなる。システムの概略図は、図 29 に示したとおりである。

県庁内にある税務課では、クライアント端末は、業務サーバその他のサーバにアクセスしている。総合県税事務所、自動車税センター、高岡・砺波・魚津相談室は、専用回線により庁内 LAN につながり業務サーバにアクセスする。また、総合県税事務所や自動車税センターでは、部門サーバが設置されており賦課徴収事務をオンライン処理で行うことが可能となっている。

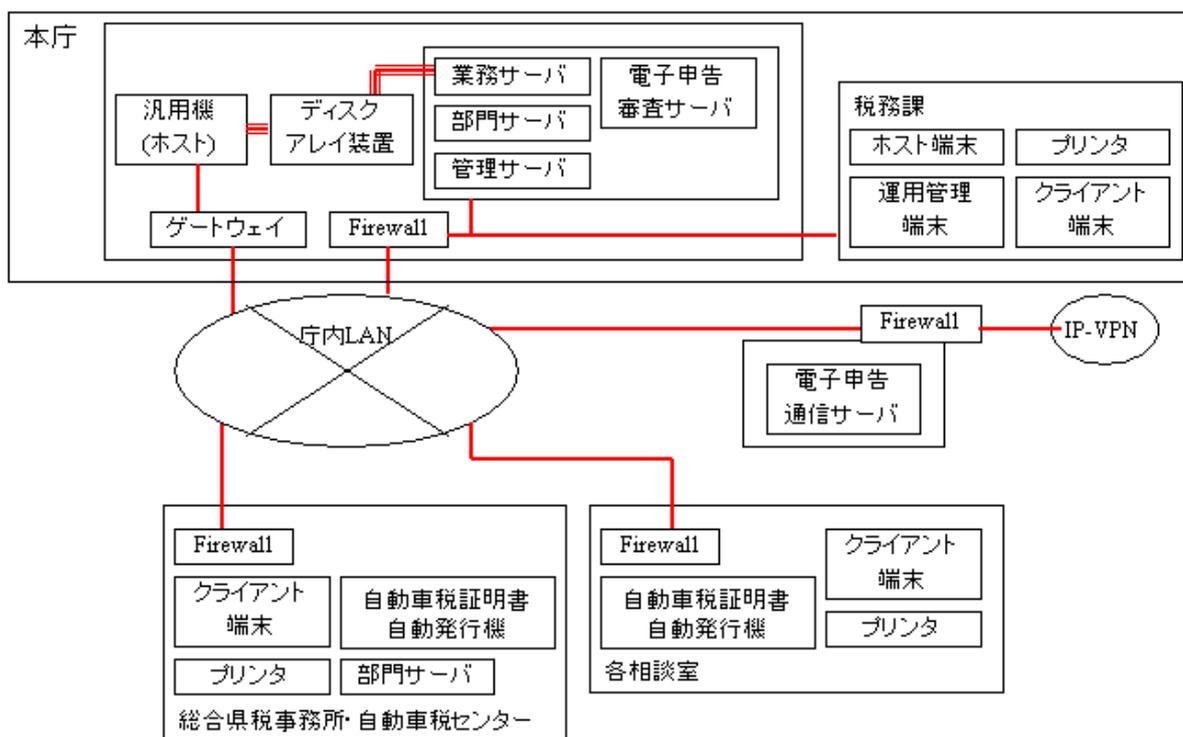
業務機能面から電算システムの構成をみると、(i)税目別課税システム、(ii)共通システムから成り立つ。税目別課税システムは、税目別の13のサブシステム(個人県民税、県民税利子割、県民税配当割、県民税譲渡割、法人二税、個人事業税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車二税、鉦区税、軽油引取税、狩猟税)で構成されている。

共通システムは、各税目に共通する収納、未納税額の残高管理等の業務のためのシステムであり、8つのサブシステム(宛名管理、収納管理、債権管理、口座管理、返戻文書、運用管理、EUC、電子メール・電子掲示板・電子マニュアル)で構成されている。

賦課事務及び徴収事務の効率化や県民へのサービス向上が期待される中で、県民個人の税務情報が集積される。平成17年4月からは個人情報保護法が完全施行されており、個人情報の保護管理に対する体制を構築しておく必要がある。

図 29

富山県税務電算システム概略図



(イ) 情報セキュリティの内容

県税の税務電算システムの情報セキュリティの監査においては、リスクをどのように管理（リスクの回避、排除、軽減、受容）しているかという観点から検討を行う。リスクは、ある情報資産への「脅威の頻度」、その脅威に対する「ぜい弱性（弱点）」、現実にもその脅威を受けた場合に想定される「資産が蒙る影響」の組合せである。ここでの、「情報資産」とは、「富山県庁情報セキュリティポリシー」（以下「県セキュリティポリシー」という。）に記載されている定義に従えば、①ネットワーク・情報システム、②ネットワーク・情報システムで管理される情報、③ネットワーク・情報システムに関する情報、である。また、「脅威」は、「望ましくない事故を引き起こす潜在的な要因」でありシステムや組織の運用に障害をもたらすものをいう。

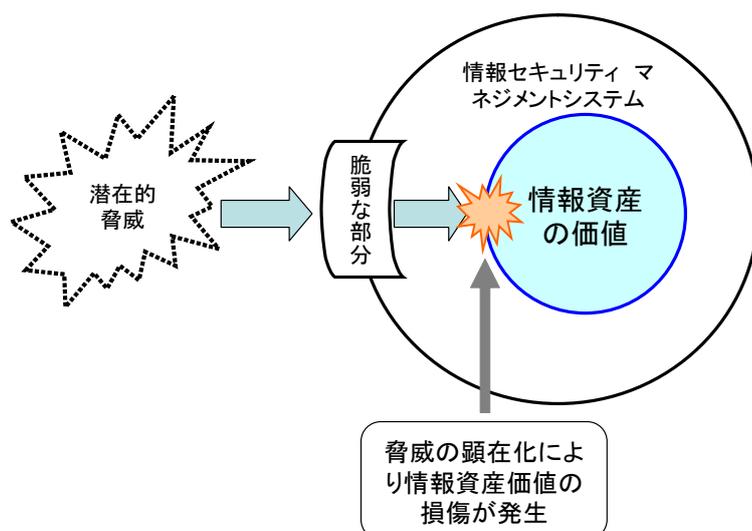
これらのリスクが、いわゆる資産の機密性（C：Confidentiality）、完全性（I：Integrity）、可用性（a：Availability）において、どのような組み合わせになっているかを評価する必要がある。C, I, A の定義は次のとおりである。なお、これらの3要素が、情報セキュリティの内容となる。

- ・機密性：アクセスを許可された者だけが情報にアクセスできることを確保
- ・完全性：情報の処理方法が、正確でありかつ完全であること
- ・可用性：許可された利用者が、必要なときに情報及び関連する資産にアクセスできることを確実にすること

上記定義の内容は、県セキュリティポリシーに記載されている。

また、概念図で示せば、図 30 のようになる。

図 30



税務業務の情報システムにおいて、機密性、完全性、可用性をどのように位置づけているかは、県セキュリティポリシーでは明言されていないが、機密性及び完全性は、その内容からみても業務上の重要度が高く、また可用性においても同様に高い重要度をおいているとの考えである。

調定業務においては、タイムスケジュールに従った業務の遂行が必要であり、数日でも可用性が保たれないことは業務に重要な遅れをもたらす可能性がある。また、可用性が維持されないと、徴収事務の遂行のための納税・滞納状況の閲覧、納税者サービス（問い合わせへの対応、自動車税の納税証明書の自動発行）に与える影響も大きいといえる。

情報セキュリティにおける機密性、完全性、可用性はいずれも高い重要度があると判断される。

また、富山県庁情報セキュリティ対策基準では、情報資産の重要性分類と管理について次のように定義している。県税業務に係る情報は、すべてランクⅠの最重要資産と考えられている。

重要度	内 容
Ⅰ	個人情報及び業務上必要とする最小限の者のみが扱うべき情報資産
Ⅱ	公開することを予定していない情報又は業務上重要な情報資産
Ⅲ	上記以外の情報資産

(注) 県セキュリティポリシーより抜粋

(ウ) 県の情報セキュリティ対策の経緯

県における情報セキュリティの対策の経緯は次のとおりである。平成 15 年 9 月に「富山県庁情報セキュリティポリシー」（富山県庁情報化推進本部策定）を施行し、県が管理する情報資産の機密性、完全性、可用性に対する脅威から保護するための基本方針を明確にした。

また、上記ポリシーを実行に移すための具体的な内容を定めた「富山県庁情報セキュリティ対策基準」を策定し、平成 16 年 9 月から施行している。各部局の情報システム責任者は、対策基準に基づき所管する情報システムの「情報セキュリティ実施手順」を策定し、その維持管理を行うことが求められている。

対策基準では、具体的にコントロール項目や内容を、①人的セキュリティ対策（職員や委託先の行動基準や禁止行為）、②物理的セキュリティ対策（情報システムに係るハードの保護）、③技術及び運用におけるセキュリティ対策（情報システム・ソフトウェアの運用管理等）、④アクセス制御（アクセスの管理とモニタリング）、⑤情報システムの開発保守におけるセキュリティ対策（開発・保守時の遵守事項）、⑥業務継続性の確保対策（継続

対象となる業務、復旧に係る手順)に区分して詳細に記載している。

税務課では、平成 18 年 10 月に「税務電算システム情報セキュリティ実施手順」を定めている。内容は、前述の①から⑥の対策項目について遵守事項や行動基準を定めている。

また、同時に「税務電算システム緊急時対応計画」が策定されている。

県は、平成 18 年 7 月から 9 月にかけて、その前後に発生した県内外の市町村での個人情報流出事件を踏まえて、個人情報保護対策の強化を行っている。人的流出対策とネットワークシステムからの流出対策に区分して、対策を進めた。実施された対策は、網羅的でありその効果も十分に期待できるものであり、以下にその内容を記載する。

区分			対策	今回の対策	
人的流出対策	県職員	規制	守秘義務（地方公務員法 34 条）	<ul style="list-style-type: none"> ・徹底の通知 ・ウィニー等のインストールの有無の調査 	
			自宅作業等のためのデータの持ち出し 自宅作業パソコンのウィニー等の使用状況のチェック		
	外注先企業	規制	外注先企業からの流出	「秘密の保持」条項	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先、再委託先、派遣社員等への個人情報保護対策の徹底、委託契約書等の関連条項の記載
				「個人情報取扱特記事項」	
「再委託の禁止」条項（再委託の承認制）					
市町村	規制	市町村業務経由の流出	市町村自身での対策	<ul style="list-style-type: none"> ・注意喚起－徹底通知 	
ネットワークシステムからの流出対策	汎用コンピュータ	規制	入退室管理の徹底		
	庁内 LAN	システムによる対策	ファイアー・ウォール	<ul style="list-style-type: none"> ・継続（従前から実施事項） 	
			一部基幹システムにおける IC カードによる電子認証		
			ウィルス対策ソフトの導入		インターネット接続サーバでのチェック
	各パソコンでのリアルタイム及び定期スキャン				
	セキュリティ管理ソフト	平成 18 年 9 月導入済	<ul style="list-style-type: none"> ・導入 		

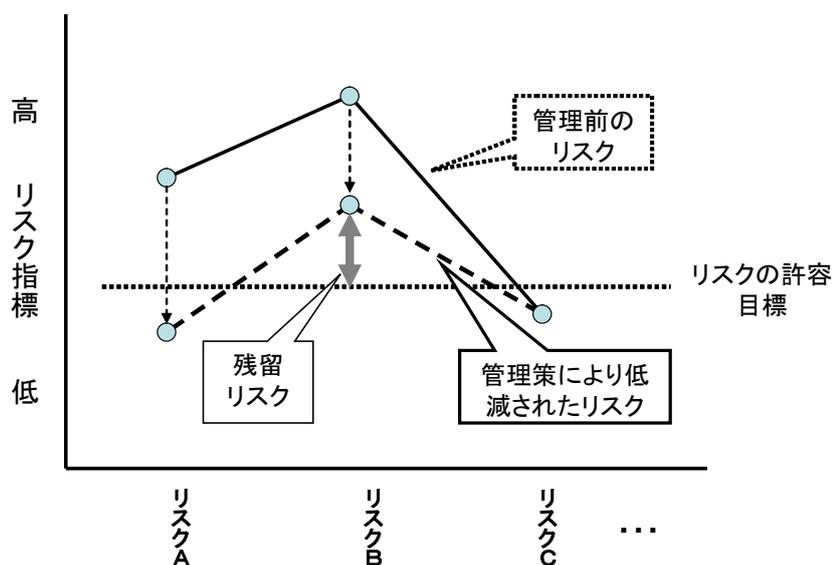
区分		対策	今回の対策
	規制	不必要なソフトのインストール禁止	・継続（従前から実施事項）
		私物パソコン	
他ネットワーク（教育・大学・病院・試験研究機関・警察等）		注意喚起	・徹底通知

税務課では、税務電算システムについて、情報資産に係る C, I, A に関するリスク（頻度、ぜい弱性、影響の大きさ）の評価を現在のところ実施していない。また、情報セキュリティに係る監査も実施されていない（今後実施の予定と聞く）。

なお、リスクへの対応としては、次のような項目がある。

- (i) 適切な管理対策を採用する。
- (ii) リスク受容基準を明確に満たすとき、そのリスクを保有する。
- (iii) リスク発生の原因となる活動をやめて、リスクを回避する。
- (iv) リスクを他者に移転する（保険の利用や供給者への移転）。

上記の適切な管理対策を採用する場合、その対策によりリスクが軽減し一定の許容度以下に下げることが必要となる。なお、対策を採用したにもかかわらず、許容目標を超えるリスクが残る場合（残留リスク）、別途新たな対策が必要となる。



イ 監査手続

情報セキュリティの監査においては、ISMS（Information Security Management System）の適合性評価の基準あるいは JIS Q27002（情報技術—セキュリティ技術—情報セキュリティマネジメントの実践のための規範）を参考にセキュリティへの対応が適切に行われているかどうかを検討した。

具体的には、資産価値の重要度、脅威の発生頻度、ぜい弱性の程度から、資産価値を損なうリスクを想定し、現在実施されている管理策によりそのリスクが低減しているかを検討し、また残留するリスクが C, I, A の点で許容できるものになっているかどうかをレビューしてみた。

なお、こうしたレビューは、厳密に ISMS の適合性評価を行うものではなく、少なくとも今後課題として検討を加えるべきと判断されるものがないかどうかを概観するものである。

実施した監査手続は、ISMS 認証基準の詳細管理策をもとに以下の項目について質問した。また、必要に応じて現場視察し、実施している対応策の検証を行った。結果は、図 32 のとおりである。

- ・情報セキュリティ基本方針
- ・組織のセキュリティ
- ・資産の分類及び管理
- ・人的セキュリティ
- ・物理的及び環境的セキュリティ
- ・通信及び運用管理
- ・アクセス制御
- ・システムの開発及び保守
- ・事業継続管理

ウ 監査の結果

外部からの不正なアクセスに関しては、税務電算システムは外部との接続がなく、また安全上の問題から詳細な記述は省略するが、適切に不正侵入が防止できる仕組みとなっており、基本的にセキュリティ対策が確保された体制と認識される。

情報の漏えいに関して、コンピュータウイルスに起因するものについては、平成 18 年 9 月の強化対策により対応されていると判断される。すなわち、セキュリティ管理ソフトの導入（庁内 LAN に接続する端末での許可されていないソフトの監視）やデータ持ち出しの許可制、自宅での使用パソコンのウィニー等の有害ソフトの有無の調査とこれらの使用禁止という通知等により、防衛がなされている。

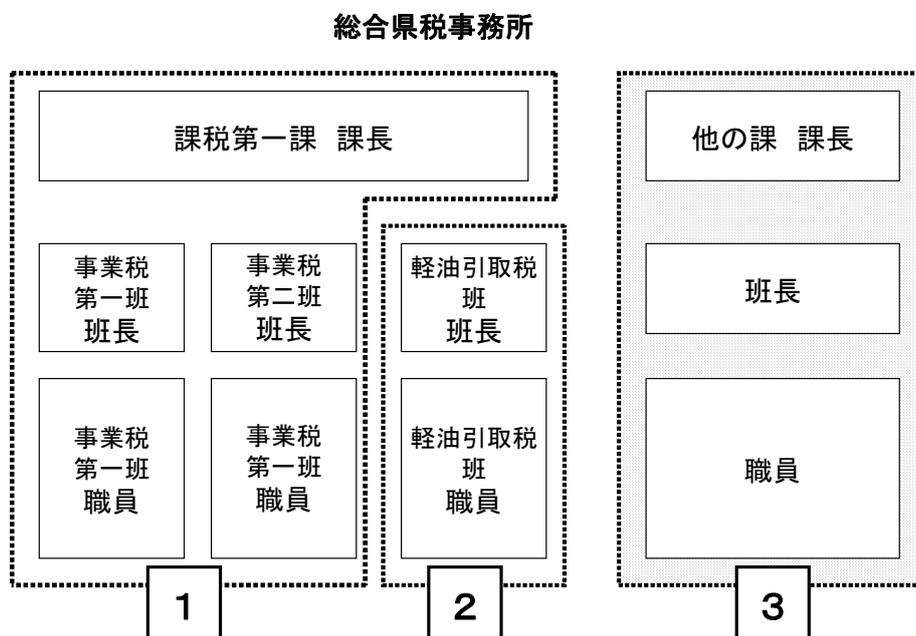
県税に係る情報は、機密性や完全性において最も高いセキュリティが要求される。データが不用意に改ざんされることは確実に防止されねばならない。そのためには、権限外の者が不用意にアクセスできることを防止するためのアクセス制御と重要なデータの変更については、事前に承認を得る又は事後的にレビューを受ける制度が確立している必要がある。

[アクセス制御]

通常、情報のアクセス権は、職位により取扱うことのできる情報の機密性の差異、組織上の部署により、制限される。総合県税事務所においては、職位によりアクセスできる情報には制限は設けていないが、組織間のアクセスには制限を設けている。職位によるアクセス制限がないのは、扱っているデータが賦課徴収業務を行うためのものであり、これに制限を設けると業務が円滑に流れなくなることが想像できるからである。

総合県税事務所各課及び各班は、業務に関係のない他の課や班の業務へのアクセスは制限されている。例えば、図 31 は、課税第一課の事業税第一班・第二班は、同課の軽油引取税班との間にアクセスの制限が働いている。この点は適切な対応となっている。

図 31



上記の1、2、3の間では相互に他の業務を行うことはできない。

図 32 税務電算システムについての質問書と回答

No.	項目	内容	現況（回答）	評価
1. 情報セキュリティ基本方針				
①	情報セキュリティ基本方針文書	その有無、承認と周知の状況	「富山県庁情報セキュリティポリシー」が定められ、「富山県庁情報化推進本部」において承認されている。 庁内掲示板への掲示により周知されている。 (情報政策課所管事項)	適当である。
2. (1) 情報セキュリティの基盤				
①	情報セキュリティ運営委員会	設置の有無（トップの支持を確実にするための方策）	「富山県庁情報セキュリティ対策委員会」が設置されている。 (情報政策課所管事項)	適当である。
②	情報セキュリティ責任の割当て	個々の情報資産の保護に対する責任の状況	「各所属情報セキュリティ責任者が管理責任を有する」（富山県庁情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）4(1)(ア)）	適当である。
③	情報セキュリティの第三者レビュー	内部監査の状況	情報政策課においては、今年度中に内部監査を実施することとしている。なお、税務電算システム（以下「税システム」という。）では、情報セキュリティに関する監査は行っていない。	
2 (2) 第三者による情報処理施設へのアクセスのセキュリティ				
①	外部委託者によるアクセスのリスク	アクセス者、アクセスの内容及びリスクの内容	業務従事者以外の者の入室に対するリスクについて、「電子計算機室入退室管理要領」（情報政策課策定）に基づき、入退室管理を行っている。（税務電算システム情報セキュリティ実施手順（以下「実施手順」という。）6(3)）	入退室管理が行われており、承認されていない者は、入室は困難である。
②	委託契約書に記載するセキュリティ要求事項	どのような内容が記載されているか	・秘密保持条項 ・個人情報保護条項 ・再委託制限条項（実施手順5(5)）	平成18年9月以降、個人情報保護対策の強化が採られ、それ以降の新契約・契約更新については記載されている。
③	その他第三者によるアクセスの可能性	どのような可能性があるか	サーバ室への関係者（外部委託業者に限らず）以外の者の入室防止は①により対策済み	適当である。
3 (1) 情報資産に対する責任				
①	資産目録	情報システムに関連する資産の目録作成の有無	税システムを構成する機器については、図30参照。各機器については、ハードウェア管理票で管理している。	ある。妥当である。

No.	項目	内容	現況（回答）	評価
3（2）情報資産の分類				
①	分類の指針	資産分類と保護管理策の内容	<p>税システムが扱うデータは、「個人情報及び業務上必要とする最小限度の者のみが扱うべき情報資産」に分類し、管理している。</p> <p>・係員以外の者が容易に持ち出しや、閲覧しやすい状態で放置しないこと。等</p>	重要度は、最高位のⅠランクにある。適当である。
②	情報の重要度のラベル付け	重要度と取扱の関係はどのようなものか	同上	
4（1）職務定義及び雇用におけるセキュリティ				
①	職責での定義	セキュリティの役割と責任の文書化の状況	<p>対策基準において、管理体制が定められている。（対策基準第3項）</p> <p>税システムにおいては、次のとおり実施手順により定められている。（実施手順3）</p> <p>税システムの情報セキュリティ管理体制は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 税システム責任者 税務課長とし、税システムにおける情報セキュリティに関する権限及び責任を有する。</p> <p>(2) 税システム担当者 税務課管理系の税システム運用担当者とし、税システム責任者の指示に従い、情報セキュリティ管理を実施する。</p> <p>(3) 各所属情報セキュリティ責任者 税システムを利用する所属の所属長とし、所属における情報セキュリティに関する権限と責任を有する。</p> <p>(4) 各所属情報セキュリティ担当者 「電腦県庁推進リーダー設置要綱」により定められた各所属の電腦県庁推進リーダー（課長補佐等）とし、富山県庁情報通信網（以下「庁内LAN」という。）を含めた各所属における情報セキュリティ管理を実施する。</p>	規程において、職責と責任が明確となっている。
②	機密保持契約	契約の有無	地方公務員法第34条において秘密保持の義務が定められており、すべての地方公務員（職員）に適用される。	適当である。

No.	項目	内容	現況（回答）	評価
			<p>-----</p> <p>（秘密を守る義務） 第34条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。</p> <p>2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を公表する場合には、任命権者(退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者)の許可を受けなければならない。</p> <p>3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない。</p> <p>-----</p> <p>また、同法第31条により、サービスの宣誓をしなければならないことになっている。</p> <p>-----</p> <p>(様式) 宣誓書 私は、ここに日本国憲法を尊重し地方自治の本旨を体して、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。 年 月 日 氏名</p>	
③	雇用条件	就業規則に情報セキュリティの責任の記載はあるか。	<p>富山県本庁就業規則において、地方公務員法第32条（法令等に従う義務）及び第34条（秘密保持義務）と同様の規定が定められている。</p> <p>-----</p> <p><富山県本庁就業規則> （法令等に従う義務） 第5条 職員は、その職務を遂行するについて、誠実に法令、条例、規則及びこの規則に従わなければならない。</p> <p>（秘密を守る義務） 第8条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。</p> <p>2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を公表するには、知事の許可を要する。</p> <p>3 文書は上司の許可を受けず、これを他人に提示し、又は謄写を与えてはならない。</p>	適当である。
4（2）利用者の訓練				
①	セキュリティの教育及び訓練	内容と頻度、対象者	<p>「情報セキュリティ研修」（情報政策課主催）に参加しなければならない（実施手順5(2)） 内容： ①一般職員コース（研修時</p>	適当と判断される。

No.	項目	内容	現況（回答）	評価
			<p>間 1時間30分</p> <p>【概要】 脅威の実例を紹介しながら、セキュリティ対策について講習する。</p> <p>セキュリティ基礎： 地方自治体を取り巻く動向、情報漏洩の脅威 等</p> <p>セキュリティ対策： パスワード管理、クライアント管理、ソフトウェア管理、データ管理、ウイルス対策 等</p> <p>富山県庁の情報セキュリティポリシーについて： 情報セキュリティポリシー、情報セキュリティ対策基準</p> <p>②所属長コース（研修時間1時間30分）</p> <p>【概要】 一般職員向けコースの内容に、所属長としての役割・責任等の次の項目を追加して講習する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織、体制 ・管理者の責任 ・情報セキュリティ責任者の役割 <p>頻度：3カ年に1度。 対象：一般職員及び管理職員（所属長及び所属長代理）</p>	
4（3）セキュリティ事件・事故、誤作動への対応				
①	事故や事件の報告	適切な報告経路により迅速に報告されているか	「税務電算システム緊急時対応計画」により対応することとなるが、現在まで重大な事件・事故に該当する案件は生じていないため、具体的事例はない。	詳細な対応策が現場に指示されている。適切と判断した。
②	セキュリティの弱点の報告	疑問やリスクに気づいた場合の報告手順の内容	「税務電算システム緊急時対応計画」により対応。	適当である。
③	ソフトウェアの誤動作報告	報告する手順方法	「税務電算システム緊急時対応計画」により対応。	適当である。
④	モニター	事故・事件・誤動作を監視できるか	イベントログによる監視。	適当である。
⑤	懲戒手続	セキュリティの基本方針や手続への遵守違反の取扱い方法	<p>地方公務員法第29条に懲戒処分に関する規定が定められている。</p> <p>-----</p> <p><地方公務員法> (懲戒) 第29条 職員が次の各号の一に該当</p>	記載有。

No.	項目	内容	現況（回答）	評価
			<p>する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。</p> <p>一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合</p> <p>二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合</p> <p>三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合</p>	
5（1）セキュリティが保たれた領域（施設・情報に対する認可されない物理的アクセス、損傷、妨害を防止対策）				
①	物理的入退室管理	採られている入退室管理策の内容	「電子計算機室入退室管理要領」（情報政策課策定）に基づき、入退室管理を行っており、セキュリティ境界となっている。	適当である。
②	オフィスのセキュリティ	オフィスや施設における情報の保護対策は何か	執務室に職員が不在となる場合の施錠（実施手順6(1)イ(i)）	適当である。
③	受渡し場所の隔離	情報処理施設から隔離されているか	一般納税者との書類のやり取りは、通常総合県税事務所で行われており、情報処理施設との接点はない。	適当である。
5（2）装置のセキュリティ				
①	装置の保護	環境上の脅威・危険や認可されないアクセスの軽減方法	<p>サーバ：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災、水害、振動、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置（電子計算機室） ・操作を許可されない者のアクセスを防止 <p>クライアント：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執務室内のみでの利用 ・職員不在時の執務室の施錠 ・持ち出し禁止 ・長時間使用しない場合の電源OFF、ログオフ（実施手順6(1)） 	適当である。
②	ケーブル配線のセキュリティ	傍受や損傷からの保護方法	保護されている。	適当である。
③	装置の保守	装置の継続的な利用を保つための保守内容	機器保守契約に基づき、外部委託により機器保守を行っている。（「富山県新税務電算システムハードウェア保守業務委託契約書」のとおり）	適当である。
④	電源	停電や電源異常からの保護対策	停電や落雷等による過電流からサーバを保護するため、無停電電源装置（UPS装	適当である。

No.	項目	内容	現況（回答）	評価
			置)を備えている。(実施手順6(2)ア)	
⑤	オフィス以外での装置使用のセキュリティ	承認、使用方法	執務室でのみクライアントパソコンを利用し、原則持ち出し禁止。持ち出す際の各所属セキュリティ責任者の許可。(実施手順6(1)イ)	適当である。
⑥	装置の処分	情報の消去手順	データの上書き、物理的な破壊のより媒体上の情報の復元が不可能な状態での廃棄(実施手順6(4)イ)	適当である。
5(3) その他の管理				
①	クリアデスク、クリアスクリーンの個別方針	情報の盗難・消滅・損傷からの防止策の内容	係員以外の者が容易に持ち出しや、閲覧しやすい状態で放置しないこと。パソコンを長時間使用しない場合は、電源OFF又はログオフすること。(実施手順6(1)イ(エ))	適当である。
6(1) 運用手続				
①	操作手順書	文書化の有無と更新の状況	オンラインでのマニュアル及び主要サブシステムについては、紙媒体での事務処理マニュアルを作成している。	適当である。
②	事故処理手順	記録や監査証拠は十分か	情報セキュリティ事件・事故といったものは、現在まで発生していないため、記録はない。 なお、事件・事故が発生した場合は、「税務電算システム緊急時対応計画」に基づき対応することとなる。	適当である。
③	職務の分離	情報に対する無許可の変更や誤用をなくすための方策は何か	税システムの仕様を変更する際には、仕様変更票を起票し、管理係長が承認したうえで変更を加えることとなっている。(実施手順7(1)ア(ア))	適当である。
④	開発施設と運用施設の分離	施設の区分状況、開発から本番運用のルール内容	システム環境は、サーバを本番系とテスト系に分けることにより、開発・テスト環境と、本番運用環境とに分離している。	適当である。
6(2) システム故障のリスク管理				
①	容量・能力の管理	処理能力や容量は将来予測も含めて適切に管理されているか、その内容	システム維持管理業務において、ディスク使用率、サーバ負荷率等の保守監視を行っており、必要に応じて対応している。(データベースの年切り処理等)	適当である。
②	システムの受入	受入前の適切なテストの実施方法	テスト系環境において動作テストを実施し、問題がないことを確認したうえで、本番環境	適当である。

No.	項目	内容	現況（回答）	評価
			へ導入することとしている。	
6（3）悪意あるソフトウェアからの保護				
①	承認されていないソフトウェアの変更	変更の手続、変更の監査証跡の有無	承認されていないソフトウェアの変更を認めていない。（実施手順7（2））	適当である。
②	ウィルス・スパイウェア	有害ソフトの防止と排除方法	有害ソフトの監視、排除が行われている。	適当である。
6（4）情報処理・通信システムの維持管理				
①	情報のバックアップ	バックアップの方針	<ul style="list-style-type: none"> ・障害発生時の速やかな復旧のための定期的なバックアップ ・システム等の変更前の事前バックアップ ・サーバ、ハードディスク及びネットワークの多重化等（実施手順7（4）） 	適当である。
②	運用記録	作業履歴が残り、担当者以外の定期チェックはあるか	<p>システムによりデータ等を入力（変更）した場合、操作者の履歴がデータベースに残る。</p> <p>出力される帳票により各事務所でデータ等をチェックしており、これに異常があれば、障害、誤操作等の切り分けを行う。</p>	適当である。
③	障害記録	障害及び是正措置の記録の有無	障害票及び障害台帳により管理している。（実施手順7（1）ア（イ））	適当である。
6（5）ネットワーク管理（ネットワークにおける情報の保護）				
①	ネットワーク管理	ネットワークのセキュリティ管理策の内容	利用者のアクセス管理、パーストの管理、ネットワークのアクセス制御（実施手順8）	適当である。
6（6）媒体の取扱い、セキュリティ				
①	取り外し可能な付属媒体の管理	テープ、ディスク、カセット、印刷された文書の管理方法	<p>印刷された文書については、富山県文書管理規程に基づき管理されている。</p> <p>テープ、ディスク等の記録媒体については、庁外持ち出しの禁止、廃棄時の方法等を規定している。（実施手順6（4））</p>	適当である。
②	媒体の処分	安全・確実な処分方法	無意味なデータの上書き、物理的な破壊等による（実施手順6（4）イ）	適当である。
③	情報の取扱い	情報資産の持ち出しや保管に関する規定・手続の内容	原則持ち出し禁止。持ち出す際の各所属情報セキュリティ責任者の承認。（実施手順6（4）ア）	適当である。
④	情報システムの運用に係る文書の保護	承認のない改変、複写に対する保護の方法	職員不在時の執務室の施錠により、関係者以外の閲覧、持ち出しを防ぐ。（実施手順7（1）イ）	適当である。
6（7）情報・ソフトウェアの交換				

No.	項目	内容	現況（回答）	評価
①	情報・ソフトウェアの交換契約	交換契約の内容	○会計課（財務会計システム） 県税還付及び報償金交付データの提供にあたっては、「富山県財務会計システム運営管理要綱」及び「富山県財務会計システム」に基づく。 ○金沢国税局 法人税所得税関係データの受領にあたっては、金沢国税局との契約に基づく。	適当である。
②	配送中の媒体のセキュリティ	不当なアクセス、破損、紛失に対する対策内容	センター出力された納税通知書等の紙媒体やパンチ処理後の入力票については、直接総合県税事務所職員に引き渡している。引き継いだ総合県税事務所職員は、県有車等で搬送し、直接事務所へ搬入しているため、破損、紛失に対するリスクは小さい。	適当である。
③	電子メールのセキュリティ	リスク軽減の個別方針の内容	重要な情報資産を電子メールで送付してはならない。等（実施手順7(5)）	適当である。
④	外部に公開するシステム（Web等）の利用	内容・時期・対象者の承認、公開情報の改ざん防止の内容	該当なし（外部に公開しているシステムはない。）	適当である。
⑤	モバイル機器や通信機器を通じた情報交換のセキュリティ	方針や手順は明確か。機密情報の誤った送付の防止対策	持ち出し禁止。（実施手順6(4)ア）モバイル機器等の持込みパソコンは、庁内LANの制限により接続禁止。	適当である。
7（1）アクセス制御				
①	アクセス制御方針	要求事項を定義して文書化しているか	税システムを利用、開発又は運用に携わる者。 ・税務課、総合県税事務所（自動車税センター、各相談室を含む）の税務担当職員 ・システム開発・改修委託業者、保守委託業者 （実施手順2）	適当である。
7（2）利用者のアクセス				
①	利用者登録	許可された者の登録と削除、情報のアクセス範囲	人事異動による転出者を削除し、転入者を新規に登録している。（実施手順8(1)ア）	適当である。
②	アクセス特権の管理	特権を与える手順	適切に管理されている。（実施手順8(1)イ(ア)）	適当である。
③	パスワードの管理方法	割り振り方法（誰が誰に）	税システム責任者から利用者へ配布している。（実施手順8(2)ア）	適当である。

No.	項目	内容	現況 (回答)	評価
④	利用者のアクセス権の見直し	管理者は定期的な見直しを行っているか	定期的に見直している。 (実施手順8(2)ア)	適当である。
7 (3) 利用者の責任				
①	パスワードの保持	利用者への要求事項	・照会には一切応じない。 ・メモを作らない。 ・クライアントパソコンにパスワードを記憶させてはならない。(実施手順8(2)イ)	適当である。
②	離席時の情報保護	採られている保護対策内容	長時間にわたり使用しない場合は、電源OFF又はログオフ (実施手順6(1)イ(エ))	適当である。
7 (4) ネットワークのアクセス				
①	ネットワークの利用許可	ネットワークへのアクセス認可や承認手続の内容	人事異動による転出者を削除し、転入者を新規に登録している。(実施手順8(1)ア)	適当である。
②	接続制限	利用者の選択メニューはどのように設定されているか	担当業務に応じて、税システム上で利用できるメニューが制限されている。(係・班ごと)	適当である。
③	外部から接続する利用者の認証	接続認証手続がとられているか	税システムでは、外部からの接続はできない。	適当である。
④	遠隔診断用ポートの保護	診断ポートへのアクセスは制御されているか	庁内LANの外からの遠隔操作は、できない。(実施手順8(3))	適当である。
⑤	ネットワーク領域の分割	領域間のファイアウォール、スイッチングハブ等の設置の状況	ファイアウォール等により適切に分離されている。(実施手順8(3))	適当である。
⑥	特定のネットワークへの接続制限	インターネット等の開かれたネットワークへの接続の制限の有無及び内容	税システムの業務サーバ等は、インターネット等の開かれたネットワークとの接続は行っていない。 (実施手順8(3)ウ)	適当である。
7 (5) オペレーティングシステムへのアクセス				
①	端末のタイムアウト機能	実施しているか	実施している。	適当である。
②	接続時間の制限	実施しているか	同上	適当である。
③	システムユーティリティの使用制限	システムユーティリティプログラムの使用制限の内容	利用者での管理ツールやシステム設定変更は不可能となっている。	適当である。
④	利用者の識別	識別方法の内容	税システムの利用者IDは、適切に管理している。(実施手順8(1)ア)	適当である。
7 (6) 業務用ソフトウェアへのアクセス制限				
①	情報へのアクセス	情報やアプリケーションのもつ諸機能へのアクセスは、所定の方針により制限されるか、その内容	担当業務に応じて、税システム上で利用できるメニューが制限されている。(係・班ごと)	適当である。

No.	項目	内容	現況（回答）	評価
7（7）システムアクセス及びシステムの使用状況				
①	事象の記録	例外事項、その他のセキュリティに関連した事象の記録状況	情報セキュリティ事件・事故といったものは、現在まで発生していないため、記録はない。 なお、事件・事故が発生した場合は、「税務電算システム緊急時対応計画」に基づき対応することとなる。	適当である。
8（1）システムのセキュリティ要求				
①	セキュリティ要求事項の明示	新システム導入・既存システムの改善において要求を明確にしているか	外部委託においては、委託先における実施体制表・工程表、主任担当者選任届・業務従事者一覧、秘密保持誓約書及び情報セキュリティ対策に関する措置を記載した書面を提出させる等の対策をとっている。（実施手順5（5））	適当である。
8（2）業務用システムのセキュリティ				
①	入力データの妥当性	入力データの正確性と入力の確実性を得る方法	オンライン入力画面では、入力した内容について、各システム（各画面）上で「チェック」処理機能を持たせており、チェック条件をクリアしない入力については登録できない。併せて、出力された帳票についても各担当において、チェックしている。	適当である。
②	内部処理	処理データの改ざんや消失を発見する検査の組込み状況	上記①の対応により対策されている。	適当である。
③	出力データの妥当性	出力の妥当性確認を行う手順は何か	各担当において、出力された帳票をチェックしている。	適当である。
8（3）暗号化				
①	暗号による管理	暗号使用に関する方針の内容	盗聴、漏洩、改ざん等を予防するため、暗号化を行っている。（実施手順7（6））	適当である。
8（4）システムファイルのセキュリティ				
①	システム試験データの保護	試験データの保護と管理の内容	開発環境を県庁内にとどめている。	適当である。
②	プログラムソースライブラリへのアクセス制限	アクセス制限の有無と内容	入退室管理等の物理的対策及びパスワードによる保護により、システム運用委託業者及びシステム管理者以外はアクセスできない。	適当である。
8（5）開発過程のセキュリティ				
①	変更管理規定	変更管理手続の有無と遵守状況	税システムの仕様を変更する際には、仕様変更票を起票し、管理係長が承認したうえで変更を加えることとなっ	適当である。

No.	項目	内容	現況（回答）	評価
			ている。(実施手順7(1)ア(ア))	
②	パッケージソフトウェアの変更	変更の制限はあるか	同上（基本的には変更は行わない）	適当である。
③	外部委託によるソフトウェアの開発	ソフトウェア開発のセキュリティを保つ管理策	外部委託においては、委託先における実施体制表・工程表、主任担当者選任届・業務従事者一覧、秘密保持誓約書及び情報セキュリティ対策に関する措置を記載した書面を提出させる等の対策をとっている。(実施手順5(5))	現状での対応は、適当であるが、必要に応じて現地の視察も有効と思われる。
9 (1) 事業継続管理				
①	業務の継続管理	業務の中断リスクの内容とその影響	「税務電算システム停止時の対応 II 応急対策」欄参照	適当である。
②	業務継続の基本方針	継続するための一般的な取組方針の内容	「税務電算システム停止時の対応 II 応急対策」欄参照	適当である。
③	業務継続計画の作成	中断、障害の後の復旧計画の内容	「税務電算システム緊急時対応計画」4(6)により、システム復旧を行う。	適当である。

6 個人情報保護

ア 概要

地方公共団体の個人情報の保護に関しては、基本的には「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」を参考としつつ、事務の特性に配慮した対象期間のあり方、自己情報の開示・訂正・利用停止等の本人関与の仕組みの充実、適切な苦情処理や不服申立て制度等の救済措置の整備、外部委託に係る個人情報の保護措置の整備、個人情報の漏えい等に対する罰則の検討、「オンライン結合による提供禁止規定」の見直し等の事項に留意する必要がある。

地方公共団体は、「個人情報の保護に関する法律」第2条第3項において個人情報取扱事業者から除かれている。ただし、同法第11条第1項においては保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講じること努めなければならないとされている。

このため、県では平成15年3月に「富山県個人情報保護条例」（以下「情報保護条例」という。）を制定している。

一方、経済産業省では、平成16年10月に「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」（以下「個人情報ガイドライン」という。）を発表している。民間企業を対象としたものであるが、地方公共団体の個人情報保護のための管理制度を考える上において参考となるものである。

この監査においては、県の情報保護条例、実施状況のほか個人情報保護ガイドラインを参考にして税務行政に限定して個人情報保護の実情を検討する。

JIS Q15001（個人情報保護に関するマネジメントシステム—要求事項）では、基本的なアプローチについて、次のように記述している。

【3.3.3 リスクなどの認識、分析及び対策】

「事業者は、…特定した個人情報について、その取扱いの各局面におけるリスク（個人情報の漏えい、滅失又はき損、関連する法令、国が定める指針その他の規範に対する違反、想定される経済的な不利益及び社会的な信用の失墜、本人への影響などのおそれ）を認識し、分析し、必要な対策を講じる手順を確立し、かつ、維持しなければならない。」

個人情報に係るリスクを認識し、これらのリスクに対してどのような管理策を採用しているか（採用していないか）、それらの対策は有効か否かを検討する。リスクに対して対応すべきであるが対策がとられていない、あるいは対応策が不十分である場合、そのリスクは「残存リスク」として認識される。

個人情報の保護に係る監査は、上記の観点に立ち、潜在的なリスクに対して適切な対応がとられているかどうかを検証する。

なお、県においてこのようなリスクの認識・分析は文書により明瞭にされていないため、リスクは受容範囲内にあるかどうかは明らかではない。ここでは、受容範囲を想定し、これを超えるリスクがないかどうかを検証した。

個人情報は、図 33 に示すように取得、入力、移送・送信、利用・加工、処理後データの保管・バックアップ、消去・廃棄といったプロセスを経る。このプロセスにおいて図 34 に列挙するようなリスクが潜在する。

図 33

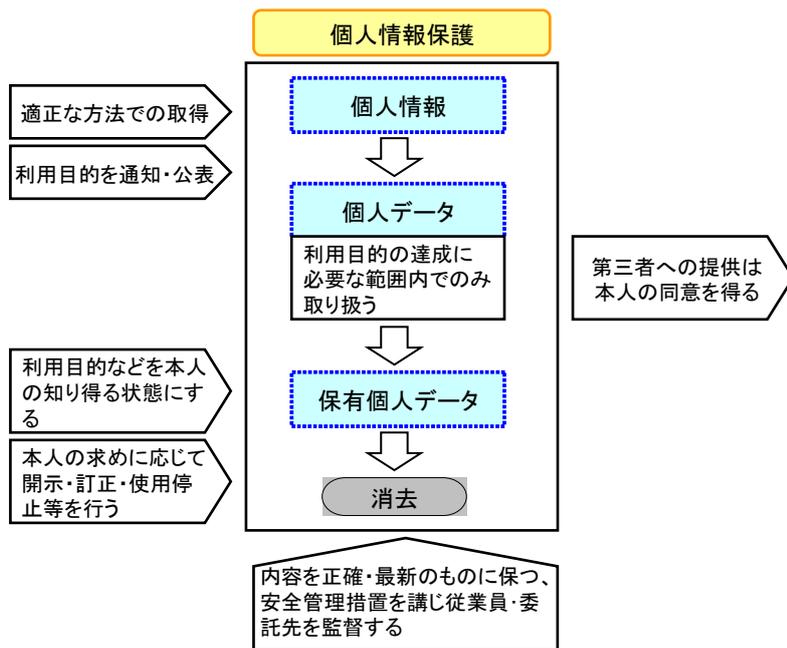


図 34

取扱プロセス	リスクの例
取得・入力	<ul style="list-style-type: none"> ・利用目的などの同意のない取得 ・不正な取得 ・盗み見 ・入力ミスによる誤データの生成（正確性の不備）
移送・送信	<ul style="list-style-type: none"> ・伝送経路での盗難 ・搬送経路での紛失 ・誤配・誤送信
利用・加工	<ul style="list-style-type: none"> ・持ち出し時の紛失や盗難 ・不正又は承認されていない持ち出し ・目的外の利用 ・不正なアクセスによる漏えい・改ざん ・セキュリティホールによる漏えい ・システム障害による利用不能 ・誤消去 ・同意を得ない第三者への提供 ・委託先従業員による漏えい、紛失、消去等
保管・バックアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・紛失や盗難 ・不正なアクセスによる漏えい・改ざん ・セキュリティホールによる漏えい ・劣化・陳腐化による利用不能 ・委託先従業員による漏えい、紛失、消去等
消去・廃棄	<ul style="list-style-type: none"> ・裏紙使用による漏えい ・廃棄パソコン、廃棄紙からの漏えい ・パソコンの中古販売による漏えい

以上はリスクを列挙したものであるが、これらのリスクに対してどのような対策を採るかを検討しなければならない。対策の一例を記載すれば、次のとおりである。

リスクの例	リスクに対する対策の例
入力ミス	<ul style="list-style-type: none"> ・入力データの合理性チェック ・入力帳票の連番チェック ・入力チェックリストによる目視チェック
目的外の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・情報管理台帳の参照 ・教育・研修による認識と意識向上

リスクの例	リスクに対する対策の例
不正アクセスによる漏えい	<ul style="list-style-type: none"> ・ アクセス権の管理 ・ ID とパスワード ・ アクセスの監視と記録 ・ 入退室の管理と記録 ・ ダウンロードの制限と禁止 ・ 外部記憶媒体の使用の制限
持出時の紛失、盗難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持ち出しの制限と承認 ・ 持ち出し用パソコンや機器の管理 ・ データファイルの暗号化 ・ 持ち出しパソコンの指紋認証
誤配信・誤送信	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送信先の登録（FAX、電子メール） ・ 受領確認

個人情報の取扱においては、利用目的の範囲内で保有すること、利用目的を本人に明示すること、利用目的の達成の範囲内で正確に維持すること、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること(以下「安全管理措置」という。)、に留意する必要がある。

安全管理措置としては、個人情報保護のガイドラインでは、次の4つのカテゴリーに区分している。

- (i) 組織的安全管理措置（責任と権限の明確化、規程や手順書の整備と運用、実施状況の確認など）
- (ii) 人的安全管理措置（職員に対する非開示契約の締結や教育・訓練など）
- (iii) 物理的安全管理措置（入退室の管理、盗難防止など）
- (iv) 技術的安全管理措置（アクセス制御、不正ソフトウェア対策、情報システムの監視など）

これらの安全管理措置は、個々の業務の形態、個人情報保護の固有のリスクに応じて個別に対応すべきもので、唯一絶対の措置は存在しないといえる。

税務業務に係る個人情報の機密性や完全性（正確性）は、非常に重要である。不正なアクセスあるいは事故による情報の漏えいや紛失・盗難には厳重に対策をとる必要がある。また、誤謬や改ざんにより正確性が損なわれると、課税客体や課税標準の算定に誤りが生じ、影響度も大きい。

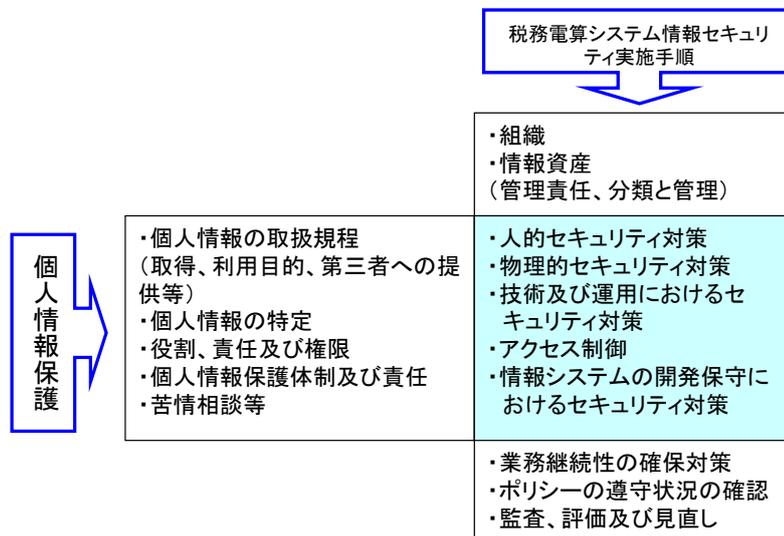
イ 監査手続

ここでは、個人情報保護のガイドラインに示される4つのカテゴリーの安全管理措置の内容について、税務課の対策の状況を検証した。具体的には、

各カテゴリー別の検討事項について、質問、関連資料、現場視察により現状を把握し、その評価を行った。結果は、後掲のとおりである。

なお、ここで得られた結果は、図 35 に示すように「5 情報システムのセキュリティ」の内容と重なる部分がある。

図 35



ウ 監査の結果

(ア) 組織的安全管理措置

①組織体制の整備

- ・ 職員の役割や責任の明確化が図られているか (職員の役割・責任に係る職務権限規程、契約書、職務記述書等)。

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県では、個人情報保護条例を制定している。税務課でも、この条例に従った処理が必要となる。しかし、条例では責任者や権限・責任の記載はない。また、税務業務に対応した個人情報保護マニュアルは特に作成されていない。 ・ ただし、「税務電算システム情報セキュリティ実施手順」が策定 (平成 18 年 10 月) されており、ここでは、税務電算システムのセキュリティ管理体制に係る責任者、権限と責任が明示されている。個人情報保護の安全管理措置と情報システムのセキュリティ対策は、図 36 に示したように重複する部分があり情報セキュリティの責任者は、同時に個人情報保護の責任者ともなる。
評価	特に問題とすべき課題は認められない。

- ・ 個人情報データの取扱 (取得、入力、移送・送信、利用・加工、保管・バックアップ、消去・廃棄の作業) における作業責任者の設置及び作業担当者の限定が行われているか。

現状	各税目別に班の編成が行われており、各担当者がアクセスできる税務電算システムにおける業務メニューは制限されている 税務業務メニューについて、係・班単位でアクセスできる業務は制限されている。ただし、一部の情報については、納税者からの問合せの便宜上、複数の単位からのアクセスを可能としている。
評価	現在の措置は合理的と判断される。

- ・個人データを扱う情報システム運用責任者の設置と担当者の限定は行われているか。

現状	情報システムの運用・開発の責任者及び部署は、税務課に配置されている。また、担当者も限定されており、賦課徴収業務の業務からは分離されている。 情報システムの運用部署は、税務課内において組織上一つのユニットとして設置されており、責任者及び担当する職務が明確になっている。
評価	適当と判断される。

- ・監査責任者の設置及び監査実施体制の整備

現状	現在までのところ個人情報保護を対象とした監査は実施していない。
評価	個人情報保護の制度の整備運用状況を適正なものとするには、監査は欠かせない。第三者によるモニタリングの機能を果たす定期的な監査の実施が望まれる。

②規程等の整備と規程等に従った運用

- ・規程等が整備されており、それに従った運用がなされているか。

現状	規程等としては、地方税法、条例及び県の文書管理規程等があり、税務課、総合県税事務所、自動車税センターはこれに従うことになる。 調定や徴収整理に係る個人情報情報は、法令や条例に基づいて適正に行われている。また、総合県税事務所では、個人情報保護マニュアル（平成 17 年 10 月 1 日から適用）を作成し、収集情報の制限、収集方法、利用制限、保管等に関する扱いを明確にしている。
評価	特に指摘すべき問題は認識されない。

- ・個人データの取扱いに係る建物、部屋、保管庫等についての規程等の整備とそれに従った運用が行われているか。

現	総合県税事務所においては、個人情報保護マニュアルがあり、これに従っ
---	-----------------------------------

状	た運用が行われていると認められる。また、外部からの問合せに対しては、本人確認が規定どおり実施されている。
評価	特に問題とすべき課題は認められない。

- ・個人データの取扱い委託する場合の受託者選定基準、委託契約書の雛形の整備とそれらに従った運用が行われているか。

現状	<p>税務情報システムの開発、運用、保守は、企画・概要設計及び一部の運用を除いて外部のソフトウェア会社に委託している。また、一部の業務処理をアウトソーシングしている。受託業者は、開発のほか、移送・送信、利用・加工、保管・バックアップ、消去までの一連の業務に関与している。個人情報の取扱いの範囲とアクセス範囲は広い。</p> <p>受託者の選定基準については、個々の契約ごとに支出負担行為の際に、選定理由を明確化し、所属長（情報セキュリティ責任者）の承認を得ている。委託契約書については、平成 18 年 7 月に他の地方公共団体で個人情報が委託業者を通じて漏えいしたことを受けて県において個人情報の保護対策を強化するため契約上の見直しが行われている。</p> <p>「税務電算システム情報セキュリティ実施手順」では、委託先から実施体制表、主任担当者選任届、従事者一覧、個人情報・機密情報の取扱方法等の書面を提出させて情報セキュリティ対策を確認することとなっている。</p>
評価	必要に応じて調査を行う等により、委託先の個人情報保護対策の検証を行うことも必要と考える。

- ・規程等に従って業務手続が適切に行われていることを示す監査証跡の保持が行われているか。個人データに関する情報システム利用書、特別の権限を付与した場合の権限付与申請書、情報システムの利用者と権限一覧表、建物等への入退室記録、個人データへのアクセス記録（誰がどのような操作を行ったか）、教育受講者一覧などが監査証跡の例である。

現状	監査証跡としては、電算室への入退室記録アクセスログ、情報システムのアクセス権の一覧表等がある。
評価	<p>個人情報保護マネジメントシステムの維持において、第三者により監査を行うことは有意義である。そのためには監査証跡が適切に残されている必要がある。</p> <p>個人情報漏えい事件の多くは、セキュリティホールを精緻に狙って侵入したものより、人的なミスが圧倒的に多い。そのためには、原則、外部へ持たさない、交換ソフトを使用しないといったルールを厳守することが肝要である。</p>

③個人データの取扱台帳の整備

- ・取得する項目、通知する利用目的、保管場所、保管方法、アクセス権限を有する者、利用期限等について記した個人データ取扱台帳の整備は行われているか。

現 状	<p>条例第 12 条により、個人情報取扱事務登録簿に次の事項を登録し、一般の閲覧に供しなければならない。 i 個人情報取扱事務の名称、 ii 所管する組織の名称、 iii 利用目的、 iv 記録される個人の範囲、 v 記録される個人情報の項目、 vi 記録される個人情報の取得先、 vii 第三者に経常的に提供する場合はその提供先名、 viii その他規則で定める事項。</p> <p>現在、これらの内容は、公開されている。</p>
評 価	<p>適当である。</p>

④事故又は違反への対処で望まれる事項

- ・個人データの取扱に関する規程等に記載することが望まれる事項

現 状	<p>取得・入力、移送・送信、利用・加工、保管・バックアップ、消去・廃棄の各作業段階において、 i 作業責任者の明確化、 ii 手順の明確化、 iii 作業担当者に付与する権限、担当者の識別や認証、 iv 作業担当者の権限確認、が行われることが必要である。</p> <p>職務分担表により担当者とその権限が明確にされている。また、アクセスできる業務はシステム上制限されている。</p>
評 価	<p>適当である。</p>

(イ) 人的安全管理措置

実際の個人情報漏えいした原因の大部分は、人的な理由によるものである。高度の情報技術をもったハッカーが、セキュリティホールを突いて侵入するよりも、送信ミスや紛失、内部のものの持出しや車上荒らしにより漏えいしている事件が多い。

人的なミスとしては、次のような項目が列挙できる。

- ・入力ミスによる情報の誤謬
- ・操作ミスによる誤謬の混入やデータの消去
- ・ファクシミリやメール上の誤送信
- ・置き忘れによる紛失
- ・車上荒らしや空き巣狙いによる盗難
- ・パソコン操作中にウィルス感染した交換ソフトによるネット上への漏えい
- ・自宅で仕事をするために持ち帰り、紛失・盗難・ウィルスによる漏えい

- ・アクセス権限者の悪意による持出し、改ざん、破壊、消去
- ・アクセス権限者になりすましてアクセスし、漏えい、改ざん、破壊、消去

このような人的なリスクは、うっかりミス、認識不足、故意である。こうしたリスクに対しては、有効に防止する対応策がとりにくい。悪意を持てば完全に防止することはできない部分がある。職員の正しい認識や意識向上を目的とした教育・訓練が必要となる。

①雇用及び契約時における非開示契約の締結が行われているか。

- ・職員の採用時又は契約時において非公開契約（契約期間終了後も一定期間有効であることが望ましい）が締結されているか。

現状	<p>地方公務員法第 34 条により秘密保持義務が定められており、すべての職員に適用される。また、第 31 条によりサービスの宣誓書を提出している。</p> <p>情報システムの開発・保守関係者との間では、委託契約において秘密保持、個人情報保護の規定を記載している。</p> <p>臨時雇用者についても同様に秘密保持及び個人情報保護の規定を記載した契約書を作成している。</p>
評価	<p>適当である。</p>

- ・個人データを取り扱う職員ではないが（情報システムの開発・保守関係者、清掃担当者、警備員等）、個人データを保有する建物等に立ち入る可能性のある者、個人データを扱う情報システムにアクセスする可能性のある者も、契約書にアクセス条件を明示する。

現状	<p>情報システムの委託先である開発・保守関係者との間では、委託契約においてアクセスできる範囲を特に明示はしていない。実態として、システムへのアクセスは開発・運用・保守のため特に制限はされていない。委託先の担当者から秘密保持誓約書を提出させている。</p> <p>業務の遂行上、アクセス制限はないが、他方で包括的な守秘義務条項及び誓約書がある。また、データベースへのアクセス状況に係る証跡（変更履歴）を調査することができる。</p>
評価	<p>適当と判断される。</p>

②従業員に対する周知・教育・訓練の実施

- ・個人データ保護及び情報システムの安全管理について職員の役割や責任を定めた内部規程等についての周知と教育・訓練の実施は行われているか。

現状	<p>内部規程については、「情報セキュリティ対策基準」(平成18年10月2日)、総合県税事務所において「個人情報保護マニュアル」(平成17年10月1日から適用)が作成されている。</p> <p>教育・訓練は、富山県の職員研修の中で情報セキュリティ研修が行われている。研修の内容は、個人情報保護を守ることの意義や重要性、潜在的なリスクや顕在化した場合の結果、漏えいを防止するための手続、職員の責任を骨子としたものである。</p> <p>情報セキュリティの研修は必須であり、定期的に受講する必要がある。また、受講履歴を記録し、受講漏れのないよう確認されている。</p>
評価	研修の内容は適切と判断される。

(ウ) 物理的安全管理措置

①入退室管理

- ・個人データを扱う業務は、入退室管理を実施している保護された室内で実施されているか。

現状	本庁の税務課、総合県税事務所では、区画された室内で業務が行われており、端末やプリンターもその範囲内にある。ただし不特定多数のものが自由に出入りすることはできず、個人情報に接することができる状態ではない。
評価	不用意な個人データの流出は生じない合理的な環境にある。

- ・情報システムの機器は、入退室管理ができる室内に設置されているか。

現状	メインフレーム及び各種サーバの設置場所は、入退室管理が実施されている。また、税務課、総合県税事務所及び相談窓口でのサーバ、クライアント端末、プリンターは、不特定多数のものが自由に出入りできない室内又は区画に設置されている。
評価	機器の設置状況は、セキュリティ面で合理的な状況にある。

②盗難等の防止対策

- ・安全管理上の脅威(盗難、破壊、破損)や環境上の脅威(火災、漏水、停電等)を防止するための対策は有効にとられているか。

現状	税務電算システム情報セキュリティ実施手順では、サーバ等機器の災害等からの影響を受けない場所での設置、執務室の施錠、クライアントパソコンの原則持出し禁止や使用しない場合のログオフ又はパスワード付のス
----	--

	クリーンサーバの設定を定めている。 停電対策として無停電電源装置（UPS 装置）を設置している。
評価	適当である。

(エ) 技術的安全管理措置

① 個人データへのアクセスにおける識別と認証

- ・アクセス権限を有する本人であることを識別・認証するための対策はどのように実施されているか。

現状	アクセスはユーザごとに識別され、またアクセスできる業務は担当業務により制限されている。パスワードは、管理者により定期的に切替えられており、推測可能なパスワードは使用されていない。
評価	現在の措置は合理的と判断される。

② アクセス制御

- ・アクセス権限付与者の最小化、アクセス権限の最小化、情報システムの利用時間制限、無権限アクセスからの保護（ファイアウォール、ルーター、プロキシサーバの設置）、個人データにアクセス可能なアプリケーションへの無権限利用の防止、といった措置が採られているか。

現状	税務課、総合県税事務所において、業務メニューへのアクセスが担当業務により制限されている。 情報システムの利用は、休業日や執務時間外ではできない。 無権限アクセスに対しては、ネットワーク的制限により保護されている。
評価	適当である。

③ 不正ソフトウェア対策の実施

- ・ウィルス対策ソフトは導入されているか。

現状	アンチウィルスソフト、資産管理ソフトの導入・常駐により対応されている。
評価	適当である。

④ 個人データを取扱う情報システムの動作確認時の対応

- ・テストデータとして個人データを利用することは禁止されているか。

現状	個々のシステム開発（改修）委託契約の中で規定され、制限されている。
----	-----------------------------------

評価	適当である。
----	--------

- ⑤個人データの移送（運搬、郵送、宅急便等）及び通信時の対策
- ・移送時の紛失や盗難に対応して媒体保管のデータの暗号化を行っているか。

現状	必要に応じて暗号化を行っている。
評価	適当である。

- ・盗聴される可能性のあるネットワーク（例えばインターネット、無線 LAN）で通信する場合、個人データを暗号化しているか。

現状	盗聴される可能性のあるネットワークでの通信は実施されていない。
評価	適当である。

- ⑥個人情報を取扱う情報システムの監視
- ・個人データへのアクセス、情報システムの利用状況の監視は、行われているか。

現状	情報システムにデータ等を入力・変更した場合、操作者の履歴がデータベースに残る。
評価	適当である。

エ 意見

個人情報の取扱に係る最も重要なリスクは、個人情報の漏えいであろう。これは、外部からの不正なアクセスによるものよりも、主に人的なミスや意図により生じるものである。

県の税務行政に従事する職員、システム開発や保守を担当する委託先の社員及び外部の業務委託を受けて処理を行う社員において、高い意識が求められる。逐一関与する人々の業務内容をチェックすることは、ほとんど不可能であり、業務の遂行に障害ともなりかねない。

普段からの職員教育、情報セキュリティを尊重する組織文化の形成、委託先の選定基準の明確化並びに定期的な調査等が必要である。

7 県営住宅の家賃

(1) 県営住宅の概要

県では、平成17年度末現在、26団地の県営住宅を有しており、内訳は次のとおりである。

なお、県営住宅の管理については、平成17年度までは富山県住宅供給公社に管理が委託されていたが、平成18年度からは地方自治法第244条の2第3項の規定に基く指定管理者として、同公社が行っている。

ア 団地ごとの戸数、入居数及び入居率

団地名	市町村	戸数	入居数	入居率	団地名	市町村	戸数	入居数	入居率
東新庄	富山市	86	86	100.0%	下富居	富山市	136	132	97.1%
入船	富山市	88	87	98.9%	根塚	富山市	64	61	95.3%
五福	富山市	39	39	100.0%	富山南	富山市	60	60	100.0%
海岸通り	富山市	24	8	33.3%	曙町	富山市	24	24	100.0%
不二越	富山市	104	101	97.1%	東中川	高岡市	24	20	83.3%
水橋駅前	富山市	24	8	33.3%	中川	高岡市	24	23	95.8%
城川原	富山市	136	133	97.8%	蓮花寺	高岡市	120	120	100.0%
水橋東部	富山市	112	104	92.9%	蓮花寺北	高岡市	48	47	97.9%
古寺	富山市	144	139	96.5%	海老江	射水市	48	46	95.8%
石坂	富山市	96	93	96.9%	堀岡	射水市	60	58	96.7%
赤田	富山市	66	63	95.5%	片口	射水市	1	1	100.0%
藤木	富山市	120	115	95.8%	太閤山	射水市	925	829	89.6%
蓮町	富山市	92	91	98.9%	太閤山東	射水市	108	106	98.1%
					合計(注)		2,773	2,594	93.5%

(注) 戸数には、入居募集を行っている住居だけでなく政策空家(改善工事等のため、入居募集を行わない住居)を含む。なお、平成17年度においては、県営住宅の新築及び取壊しは行われていない。

入居率は、全体で93.5%で取り壊し予定の2団地(海岸通り団地、水橋駅前団地)を除いては、ほぼ高水準を確保しており、使用状況としては良好である。

イ 入居状況の推移

年度	管理戸数 (a)	ネット戸数 (注1) (b)	入居戸数 (c)	入居率 (注2)	ネット入居率 (注3)	新規入居 戸数	退去戸数
平成 8年度	2,664	—	2,454	92.1%	—	—	—
9年度	2,675	—	2,419	90.4%	—	—	—
10年度	2,646	2,610	2,513	95.0%	96.3%	—	—
11年度	2,661	2,625	2,519	94.7%	96.0%	—	—
12年度	2,673	2,599	2,534	94.8%	97.5%	283	268
13年度	2,709	2,612	2,523	93.1%	96.6%	230	241
14年度	2,743	2,637	2,515	91.7%	95.4%	255	263
15年度	2,779	2,631	2,574	92.6%	97.8%	307	248
16年度	2,773	2,610	2,558	92.2%	98.0%	246	262
17年度	2,773	2,674	2,594	93.5%	97.0%	232	196

(注) 1 ネット戸数は、管理戸数のうち、政策空家を除いた戸数。平成9年度以前については政策空家に関するデータが存在しない。

2 入居率：(c) / (a)

3 ネット入居率：(c) / (b)

4 平成11年度以前の新規入居戸数、退去戸数についてはデータが存在しない。

平成8年度以降の入居状況の推移を見ると、管理戸数は多少増減しているものの、入居戸数、入居率はほぼ安定的に推移している。

ウ 県営住宅家賃の調定額、収納済額、不納欠損額及び収納未済額の推移
(単位：千円)

年度	調定額(注1、3)	収納済額	不納欠損額(注2)	収納未済額	収納率
8	972,769	926,606	0	46,163	95.25%
9	966,856	901,770	0	65,085	93.27%
10	833,415	763,435	0	69,979	91.60%
11	848,139	773,353	0	74,786	91.18%
12	837,047	755,583	0	81,463	90.27%
13	812,737	711,230	0	101,507	87.51%
14	821,602	714,815	9,848	96,938	87.00%
15	798,861	695,205	2,289	101,365	87.02%
16	774,209	681,225	1,856	91,126	87.99%
17	758,319	668,257	1,618	88,443	88.12%

(注) 1 調定額は、現年度家賃と過年度家賃の収納未済額の合計を記載している。

2 平成13年度までは不納欠損の実績はない。平成14年度に指針が制定されたことにより不納欠損処理が行われている。

3 平成10年度の公営住宅法改正に伴い、家賃の算定が原価に基づく法定限度額方式から、入居者の収入と住宅の便益に応じた応能応益方式に改められたことにより、調定額が減少している。

4 平成10年度の公営住宅法改正に伴い、県営住宅(第一種公営住宅)の入居資格要件「(月額)収入11万5千円を超えていること」が廃止され、無産者も県営住宅に入居可能となった。

(2) 家賃算定方法の概要

ア 概要

県営住宅の家賃算定方法は、公営住宅法において規定されており、入居者の収入及び入居期間に応じて次の3種類に分類される。

- (a) 収入超過者以外の入居者（「本来入居者」という）に課される家賃
- (b) 収入超過者（※）に課される家賃
- (c) 高額所得者（※）に課される家賃

※ 収入超過者、高額所得者については後述(6)参照。

本来入居者の家賃は、公営住宅法第16条第1項の規程に基づいて、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、入居者の収入及び公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で事業主体（県）が定めることとされている。

これにより、県営住宅の家賃が民間並みの家賃を上回ることなく、入居者の負担能力に見合った適正な家賃が設定されるとともに、住宅の便益に応じた家賃を設定することにより、県営住宅間の家賃の均衡も図ることが可能となっている。

本来入居者の家賃算定方法を示すと以下の式となる。

$$\text{(本来入居者の家賃)} = \text{①(家賃算定基礎額)} \times \text{②(市町村立地係数)} \times \text{③(規模係数)} \times \text{④(経過年数係数)} \times \text{⑤(利便性係数)}$$

家賃の各構成要素は、以下のように定義される。

- ① 家賃算定基礎額とは、入居者の収入に応じて設定されるいわゆる応能部分である。
- ② 市町村立地係数とは、市町村の立地条件の偏差を表すものとして各市町村の地価の状況を勘案して、0.7～1.6までの範囲内で市町村ごとに定める数値である。
- ③ 規模係数とは、県営住宅の床面積を70㎡で除した数値であり、県営住宅の規模に応じて家賃を増減させるための数値である。
- ④ 経過年数係数は、民間賃貸住宅家賃の変動等を勘案して算出される数値である。
- ⑤ 利便性係数とは、県が県営住宅の存する区域及びその周辺地域の状況、公営住宅の設備等を勘案して設定する数値である。

イ 監査手続

各世帯ごとの家賃の決定に関する手続の妥当性について、家賃一覧、所

得証明書類等を閲覧することにより検証した。

ウ 監査の結果

県営住宅家賃は、入居者の収入状況及び入居住宅の立地、規模に応じて算定されており、また、近傍同種の住宅の家賃以下で適正に算定されていた。

(3) 家賃の減免・猶予制度

ア 概要

県営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で賃貸することを目的としている。このため、家賃水準は民間住宅家賃よりも低く設定されているものではあるが、以下のような特別な事情がある場合においては、知事が定める基準により、当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- (a)入居者の収入が著しく低額であること。
- (b)入居者が病気にかかっているとき。
- (c)入居者が災害により著しく損害を受けたとき。
- (d)その他、これらに準ずる特別な事情があるとき。

なお、家賃の減免・徴収猶予を受けているものが上記の特別な事情に該当しなくなった場合は、速やかに辞退届を提出しなければならないとされている。

イ 監査手続

家賃の減免を行っている場合において、規程に基づいて処理が行われているかについて、減免申請書類の閲覧により検証を行った。

ウ 監査の結果

平成 17 年度の家賃減免は 1 件のみ行われており、所定の申請手続に基づき適正に処理されていた。

(4) 家賃の滞納対策

ア 概要

(ア) 家賃滞納者数（平成 18 年 3 月 31 日現在）

滞納期間区分		滞納世帯数
入居者	3 ヶ月未満	180
	3 ヶ月以上 6 ヶ月未満	26
	6 ヶ月以上 1 年未満	22
	1 年以上	67
	計	295
退去滞納者		87
合計		382

平成 17 年度末時点における入居者のうち、家賃滞納者は 295 世帯となっており、これは入居世帯の 11.9%に相当する。

(イ) 県における家賃滞納に対する手続

県における県営住宅家賃に係る収入未済金の管理は、次の手続により行われている。

a 入居前の対策

県税滞納者から入居資格を剥奪する。

b 入居中の対策

(a) 任意指導

悪質な滞納者に対して強制措置の執行を行うが、そうなる前の段階において滞納期間に応じて指導を行うこととしている。

- ・ 1 ヶ月以上滞納者・・・督促状の送付
- ・ 2 ヶ月以上滞納者・・・電話による催告
- ・ 3 ヶ月以上滞納者・・・催告状の送付、連帯保証人への協力依頼書の送付
- ・ 6 ヶ月以上滞納者・・・催告状の送付、呼び出し誓約書の徴取、連帯保証人への保証債務履行請求書の送付、夜間の臨戸訪問

(b) 強制措置

一定期間、任意指導を行ったにもかかわらず状況の改善が見られない場合には、問題となっている状況に応じて強制的に次の措置を行う。

- ・出頭通知基準（一定の滞納額又は滞納月。提訴ごとに引下げ）該当
 - ・・・滞納者及び連帯保証人を出頭させ、3分の1以上の一括弁済を催告
- ・3分の1以上一括弁済又は富山県営住宅家賃滞納に関する法的措置実施要領第3条該当（療養中、被災など）のない場合
 - ・・・滞納者との契約を解除し、明渡しを請求
- ・全額弁済のない場合・・・滞納者及び連帯保証人を相手に、住宅の明渡し及び家賃の支払請求訴訟
- ・住宅を明渡さない場合・・・建物明渡しの強制執行を断行
- ・滞納家賃を支払わない場合
 - ・・・滞納者及び連帯保証人の給与等を差押え

c 退去後の対策

(a) 調査及び催告

滞納者及び連帯保証人について、住所追跡調査、現地調査及び催告

(b) 不納欠損処理

時効援用等の場合に不納欠損処理

d 明渡等請求訴訟

上記の強制措置の中でも、特に強制力のある家賃支払及び住宅明渡し請求訴訟の富山県における実績（平成19年1月末現在）は次のとおりである。

区 分		61年度	11年度	12年度	14年度	15年度	16年度	17年度	計
訴訟件数		1	3	6	1	2	4	7	24
勝訴・請求認諾		1	2	2		2	4	5	16
結 果	強制退去						1	2	3
	自主退去	1	2	1		2	3	1	10
	給与差押		1			1	2	2	6
	全額払後再入居			1					1
裁判上の和解			1	2	1				4
取り下げ				2					2

(注) 年度は、訴訟提起が可決され又は県議会に報告した年度で区分している。

平成元年度以来、平成13年度をピークとして県営住宅家賃に関する収納未済額が増加したことに伴い、平成11年度以降は平成13年度を除き訴訟の提起が行われており、県としても強制力のある手段により県営住宅設置の趣旨の実効性確保を図っている。

県の財源確保の観点から未収金の回収強化に対する要請が年々高まっ

ていることから、悪質なケースなどにおいては、強制力の高い手段を一層活用することにより回収を進めるとともに、新たな滞納の抑制に努める必要がある。

e 連帯保証人

県の県営住宅に入居するにあたっては、知事が特別の事情があると認める場合を除いては、独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同等以上の収入を有するものを連帯保証人とすることとされている（富山県営住宅条例第 11 条第 1 項第 1 号、第 12 条第 1 項）。

連帯保証人に対しては、前述のとおり家賃の滞納が 3 ヶ月以上となった時点で協力依頼を行い、滞納が 6 ヶ月以上になると入居者に代わって履行請求を行うこととされている（富山県営住宅家賃滞納整理事務処理要領第 4 条第 2 項）。

f 口座振替

家賃の支払い方法は、入居者の家賃支払手続の利便性及び回収事務の簡略化の観点から、原則として金融機関からの口座振替によることとしている。ただし、預金口座を有していないため口座振替ができない等の事情がある場合には、納付書による支払も認められている。

家賃の確実な回収及び回収コストの削減のためには、口座振替の利用が有効であり、本県では平成 17 年度末現在で県営住宅入居者の 96.7%が口座振替を利用している。因みに他府県との比較においても平成 16 年度は全国で最も高い利用率（96.9%）であることから、この点については最善の努力が行われているものと考えられる。

g 被保護世帯に係る代理納付制度

生活保護法の規定に基づき用途を限定して支給された住宅扶助費を一般生活費に充当することにより家賃を滞納しているような場合に、被保護世帯に代わって公営住宅管理者に家賃を支払う旨の委任状等を提出させ、直接、公営住宅管理者に住宅扶助費を支払うことが可能とされていた。

しかしながら、この場合には被保護世帯からの委任状等の提出が必要であることから、必ずしも実効性をあげているとは言い難い状況であった。

この制度についての法改正により、平成 18 年度からは、被保護世帯からの委任状等の提出がない場合でも、住宅扶助費について生活保

護の実施機関による代理納付が可能となった。

県においても、この制度に基づき住宅扶助を行っている自治体に対して代理納付の請求を行い、家賃滞納の防止に結び付けている。

イ 監査手続

滞納家賃の管理状況のヒアリングや家賃滞納者に対する指導経過書の閲覧を行い、管理が上記の手続に従って適正に行われているかを検証した。

ウ 監査の結果

滞納家賃の管理について、滞納期間に応じた手続が適時に実施され、またその経緯が記録されているかを確認したところ、特に問題となる事項は発見されなかった。督促や臨戸訪問に関しても、本人のみならず連帯保証人に対しても行われており、また、その交渉内容や経緯等も適正に記録されていた。

滞納家賃の回収手段としての代理納付制度の活用状況についてヒアリングしたところ、平成 18 年度から住宅扶助を受けている家賃滞納者からの回収は、従来より簡便な方法により可能となったことにより被保護世帯の滞納は減少しているものの、一部の自治体においては内部処理の煩雑さを理由として県の要請に応じず、滞納状況の改善が見られないケースも生じているとのことであった。

(5) 不納欠損処理

ア 概要

県における県営住宅家賃に関する不納欠損処理の状況は前述「イ(ア) 県営住宅家賃の調定額、収納済額、不納欠損額及び収納未済額の推移」に記載しているとおりである。これによれば不納欠損に関する事務手続の見直しにより平成 3～13 年度まで不納欠損処理が凍結されていたことに伴い、平成 14 年度においては 9,848 千円が処理されているが、その後は毎年度 2,000 千円前後を処理しており、かつ処理金額も減少する傾向にある。

さらに、平成 17 年度の県営住宅家賃の発生年度別の内訳、それに対する収入額及び不納欠損処理額は次のとおりであった。

(単位：千円)

家賃の 発生年度	平成 16 年度末 収入未済額	平成 17 年度 収入額	平成 17 年度 不納欠損額	平成 17 年度 収入未済額
～7	5,484	43	957	4,483
8	3,607	341	267	2,999
9	7,297	378	335	6,583
10	3,746	151	58	3,536
11	4,829	246	0	4,583
12	8,411	799	0	7,612
13	11,821	1,606	0	10,215
14	11,836	2,531	0	9,304
15	13,763	3,428	0	10,335
16	20,328	8,933	0	11,395
小計	91,126	18,460	1,618	71,047
17	(注) (667,192)	649,796	0	17,395
合計	(758,319)	668,257	1,618	88,443

(注) 17 年度は調定額

イ 監査手続

不納欠損処理の実施状況についてヒアリングを行った。

ウ 監査の結果

現在、不納欠損処理を行うのは負担者の公平性の観点から債務者からの時効の援用があった場合などに限られている。しかしながら、これらの長期滞留債権の管理には相当のコストを要しており、かつ上表からも平成 7 年度以前に発生した家賃の回収率は極めて低くなっていることから、費用対効果の観点に立ち、債権金額や債務者の状況に応じた不納欠損処理の基準の見直しを検討する必要があると考えられる。

エ 意見

不納欠損処理基準の策定等

現在、不納欠損処理を行う対象となる債権は、債権の消滅時効が完成し、かつ、債務者が時効の援用を行ったもののほか、議会での債権放棄議決又は条例において定めたものとされている。この点について、債権放棄の議決や富山県条例で特に規定されたものはなく、不納欠損処理を行うか否か

については、上記の債務者による時効の援用以外に明確な基準、方法がないのが現状である。

一方、建築住宅課では「県営住宅使用料の不納欠損処分基準」及び「不納欠損処分基準運用指針」を作成しており、そこでは上記以外に次のようなものについて不納欠損処理を行うと定めている。

- a 債権の消滅時効が完成し、かつ、別途定められた債務の履行が著しく困難又は不適當であると認められる状況に該当するもの。
- b 債権の取立ての事務を開始してから相当の期間が経過し、かつ、当該債権の保全措置及び取り立ての事務を継続することが著しく不適當であると認められるもの。

しかしながら、これらの方針は県営住宅に限定して適用するものではなく県全体の方針として診療債権、貸付金等と統一的に定めるべきものであり、また、建築住宅課においても県の統一的な見解が定まるまでは、上記 a、b の適用は行わないこととしている。

ここで、今後、県として統一的な取扱を定めるにあたっては次のように考えられる。

みだりに不納欠損処理を行うことは、他の債務を履行している者との公平を欠くことになりかねず、安易に行われるべきものではないが、県営住宅の家賃のように、個々の債権金額が比較的少額であるものについて長期に不納欠損処理を行わないことにより未収金額が増大し、多額の管理コストを負担することとなること、また、回収になったとしても回収額以上の回収コストが発生するようなケースも生じていることから、個々の状況については慎重に判断する必要があるにしても、滞納期間や過去からの交渉経緯に基づいて不納欠損処理を行うか否かを判断するための基準を明確に定め、議会の議決による債権放棄等の処理を行うことを検討されたい。

(6) 収入超過者・高額所得者の取扱い

ア 概要

(ア) 収入超過者

a 収入超過者の要件

収入超過者とは、公営住宅に引き続き3年以上入居していて、かつ、政令で定める基準を超える収入を有するものである（公営住宅法（以下「法」という）第28条1項）。

収入超過者になる収入の基準は、入居者が一般世帯である場合にあつ

ては 20 万円、入居者が裁量階層である場合又は公営住宅が災害公営住宅である場合には 26 万 8 千円以下で事業主体が条例で定める金額であり、入居者資格の収入基準の上限と一致している（公営住宅法施行令（以下「令」という）第 8 条 1 項）。

b 収入超過者の家賃

平成 8 年の法改正により、収入超過者の家賃は、法第 28 条第 2 項の規定により、収入超過者の収入を勘案して、近傍同種の住宅の家賃を上限として設定することとしている。

すなわち、法第 16 条第 1 項の規定により算定される本来入居者の家賃に、近傍同種の住宅の家賃と本来入居者の家賃との差額に収入超過者の収入に応じて設定される率を乗じて得た額を加算した額を収入超過者の家賃としている。

(イ) 高額所得者

a 高額所得者の要件

高額所得者の要件は、公営住宅に引き続き 5 年以上入居している者で、最近 2 年間引き続き政令で定める基準を超える高額の収入のあるものである（法第 29 条第 1 項）。

高額所得者となる収入の基準は、収入超過者に係る収入基準を相当程度超えるものとして、39 万 7 千円と定められている（令第 9 条第 1 項）。

b 高額所得者の家賃

高額所得者の家賃は、公営住宅に入居できずにいる者との公平性を確保するために、近傍同種の住宅の家賃に設定されている。

なお、高額所得者の家賃についても特別な事情があれば、減免、徴収猶予の措置を行うことができる（法第 29 条第 8 項）が、減免事由が存在しないにもかかわらず、高額所得者から近傍同種の住宅の家賃を徴収しないことは違法となる。

なお、県における県営住宅入居者のうち収入超過者、高額所得者は次のとおり推移している。

（単位：人）

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
高額所得者	23	25	16	13	23
収入超過者	355	336	279	288	251
合計	378	361	295	301	274

県営住宅の全入居者の 10%以上を収入超過者及び高額所得者が占め

ているが、国の通知（平成 16 年 6 月 30 日国住総第 53 号）に基づき、県は、収入超過者及び高額所得者に対する措置の強化を行っている。

イ 監査手続

収入超過者及び高額所得者に対して、法令及び規程に従った対応が行われているか収入状況報告書、家賃一覧等の閲覧により検証を行った。

ウ 監査の結果

高額所得者については近傍同種の家賃、収入超過者に対しては収入に応じて近傍同種の家賃を上限として定めた家賃を徴収することとしているが、これらの家賃の決定は収入状況報告書に基づき適正に行われていた。

8 県立中央病院の医業未収金

(1) 医業収益

ア 概要

(ア) 県立中央病院における債権発生

県立中央病院の債権の発生は、個人負担金と保険請求債権とに大別される。

a 個人負担金

個人負担金に関する債権の中でも外来患者が窓口で支払を行うものと、入院患者に対するものとに分類される。

外来患者に対しては医事課で医事情報の入力が行われ、それに基づいて点数及び診療費の計算が行われ、中央受付で納入通知書兼領収書が発行される。原則として、窓口で現金により支払いがなされ、清算され領収書が交付される。

入院患者に関しては、入院中に行われた検査などの診療情報を入院係において確認のうえ、月末に在院する患者には翌月の 10 日前後に直接患者に納入通知書が発行される。また、退院した患者については、退院当日もしくは数日後に自宅に郵送され、病院会計窓口又は北陸銀行本・支店の窓口で納付されている。

b 保険請求債権

健康保険等への請求分について、医事課で、毎月末、当月の診療行為に係る診療報酬明細書（レセプト）を作成し、翌月 10 日までに県内の社会保険診療報酬支払基金や国民健康保険団体連合会等の審査・支払機関へ請求を行う。審査・支払機関では、病院から提出されたレ

セプトを審査し、必要があれば請求額を査定し、請求の翌月に支払を行う。

(イ) 医業収益の状況

(単位：千円)

年度	入院収益	外来収益	その他医業収益	計	未収金発生額	発生率
8	9,884,651	4,344,552	277,415	14,506,619	142,144	0.98%
9	10,227,730	4,433,228	327,701	14,988,661	165,924	1.11%
10	10,588,652	4,379,851	322,804	15,291,308	176,994	1.16%
11	10,804,711	4,406,787	310,866	15,522,365	173,783	1.12%
12	11,344,619	4,339,661	303,451	15,987,731	177,998	1.11%
13	11,192,455	4,481,465	298,032	15,971,953	147,690	0.92%
14	11,458,195	4,522,898	307,543	16,288,637	217,641	1.34%
15	11,417,256	4,291,316	301,551	16,010,125	240,769	1.50%
16	11,638,286	4,060,886	298,462	15,997,635	218,177	1.36%
17	11,948,543	4,262,949	305,968	16,517,461	229,381	1.39%

(注) 金額には消費税及び地方消費税を含む。(以下同じ。)

イ 監査手続

外来診療費及び入院診療費に係る点数及び債権金額の算定が適正に行われているかについて、カルテ、外来診療基本票、入院基本伝票、診療報酬明細書などにに基づき検証を行った。

ウ 監査の結果

診療費に関する点数等の算定が適正に行われているか、サンプルを抽出し、カルテからその算定過程を追跡したところ、算定は正確かつ網羅的に行われており、特に問題はなかった。

(2) 医業未収金

ア 概要

(ア) 医業未収金残高推移

県立中央病院の個人負担分に係る医業未収金の残高は、次のとおり推移している。

(単位：千円)

年度	年度内収納額 (注 1)	不納欠損額 (注 2)	当年度発生額	年度末未収金
8	130,903	783	142,144	159,814
9	139,463	4,749	165,924	181,526
10	159,751	1,858	176,994	196,910
11	161,796	2,681	173,783	206,215
12	165,805	2,933	177,998	215,474
13	154,149	2,074	147,690	206,941
14	124,558	4,619	217,641	295,405
15	194,627	6,646	240,769	334,901
16	234,884	11,845	218,177	306,348
17	202,694	0	229,381	333,035

(注) 1 年度内収納額の欄には、前年度末の未収金のうち当年度中に収納された金額を記載している。

2 平成 17 年度において不納欠損処理が行われていないことについては、「(4) 不納欠損処理」を参照。

平成 15 年度より未収金額が大幅に増加しているが、これは平成 15 年度から健康保険の被保険者の負担割合が従来の 2 割から 3 割に増大するなど、個人負担分の未払が大幅に増加したことが要因である。

(イ) 発生年度別未収金内訳

平成 17 年度末における県立中央病院の個人負担分に係る医業未収金の発生年度別の内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

発生年度	平成 16 年度末未収金		平成 17 年度収納		平成 17 年度末未収金	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
～7	8	461	-	11	8	450
8	3	101	2	79	1	21
9	4	279	1	30	3	249
10	28	2,276	-	165	28	2,111
11	105	5,211	-	170	105	5,041
12	408	15,460	9	403	399	15,056
13	439	23,330	26	1,042	413	22,287
14	552	21,201	34	786	518	20,414
15	555	19,849	60	2,900	495	16,949
16	3,054	218,177	2,439	197,105	615	21,072
17	-	-	-	-	3,387	229,381
合計	5,156	306,348	2,571	202,694	5,972	333,035

(ウ) 個人負担分に係る医業未収金に対する督促等の状況

平成 18 年 5 月 31 日現在

(単位：千円)

発生年度	分納中	分納誓約中	住所不明	生活困窮	死亡	督促中	その他	計
～7	310			6	86	47		450
8						21		21
9	51				198			249
10	1,105		50		89	716	110	2,072
11	1,223	447	59	26	1,912	794	546	5,009
12	2,270	8	4,199	98	3,031	4,917	490	15,015
13	6,351		2,185	31	6,913	5,579	1,155	22,217
14	3,336	15	1,169	358	2,334	12,774	349	20,338
15	4,740	73	1,169	122	1,329	9,095	236	16,766
16	5,731	1,187	1,437	321	1,351	9,706	366	20,103
計	25,121	1,732	10,270	966	17,247	43,654	3,254	102,246
	24.6%	1.7%	10.0%	0.9%	16.9%	42.7%	3.2%	
17								43,030
計								145,277

イ 監査手続

外来診療費及び入院診療費に係る未収金の管理状況について、手続どおりに行われているか滞納整理簿の閲覧及び担当者へのヒアリングを行った。

債権額が比較的高額であることなどにより分納により支払を行っている者に対する債権の回収状況及び管理状況について、高額滞納者一覧、滞納整理簿などの閲覧及び担当者へのヒアリングを行った。

ウ 監査の結果

(ア) 外来診療費に係る個人負担金の債権管理手続

a 未収金管理事務

外来診療費について滞納整理の対象となる未収金は、毎月末時点において未収金一覧に記載されたものである。

未収金一覧に記載された滞納者のうち、6ヶ月までの滞納者については、滞納整理簿及び外来・未納者一覧表で整理し、6ヶ月を経過しても完納しない者は、滞納整理簿に必要事項を記入し、完納及び不納欠損処理するまで整理する。

これらの事務手続は、原則として各診療科担当者が行う。

b 督促事務

未収金が発生したときは、速やかに電話による督促を行い、その後も必要に応じて電話による督促を行う。

未収金が発生し3ヶ月を経過した滞納者に対しては、督促状を送付し、6ヶ月を経過してもなお、納入されないときは、医事課長決裁後、催告状を送付する。

これらの手続を行っても、なお納入されないときは、滞納者の自宅等を訪問し、催告を行う。

c 催告の保留等

滞納者が所在不明若しくは死亡又は生活困窮の場合等で、なおかつ保証人及び家族等から納入される見込みのない場合は、滞納整理簿に内容を記載し、医事課長決裁後、催告を保留するものとする。これらの管理は、医事課担当係長が行う。

(イ) 入院診療費に係る個人負担金の債権管理手続

a 未収金管理事務

入院診療費について滞納整理の対象となる未収金は、毎月20日現在で作成する未収金一覧に記載されたものである。

未収金一覧に記載された滞納者のうち、3ヶ月を経過しても完納しない者は、滞納整理簿に必要事項を記入し、完納になるまで整理をする。

未収金管理事務は、原則として各病棟担当者が行う。

b 督促事務

未収金等が発生したときは、速やかに電話及び文書により督促を行う。

滞納整理簿に記載された未納者(分納中の者及び納入予定の者を除く)に対しては、督促状を送付する。

督促状の送付後も、なお納入されないときは、電話による催告のほか、随時催告状を送付する。

催告状の送付後、1ヶ月を経過してもなお納入しない者、あるいは、所在不明の者については、保証人に対し、電話による催告又は催告状を送付する。

上記の手続を行っても、なお納入されないときは、滞納者の自宅等を訪問し、催告を行うこととし、時期については、滞納者の状況等により最も効果的などきに行う。

c 催告の保留等

催告の保留に関しては、外来診療費の場合と同様である。

(ウ) 減免・猶予制度

富山県病院事業の設置等に関する条例において、知事は、貧困その他特別の事情があると認めるときは、使用料又は手数料を減免することができる。とされている。

(エ) 未収金の管理状況

未収金の管理が上記に記載した管理手続に基づいて行われているかについて、任意に抽出して検証したところ、滞納期間に応じた督促、催告等の手続が行われており、債務者に対する連絡等も継続的に行われていた。また、これらの経緯も具体的に記録されており、適正に管理されていた。

(オ) 分納者に関する管理

診療費を分納により支払っているもののうち、債権金額が一定金額以上である者について、その回収状況及び管理状況を調査した。回収状況については、個々の債務者の状況によりばらつきはあるものの、債務者

に対する請求や債務者の状況の把握などは適正に行われており、特に問題となる事例は発見されなかった。

(3) 保険請求債権の管理

ア 概要

保険請求債権については、請求先が社会保険診療報酬支払基金や国民健康保険団体連合会などであり、先方の支払要件さえ満たされていれば期日どおりに支払が行われるため、滞納という観点からの管理の必要性は高くない。しかしながら、支払基金等の審査機関により請求内容が不適當である等として審査減額（査定減）を受ける場合や、レセプト請求内容に対するコメントを求める場合や不備（保険の資格喪失等含む）が認められたことにより、レセプトが返却される場合がある。

これらについては、減額、返却を受けた時点で債権金額を減額し、レセプトに不備があったものについては修正を行って再請求するということになる。

これらの事務処理は、通常の業務サイクルとは異なるうえ、管理も煩雑となる場合があるため、業務の効率性の観点からは査定減の事由や不備事項の分析を行い、削減を図る必要がある。県立中央病院では下記のような管理を行っている。

イ 監査手続

保険請求債権の減点・返戻の削減のための対応策について、ヒアリングを行うとともに、その実施状況を確認した。

ウ 監査の結果

(ア) 減点・返戻の削減のための対応策として、県立中央病院では下記の管理を行っている。

a 事務局によるレセプトのチェック

事務局では毎月初に前月のレセプトの病名、診療内容、受診回数の整合性をチェックし、不備等があれば付箋に記載し、それをレセプトに付してドクターに回付する。

b ドクター審査

事務局のチェックを受けたレセプトは全て主治医等に回付される。主治医等はカルテとの照合や記載内容の整合性のチェックなどを行い、必要があれば症状詳記を付記する。また、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会等の審査・支払機関の査定減などを受けたもの

については、再審請求を行うか否かについての検討を行う。主治医等は請求（毎月 10 日）の 3～4 日前までにレセプトのチェックを行い、提出する。

c 診療報酬請求事務委員会

診療報酬請求事務委員会は委員長、副委員長及び 6 名の委員により構成されている。委員会は、年 2 回開催されており、そこでは査定減・返戻の状況の報告、再審請求したものの結果報告などが行われており、ここでさまざまな事例を取りまとめ、必要に応じて「注意文書」等の形で全医師又はレセプト請求業務の改善に役立てている。

県立中央病院における査定減の実績は下記のように推移している。

	県立中央病院			全国平均
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成17年度
金額（千円）	20,254	13,786	8,692	-
査定率	0.152%	0.103%	0.064%	0.203%

上記の管理方法をとることによる効果を数値的に把握することはできないが、平成 17 年度の査定率においては大幅に全国平均を下回っており、かつ、県立中央病院の実績も平成 15 年度以降、金額、査定率ともに減少傾向にあることから一定の改善効果を挙げていると考えられる。

(イ) 電子カルテの導入

現在、県立中央病院では患者本位の良質で安全な医療の提供を目的として、平成 19 年度からの電子カルテ導入を計画している。

従来、カルテは手書きにより作成されており、医薬品や診療材料のオーダーも手書伝票による部分が多かったことに加え、病院内で利用されているシステムについてもほとんどが更新時期を迎えていることもあり、電子カルテを中心とした新しい病院情報システムを導入することになったものであるが、これにより次のような効果が見込まれている。

- a システム入力画面でのワーニング（警告）表示等により指導料や診療材料等に関する請求漏れを防止。
- b 医療情報がデータベース化され、県民に役立つ情報が蓄積される。
- c 病院内での情報の共有、相互チェック機能の強化により医療事故の防止を図る。
- d 新システム構築に伴って実施される業務プロセスの見直しによる業務効率化を図れる。
- e 事務の迅速化が図られることによる病院滞在時間の短縮。
- f 紙カルテ廃止によるペーパーレス化の促進及びカルテ処理委託経費等のコスト削減が図れる。

(4) 不納欠損処理

ア 概要

従来、公立病院の診療に関する債権の消滅時効期間は、公立病院の行う診療の対価として公の施設の使用料と解されており、地方公共団体の医療費請求権の時効については、民法第 170 条第 1 号の適用はなく、地方自治法第 236 条第 1 項の規定によるべきであるため 5 年とされてきた。また、これには債務者の時効の援用は要せず、債権の発生日から 5 年が経過すると自動的に債権債務関係が消滅することとされていた。

しかしながら、平成 17 年 11 月 21 日最高裁判決により、公立病院の診療による債権の時効は民法第 170 条第 1 号の規定により 3 年と解すべきとされ、時効の援用についても民法第 145 条が適用されることから、債務者が時効の援用をしない限り債権は消滅しないこととなった。

この具体的な取り扱いについては、一律に処理基準が示されているわけではなく、各病院の債権管理に関する考え方に従い個々に判断されるべきものとされている。

イ 監査手続

不納欠損処理の実施基準について、ヒアリングを行った。

ウ 監査の結果

県立中央病院では、上記最高裁判決に伴う公的病院の診療債権の適用法令の変更に伴う不納欠損処理に関する方針が未定であるため、平成 17 年度は不納欠損処理は行われていない。未収金の増大による債権管理コストの増加を防止するためにも、私法上の金銭債権に係る不納欠損処理を行うための統一的な基準を県全体として定める必要がある。

エ 意見

不納欠損処理基準の策定等

債務者間の公平や社会的なモラルの維持の観点からは、事務の効率性ばかりを優先して不納欠損処理は、むやみに行うべきではないものの、診療に関する債権の中には非常に少額なものが長期間滞留しているようなケースが多数存在しており、回収額以上の管理コストが発生することも少なくない。

債務者個々の状況については慎重に判断する必要があるにしても、滞納期間や過去からの交渉経緯に基づき不納欠損処理を行うか否かを判断す

るための基準を明確に定め、議会の議決による債権放棄等の処理を行うことを検討されたい。

なお、欠損処理を行う以上、従来にも増して債権管理や未収金の早期回収に努めるべきことは言うまでもない。

第4 監査の結果に添えて提出する意見

1 個人県民税の徴収に係る支援

個人県民税は、県下の各市町村において自己の個人市町村民税とともに調定が行われ徴収されている。個人県民税において相当の滞納が生じていることは、各市町村においても個人市町村民税の同等の滞納が生じていることを意味する。

各市町村の徴収の実情は、滞納税額の収入率にバラツキがあり徴収事務の内容に精粗があると推測される。滞納件数が多く概ね徴収部門の吏員1人当たりの担当件数も多く、また、滞納に対する専門担当が配置されていない場合も考えられ滞納税額の徴収事務の効率の課題があるものと推測される。

多数の比較的少額の滞納が生じる個人県民税に対応するには、標準化されたスピーディな対応が必要であり、事務効率の向上が欠かせない。そのためにはIT化された情報処理が必要である。

平成19年度から三位一体改革による税源移譲が始まる。既に記載したが、県の個人県民税の調定額は、従来約2倍になると予想される。その結果、現在の滞納率が継続すれば、滞納税額は累積し早晩2倍になることが予想される。現在の滞納額の徴収手続について検討が望まれる。

県は、平成17年度後半から従来の自主納税の促進という基本方針から原則として滞納処分を実施する方針に転換した。これに伴い徴収部門においては、滞納状況に係る情報収集と進捗管理のためにIT化を進め、また市町村への直接・間接の支援に着手している。直接の支援は、地方税法第48条に基づき、回収が困難な案件について県が直接徴収を行うものである。間接支援は、徴収事務の知識やノウハウ面で支援するものである。

しかし、個人県民税は、各市町村において市町村民税とともに徴収されるものであり、徴収の権限とその責任は市町村にある。市町村の徴収の結果が、個人県民税の徴収に直接はね返る。徴収率が悪化しても、県は各市町村の徴収事務に対して直接是正行動をとることができない立場にある（県は市町村に徴収を委託しているわけではない）。このことが、問題を複雑にしている。

だからといって、個人県民税の滞納額が増えていくことを県の行政責任の範囲外として静観することも財政面からはできない。

当面は、直接・間接支援の一層の充実が重要である。しかし、滞納案件は、少額かつ大量であり、これに対応する有効な対策は、滞納処分に係る作業の標準化と適切な進捗管理が鍵となる。

これらの業務プロセスの研究は、本来市町村の職務であるが、市町村において滞納繰越額の収入率にバラツキがある現状からは、作業の標準化の改善余地があるものと推測される。全体最適の観点からは、標準化された業務プロセス

の運用が望まれる。

そのためには、間接支援の一環として、各市町村における作業の標準化とその進捗管理について、県のノウハウの提供等の支援をしていくことが有効と考えられる。

2 滞納処分対応の管理システムの整備

現在、未済額が多い税目は、個人県民税と自動車税である。これらの税目の特色として、件数が非常に多く、またそれらの滞納税額は比較的少額なもので構成されている。自動車税で触れたが、件数が多いため吏員1人当たりの担当する件数が多く、事務的にみてもこれらの滞納処分を適時に進めていくことは事務負担からみても検討すべき課題が多い。

自動車税の実情をまとめると次のとおりである。

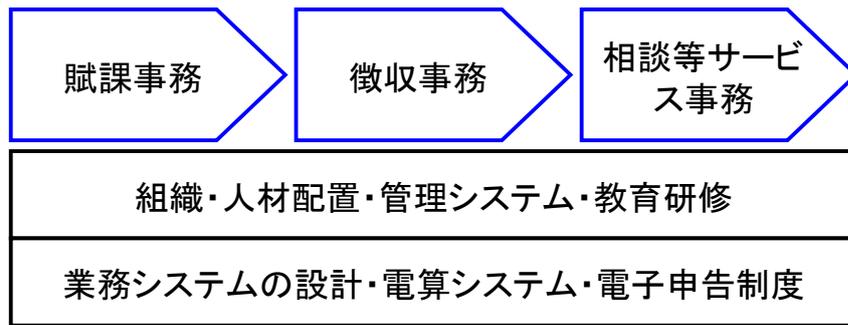
- i 件数が多く、徴収事務を担当する吏員1人当たりの担当件数が多く、事務負担上の問題がある。
- ii 標準的な事務スケジュールを基準に、適時に事務処理を進めないで事務処理が滞る可能性がある。
- iii 滞納額は、比較的少額であり早期に適切な対応（差押え等）を行うことにより徴収できる可能性がある。

県は、平成17年度後半から従来の自主納税の促進という基本方針から原則として滞納処分を実施する方針に転換した。これに伴い徴収部門においては、滞納状況に係る情報収集と進捗管理のためにIT化を進めている。

適切な滞納処分を実施していくためには、多数の件数をスピーディに取扱っていかねばならない。そのためには、適時の滞納情報の収集と進捗管理は不可欠であり、これらのIT化を進めることは、徴収コストの低減のうえからも有効な方法と認識される。

自動車税においては、多数の滞納件数を取扱うため、IT化された情報管理において、標準的な作業手順と比較して進捗の遅れている案件を明示（警告）する、滞納処分を実施するための情報管理を適切に行えるIT化した情報システムを構築することが課題であると考えられる。

滞納処分を有効に進める上においては、管理システム、ITによる情報管理、教育・研修制度といったインフラの整備が欠かせない。この上に立って有効な徴収事務が実現できると判断する。



3 滞納額の納税確保のための方策

滞納額について、納税が可能と判断される滞納者を対象に納税してもらうための方法としては、①徴収システムを変える、②社会的に容認できる範囲で実効性をもつ措置を実行する、③速やかに差押を実行する、といった方法が考えられる。

①については、法令等の改正が必要ではあるが自動車税において車検時に有効車検期間分の自動車税を前払いさせる方法がある（この方法は既に他県の包括外部監査でも指摘されている）。しかし、この方法は納税者において車検時の支出額の増加を招いたり、車検事業者の事務負担を増やすという問題がある。この点が社会的に受容されれば、滞納の問題は一気に解消し徴収コストを大幅に削減できる。

②については、滞納者に対して納税を促すために社会的に容認される範囲での公共的サービスの制限や名前の公表等の措置をとる方法が考えられる。個人県民税、個人市町村民税及び自動車税は、金額が比較的小さい案件が多い。したがって、容認される範囲での措置により納税を促進できる効果も大きいと思われる。ただし、滞納金額も多くまた生活維持のために明らかに納税の余裕がない場合は、有効な方法ではないと思われる。

タイヤロック（県は、平成 19 年度より実施を決定）は、実効性をもつ措置の一例である。

個人県民税や個人市町村民税についても、一定の督促を実施したにもかかわらず納税がされない場合、納税意思が認められないものとして一定の基準に該当する場合には、公共的サービスの制限や名前の公表等の措置をとることも可能であるが、その措置は実効性を持つものでなければならない。既に他の地方公共団体においていくつかの措置をとった事例もある。

③については、金額が僅少なものであれば、差押えを実施する姿勢を示すことで多くの場合、他県の例からも納税が進むと思われる。

差押えを実施すべき基準を明確にして速やかに実施できる体制を整えることが最も実効性をもつ。一定の基準に該当する場合には、差押えを速やかに実施

する事務体制を整備することが必要と思われる。

なお、納税者の実情から判断して執行停止や不納欠損の処理にいたる場合もある。判定の基準は既に整備されている。こうした判断も速やかに行っていく必要がある。

多数の案件に対応していくためには、事務処理のスピードを重視しなければならない。判断基準の明瞭化と情報システムが整備されねばならない。